

**情報通信技術利活用のための
規制・制度改革に関する専門調査会**

報告書

平成 23 年 3 月

目次

第1章 総論	1
第2章 主要な項目に関する提案	13
1. 一般用医薬品のインターネット販売等について	15
2. 政府統計データの活用	25
3. 書面を要する手続き・事務全般の電子化	29
4. 行政機関が保有する情報の再提出不要化について	34
5. 個人情報保護法 ガイドライン共通化についての提言	48
6. 著作権制度の整備（フェアユース）について	52
第3章 その他の検討項目	61
7. 償却資産税申告の電子化	63
8. 地方税等の収納方法に関する規制の緩和	65
9. 納税告知書等の電子的方法による通知	66
10. 航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化	70
11. 航空機用火工品輸入手続きの電子化及び簡素化	72
12. 特定原産地証明書の電子発給について	74
13. 輸出入・港湾関連手続きシステム（次世代シングルウィンドウ）の利便性向上及び利用促進	76
14. 雇用保険被保険者離職証明書（離職者の電子署名省略）	78
15. 自動車登録のワンストップサービスの拡充	80
16. 公的個人認証サービスにおける署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加	82
17. 電子署名法における利用者の真偽の確認方法の緩和	84
18. 住民税特別徴収関連手続き全般の電子化及び窓口の一本化	86
19. 廃棄物処理法上の行政手続きの電子化	88
20. 自治体情報システムの統合・集約化	91
21. 自動車の保管場所証明申請書の統一及び記載方法の見直し	92
22. 都市開発等に係る各種行政手続きの窓口の一本化	94
23. 旅費業務に関する関係法令等改正による旅費業務の簡素化	96

24. インターネット官報の無料公開	99
25. 自動車関連情報の参照（自動車に関する履歴情報の集約システム化）	101
26. 住基情報の利活用範囲の拡大	104
27. 交通情報提供事業に関する提供範囲の拡大	106
28. 遠隔医療の実施可能範囲の明確化	108
29. 遠隔医療に対するインセンティブの付与	110
30. 特定保健指導の遠隔指導	112
31. 処方せんの電子化	114
32. 診療報酬請求及びカルテの完全電子化	116
33. 医療情報の2次利用に関する規定の整備	119
34. 医薬品の承認、一部変更承認及び軽微変更届における手続きの電子化	123
35. 教科書の電子化	125
36. 指導要録・表簿の電子化	128
37. 国税関係帳簿書類の電子保存の承認要件の緩和	130
38. 電子的な手法による労働条件の明示	133
39. 特定の商取引において義務付けられた書面交付の電子化	135
40. 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の電磁的交付	137
41. 匿名化された個人の情報の活用	139
42. データセンターの国内立地環境整備	141
43. プロバイダ責任制限法の対象拡大	143

第1章

総論

IT 利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会報告書（総論）

1. 本専門調査会の位置づけ

平成 22 年 5 月 11 日、IT 戦略本部で決定された「新たな情報通信技術戦略」（以下、「IT 戦略」）では、納税者・消費者である国民が主導する社会への転換のために情報通信技術が果たす役割が大きいこと、国民が主導する社会では国民の暮らしの質を飛躍的に向上させることができること、新たな国民主権の社会を確立するため、①国民本位の電子行政の実現、②地域の絆の再生、③新市場の創出と国際展開を図ることを 3 つの柱としたことが示されている。

本専門調査会は、上記 IT 戦略の中で「今後の検討事項」として掲げられた「情報通信技術の利活用を阻む既存の制度等の徹底的な洗い出しを行い、それらの抜本的な見直しを図る」ことを目的として、同 6 月 22 日の決定に基づき設置された。

平成 22 年 10 月 19 日に第一回会合が開催され、第二回会合にて検討項目の絞り込みを行い、それから 6 回に渡ってヒアリングを実施し、平成 23 年 3 月 14 日に最後の会合がもたれたものである。

調査の方法としては、まず本専門調査会で検討すべき項目の候補として、これまでの検討の過程で国民、及び各府省より寄せられた規制・制度の見直し提案、及び IT 戦略に記載された事項（約 400 項目）を整理し、そこから重複の排除、事実関係の確認、IT との関連性の確認などを通じて 46 項目に絞り込んだ。

そこから、「当該規制を見直すことによるインパクト」「実現までのハードルの高さ」という基準を元に各項目を評価し、本専門調査会の場で実際に関係者を招聘してヒアリングを行うものを「A 項目」、書面による質問を行うものを「B 項目」と分類した。本専門調査会の場でヒアリングを行った A 項目は、以下のものである：

（電子政府）

1. 政府統計の活用
2. 行政情報の再提出不要化
3. 電子書面の有効性

（医療）

4. 医薬品のネット販売

5. 遠隔医療
(新市場の創出)
6. 個人情報法保護
7. 著作権制度
8. 教科書の電子化

調査の対象となる項目は電子行政にかかわるものから医療、教育、著作権制度、クラウドコンピューティングビジネスなど多岐に渡るが、本専門調査会の委員はITの利活用に関する専門家として選定されており、必ずしも各分野について専門性を有している訳ではない。また、本専門調査会の開催期間は短く、各項目の調査に充てられた時間は極めて限られていた（会議でのヒアリングは計6回にとどまる）。そこで、本専門調査会の調査が他の審議会等との関係で、どのように位置づけられるべきかが問題となる。

この点、本専門調査会は省庁横断的な視点、利用者である国民の視点からITの利活用を阻む規制・制度・慣行を特定し、それを見直すための提言を行うことを目的としている。これに対して、各府省が主催する審議会等では、必ずしもIT分野の専門家が参加しておらず、各行政分野の専門家や利害関係者が、これまで長期にわたり積み重ねられてきた既存の制度や枠組みを前提として、合意が得られる範囲で改善を行うという議論がなされている。

したがって、ITの利活用を日々行っている者として国民の視点から見て抜本的な規制の見直しを提言するのが本調査会の役割という認識について第二回会合の場で共有したⁱ。

2. 情報通信技術の利活用を阻む規制・制度・慣行

上記のように多岐の分野に渡るヒアリングを実施した結果、情報通信技術の利活用を妨げているのは個別分野の規制だけでなく、その背後にあるいくつかの共通要素があることが明らかになった。

(1) 漠然とした、抽象的な懸念による規制

国民の健康・安全を守ることを目的とした規制については、見直しに反対する理由として多くの場合、漠然とした抽象的な懸念が支配的となっていることが見受けられた。そこでは特定のケースが制度全体にも当てはまるかのような印象を与えようとしたり、エビデンスをベースに、具体的な問題に落としていく丁寧な議論がなされないまま、規制を維持する結論がなされてい

ることがヒアリングの回答としては見受けられた。

例えば、統計情報の活用については、進まない理由として「プライバシー保護」が漠然と掲げられた。具体的な例であっても、外国人の方の場合の出入国管理局への漏えいという統計情報全体からみれば一部の事案が統計全体の問題という印象を受けることとなり、情報提供主体による区別（個人か法人か）などがなされないまま一律に捉えた議論となっていたⁱⁱ。

また、一般用医薬品のネット販売では、販売禁止を主張する団体から「海外の医薬品が輸入されて事故が発生している実態や医薬品により麻薬類似品を誘導していた、自殺を図ったということ」が根拠として掲げられたⁱⁱⁱ。これらは国内で承認を受けて販売されている医薬品と承認を受けていない外国医薬品との区別や、対面か非対面かを問わず医薬品であれば生じうる問題であることが整理されないまま主張されていた。

医薬品の副作用被害についても、販売経路別のデータが確実に取れる制度設計はされておらず、エビデンスを収集し、エビデンスに基づいた制度設計を行おうとする規制当局の意思が感じられなかった^{iv}。

(2) ITで実現できることに関する理解不足

IT分野の規制を検討する際に、ITは一方的な情報提供しかできないという思い込みがあるなど、現在のIT技術ではアナログと遜色ないことができることに関する理解不足があると考えられる回答が見受けられた。

例えば、一般用医薬品のネット販売においては、販売規制に賛成する側から、ネット販売では購入者による販売者の選択は、販売者からの一方的な情報提供のみにより行われており、情報の真偽の判断が困難という意見がなされた^v。また、現行の技術ではネット上で購入者の属性に応じた情報提供ができることへの理解が不足していることを思わせる発言がなされた^{vi}。

(3) 国民の事実誤認による委縮

国民などから寄せられた（約400項目）を整理し、46項目に絞り込んだにも関わらず、多くの質問項目に対して所管官庁より事実誤認との回答が寄せられた。これは規制を守る立場にある民間において制度に対する正しい理解が浸透していないか、規制を執行する側の誤った理解に基づく指導や制度運用が行われている可能性がある。また、国内事業者から所管官庁への事前の問い合わせに対し、法律上の義務を越えた行為を求める指導が行われている可能性がある。

(4) 行政の縦割りと推進役の不在

行政の縦割りをなくすために各府省横断的な検討依頼を行っても、最終的に各府省の審議会などの議論の結果、当初の目的とは異なる結論が得られてしまうことや、各府省間でルールを共通化していくことが困難な状況があることが分かった。

また、IT 分野の規制・制度改革を進めていく上での推進役が不在で検討がなされないことや検討がなされたとしても長い時間がかかってしまうことが見受けられた。これは統計情報を活用したいと考えている要望元、ステークホルダーが薄く広く分散していたり、国と地方の間で法律上の実施者と実体上で効率的に推進できる者との間でお互いの認識が異なっていたりして、推進役がない状態になっているためと考えられる。

例えば、個人情報保護ガイドラインにおいては、各府省で所管ごとにガイドラインが策定されており、消費者庁が統一的なガイドラインのモデルを策定し、各府省に検討を依頼しても実際に改正されていない事例がみられた^{vii}。

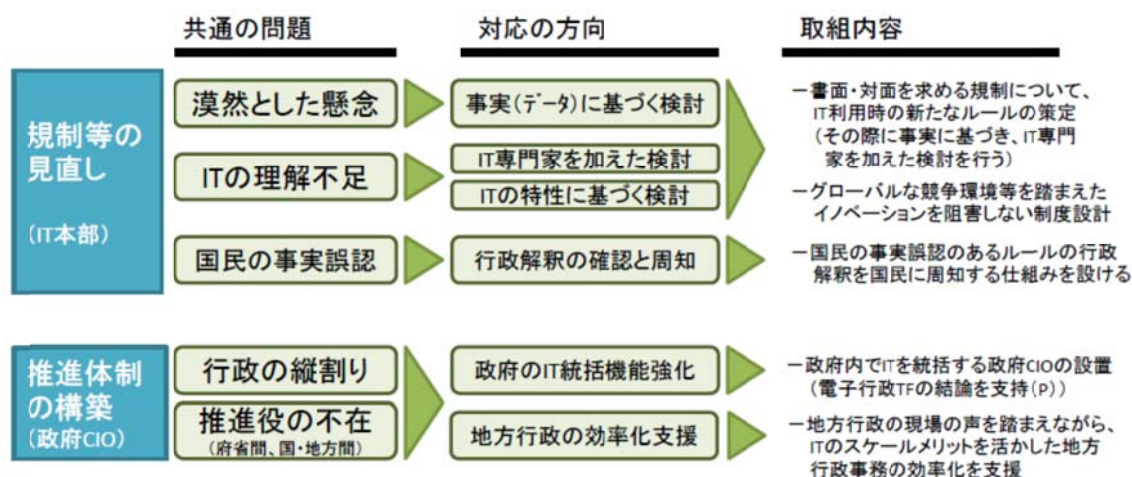
著作権制度（フェアユース）については、知的財産推進計画等での求めにより文化庁で検討がなされたが、イノベーションを阻害しないものという本来の目的とは異なる結論が審議会において出された。すなわち「権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容しうる権利制限の一般規定の導入」という求めに対し「利害対立が深いことから現時点で合理性が認められる一定の類型について制度導入を行う」という結論となった。

政府統計については、統計データの二次的利用開始まで、平成7年の統計審議会答申から改正統計法の全面施行がなされた平成21年まで15年近い年月がかかっている^{viii}。

行政保有情報の再提出不要化については、所得情報の行政機関間連携や戸籍事務に関するシステム構築に関して所管官庁と地方自治体の間で意見の隔たりがあり^{ix}国と地方との間でお互いが推進役だと各々認識している事実が確認された^x。

3. 基本的な対処方針

本専門調査会は、IT戦略の中で「IV. 今後の検討事項」として掲げられた「情報通信技術の利活用を阻む既存の制度等の徹底的な洗い出しを行い、それらの抜本的な見直しを図る」という目的を踏まえ、情報通信技術の利活用を妨げている共通の要素に対し、以下の内容を対処方針として示す。



(1) 規制等の見直し

情報通信分野の規制等を見直す際には、グローバルな競争環境の下で、技術変化スピードが速く、また多様なサービスを提供するものという特性を踏まえる必要がある。すなわち規制等がイノベーションを阻害しないようにするとともに、最新の技術によるサービスの享受が可能となるように、最新の情報をもとにした検討を行い、事実(データ)に基づき、IT専門家を加えて検討を行うことが求められる。

特に、情報提供や意思の確認を行う際に対面や書面を求める規制については、新たに必要なルールを設けることで規制の目的を満たすという視点で規制を見直していく。

また、本当は規制がないにもかかわらず規制があると国民の側に事実誤認があるものについては、国民から規制・制度改革の意見を募集し、それをもとに規制等を見直していく過程で、各府省から規制はないという回答がなされた場合には、単に規制がないから検討しないということではなく、国民の側に誤解が生じないよう正しいルールの解釈について周知を行う。

《具体的な取組内容》

- ・各府省では、規制の新設・改廃に関して検討する際には、規制を必要とする理由として、具体的にどのような問題が生じるか、それはITを活用した場合でも生じる問題か、問題が生じた場合にそれをなくすためにはどのような規制・制度が必要かを具体的なレベルで検討する。
- ・各府省で情報通信分野に関わる規制・制度を議論する際には、最新の事実（データ）に基づき、規制の事前評価の手法等を活用し、規制の費用便益について定量的な分析を行うとともにIT専門家を含めて議論を行い、ITの利活用の状況を反映した検討を行う。
- ・IT利活用に関連する規制については、ITを取り巻く社会環境の変化が早いために、IT本部において社会的費用含む費用及び便益の定量分析について定期的にモニタリングし、ITの利活用を阻害していることが確認された場合は規制見直し等の検討を行うよう各府省に依頼する。
- ・IT本部におけるモニタリングの結果、複数の規制・制度によってITの利活用が阻害されていることが確認された場合は、規制ごとではなく案件ごと（利活用用目的ごと）での定量的な費用便益分析を行った上で検討するよう各府省に依頼する。
- ・各府省における検討の状況は、IT本部において確認する。
- ・IT本部において、国民の側に事実誤認が生じているルールがないか確認し、別に検討されているオープンガバメントの場などを通じて国民に周知する。

（２）スケールメリットを活かした推進体制の構築

ITの持つ行政サービスのスケールメリット（規模の経済）を活かしつつ、情報通信分野の環境変化の速さと業種横断的な特性から、政府部門のIT統括組織を強化し、地方との連携も含めてITの利活用を統括し推進する。特に、電子行政タスクフォースにおいて検討されてきた政府部門のITを全体的に統括する組織（政府CIO）の考えを支持する。

また、納税者である国民の立場からは、国も地方も行政主体であることに変わりなく、情報セキュリティには配慮しつつ、効率的で利便性の高いサービスが提供されることが望まれる。このため、地方行政に関わるものは全て地域主権という観点から地方に任せているというスタンスではなく、政府CIOが政府部門のIT利活用の推進役として、地域の特性が行政サービスの内容に影響するなど地域に任せた方が効率的な分野と、全国どこでも同じような行政サービスとなるなど全国統一的にした方が効率的な分野に分けた上で、

各々検討を行い、前者であってもシステム上で共通化できる部分がないか検討し、後者については共通のインフラ整備を行うようにするなど地方行政の効率化を支援する。

《具体的な取組内容》

- ・ 政府部門におけるスケールメリットを活かし、国民の利便性に配慮した IT 利活用を行うため、各府省の縦割りによる弊害が発生しないよう、政府 CIO 制度を設ける。
- ・ 政府 CIO 制度の制度設計にあたっては、国と地方の連携機能を強化し、納税者である国民にとって利益となるよう、地域住民や地方行政の現場の声を聞きながら、スケールメリットを活かした形で地方行政に関するシステム構築を進めていく。

ⁱ○岩瀬委員 もちろん謙虚さは必要だと思っていますが、何のための規制かと考えると、国民の生活を豊かにするためのものであって、そういう点ではすべての論点において我々は利害関係者であると思うんですね。この場合は多分“**What**”を指摘するところであって、“**How**”の部分の指摘するものではないので。要するに、法律の条文を書くわけではないですし、細かいところに入っていきたくてではなくて、こういうふうにするべきなのではないかということ提言すべきだと思うんですね。

そう考えると、例えば電子投票みたいなことも意見を申し上げることはできるのかなと思っていて、そういう様々なプライバシーだとかセキュリティとか暗号とかいろんな問題を解決することを前提にこういったものが実行されることは、例えば有権者の国政への参加という観点から望ましいという結論はできると思うんですね。それをどうやってやるかというのは、当然この場で言えないと思うんですけども、“**How**”を捨てて“**What**”に集中するというふうに考えれば、すべての論点に本質的には意見は言えるべきことなのではないのかなと。ただし、それをおっしゃるとおり、専門家づらしてすべてについて言うべきではないと思うんですが、そもそも立て付けからして、省庁横断的なそれぞれの専門家があるものがほとんどですので、そこはそういう前提でやればいいのかないかなと思います。

○森会長代理 賛成です。

○野原会長 私も今の意見に賛成です。各省庁への照会の際に、事実確認とか、担当外だというコメントが多々ありましたが、検討課題を矮小化していると思うものも多々ありました。そういう点でも、どこまで専門性があるかにとられるより、基本的なスタンスをしっかり持って我々が議論してわかったことをアウトプットすることが重要だと思います。(第2回議事概要 38、39 ページ)

ⁱⁱ○千野参考人 そのような不安もあると思います。先ほどもご説明いたしましたが、匿名化技術を使った匿名化というものについて、絶対的な匿名化というのはなかなか難しいという部分がございますので、一般論として漠然とした不安はあると思います。ただ、その漠然とした不安を突き詰めていきますと、特にどういったときに大きな不安を感じるかということと考えますと、自分が何らかの関係するもの、例えば企業ですとライバル企業とか、あるいは外国人の方ですとその出入国管理当局とか、あるいは隣近所の方とか、そういった自分が何らかの関係する者に自分の情報がさらされるのではないかと不安は特に大きいのではないかと思います。そういったことを考えますと、現状、学術研究に利用目的を制限してございますが、学術目的であればそのような不安は小さいだろうということが背景にあるのだろうと考えております。(第4回議事概要・13 ページ)

○千野参考人 どの程度まで考えるかということがありますが、一つ特定される可能性が高いものといいたしましては、特殊なケースといたしますか、例えば世帯員の数が非常に多いケースとか、例えば匿名化の技法で使っておりますのは、一部の情報を削除する。例えば、世帯の中で三つ子以上、三つ子、四つ子といった情報のある世帯情報は削除するとか、さらに世帯員が10人以上は削除するとか、あるいは高収入のところはグルーピング化するとかといったことで、平均的なところに埋もれる方々についてはそれほど秘匿の危険性は高くないのかもしれないんですが、そういった中にそういった方々もまじっている。あわせて、外部情報からわかるような情報というのがございますので、例えば見た住宅の建て方とか、住宅土地統計調査などですと、住宅のいろいろなことを聞いているのですが、外観からわかるようなものもある。そのような情報と組み合わせたときの危険性ということもございます。ただし、おっしゃるとおり、匿名化には幅がございますので、その幅の中でどう考えるかといったことについて、我々はこれから検討をまきにしていきたいとは思っております。(第4回議事概要 15 ページ)

ⁱⁱⁱ○日本薬剤師会 (生出参考人)

4番目として、インターネット販売においては、購入者における販売者の選択は販売者からの一方的な情報提供のみに

より行われており、提供されている情報の真偽の判断が困難であり、さらに明らかに違法と思われるものまでが販売されているインターネット販売の現状を勘案しますと、インターネット販売の容認は国民の安全の確保を揺るがすことになると思います。

(第3回・13ページ)

○日本チェーンドラッグストア協会(小田参考人)

相模原市でアラブの方々から風邪薬の一部から麻薬類似品を誘導していたという事件もありましたし、九州と埼玉県にまたがった問題ですけれども、ある若者がネットで買った、ネットだけでもないんですけれども、風邪薬で自殺を図ろうとしたということもありました。それから、非常にマスコミも話題になりましたけれども、硫化水素で自殺を図る例が何件かございました。(第3回議事概要・25ページ)

○岩瀬委員 先ほどおっしゃられたさまざまな例って、ネット販売と全く関係ないんじゃないかというふうには私は思ったんです。

○小田参考人 私もこれは調査しておりませんが、埼玉で自殺を図られた方、それからアラブの方々から風邪薬を求められた方はネットでも買ってあります。

○岩瀬委員 それは、でも対面でも買えますよね。

○小田参考人 対面でも買えます、先ほど言ったとおり。

○岩瀬委員 なので、ネットであるから危険性が高まったという根拠には決してならないんじゃないかという、そういう理解でよろしいですか。

○小田参考人 そういう理解で結構ですけれども、先ほど言ったとおり、ほかの予見のものを発見するチャンスというのは、対面で多々あるということをおしつけております。(第3回議事概要・28ページ)

iv ○野原会長 このまま固定するのではなく、どうすればそれが実現できるのかを、今後積極的に検討いただきたいと思っています。

○中垣参考人 長くなって申しわけありませんが、その中でやっぱり何か問題があったときに、それをどう克服できるのかというのを、それは我々が考えるのか、あるいはどこで考えるのかあれですけれども、そういったものの裏づけがないと、まず緩めてみようという感じの議論というのはなかなか難しいということはお理解いただければと思います。(第3回議事概要・45ページ)

(質問2) 規制が開始された後の経過措置として離島居住者及び継続使用者に対する第2類医薬品等の郵便等販売を認めている範囲で、インターネット販売により購入した一般用医薬品で副作用被害が生じたかどうか。

(答) 販売制度開始後の副作用報告において、購入経路は必ずしも報告されていないので、インターネット販売により購入した一般用医薬品で副作用被害が生じたかどうかは不明である。

(第3回・資料6:質問事項への回答(厚生労働省提出資料))

v ○日本薬剤師会(生出参考人)

4番目として、インターネット販売においては、購入者における販売者の選択は販売者からの一方的な情報提供のみにより行われており、提供されている情報の真偽の判断が困難であり、さらに明らかに違法と思われるものまでが販売されているインターネット販売の現状を勘案しますと、インターネット販売の容認は国民の安全の確保を揺るがすことになると思います。(第3回議事概要・13ページ)

vi ○森会長代理 それは本人と電話ができればという話ですよ。

わかりました。

最後にちょっと岩瀬さんのご質問で、ネットの場合、一方的な情報提供なんではないかというお話のところ、ご説明で一人一人に対する情報提供ができないんじゃないかと、一律なんじゃないかというお話だったんですが、ちょっとそこがわからないかなと思ってまして、例えば今ですとチェックメニューといいますか、プルダウンのチェックをつかって、あなたはほかのお薬を飲んでますかとか、あなたはこれこれについてアレルギーがありますかとか、あなたは妊娠していますか、そういう情報をとった上で販売の可否を決めることがネットでもできると思うんですけれども、それでも一律な情報提供しかできてないということになるんでしょうか。

○生出参考人 第一類医薬品に戻りますと、書面での情報提供とありますが、ある項目はここもこうと決められてまして、最後に話をすることによって薬剤師が必要と思う事項について、いろいろ相談をしないという法律の中の用語がございます。ですから、直に対面でのいろいろなことを顔色を見ながらとか、この方にはこういうことが必要だということをつけ加えたり、一律的に全部1から10まですべてが必要とする生活者の方だけではないと思いますので、それを専門家がききわめるというのがその専門家の役割だと思っています。

○森会長代理 確かに、臨機応変ということであれば、対面のほうがいいかもしれませんが、網羅的にいろいろなことが聞けるという点ではネットのほうがいいのではないかと思います。それはいかがでしょう。

○生出参考人 それはどなたが判断するんでしょう。全部来たものを、購入者ですか。

○森会長代理 もちろん購入者がどういう状態にあるかということをおネットで聞いて、販売者のほうで、それならちょっと販売するわけにはいきませんということになるんだと思います。

○生出参考人 その辺よくわかりません。

(第3回議事概要・19、20ページ)

vii ○国井参考人 消費者庁の個人情報保護推進室長の国井でございます。

(略) 2点目のご質問は、ガイドライン共通化の方針が出た後、2年たった平成22年7月時点において見直し作業が行われているものが9ガイドラインにとどまっていると。この原因についてどのようなものが考えられるかというご質問でありました。我々としてはガイドラインの見直しについては、その本体をご覧いただくとわかるとおり、基本的には各省庁の判断にゆだねられておりますので、各省庁において事業者に対する影響ですとか、それ以外の実質的な内容面での見直しの検討状況など、さまざまな事情を考慮した結果、今、こういう結果になっているというふうに認識をしています。(第7回議事概要・13ページ)

viii ○千野参考人(総務省) それでは、資料2-1に内容を書いておりますので、ご覧いただきたいと思っております。「統計データの二次的利用について」ということで、1枚めくっていただきまして2ページをご覧いただきますと、実は統計データの二次的利用匿名化というのは大変難しい技術でございまして、ここに書いてございますように、今は平成22年なんですけど、平成7年ごろから研究を進めてきております。平成7年当時の統計審議会答申の中で、当時は呼び方もまだ定まっておらず、「標本データ」という言い方をしておりましたが、匿名データについて専門的・技術的な研究をするということが指摘されました。(中略) そのような経過を踏まえまして平成19年に統計法が全部改正されて今回の制度創立に至ったということで、この制度の開始自体は、その施行でございますので、平成21年、昨年4月ということでございます。したがって、10年以上の研究の成果がございまして、昨年開始した新しい制度ということになります。(第4回議事概要・9ページ)

ix ○石井参考人(法務省) 回答いたします。これは先ほどの説明のところの繰り返しになってしまうのですが、ではどういった形態で行えばいいのかということについては、まさに具体的な事案というものは、こちらの方で用意するというよりは、むしろこういった形態があるのでいいかどうかという形で照会していただくということになるかと思っております。

これも繰り返しになりますが、戸籍事務というのはあくまでも市区町村の事務でございます。また、一方で法務大臣あるいは法務局、地方法務局というのは、戸籍法3条という世界の中で、例えば基準を示し、報告を行い、助言、勧告、指示を行うという立場でございますので、そういったものがあるのかということも網羅的に示すことは、こちらの方としては、個々の事案にどんな形態があるのかもわかりませんので、難しいのかなと思っております。(第6回議事概要・37ページ)

○浮ヶ谷参考人(市川市) 今のご質問に直接ではないんですが、私どもは、先ほど答弁させていただいたように、法務省さん、法務局の方からもいろいろあるように、戸籍の事務自体は市区町村の事務で、それは市区町村できちんとやっていると前提のもとに、システムの整備があります。今回一番問題になっているのは、本籍地と現住所が違う。それで、各々の自治体でそこを把握していくという状況の中にあると回答させていただいたように、川口市さんの方からもありましたけれども、一自治体で検討していくのはやはり限界がある。だから、バックグラウンドとして、最低限できるところはやっているのだけれども、では全体的な形でこそ、こういうICTが出てきた時代ですから、インフラの方さえ整備してくれれば、市区町村はそこへ乗って自分の事務としてやっていきますよと。であれば、当然今度は他市区町村の例えばそういう附票とか、いろいろなものの動きも統一的な形で運用されていくのではないかと。それで、全国一斉にスタートしなくてもいいわけです。各自治体が、当然今はリースであったり、それから限界が来たりした時点で乗りかえていけばいいわけですから、そのような形である程度の長期スパンの中で、今の技術を使った中でシステムをつくり上げていただきたい。(第6回議事概要・39ページ)

x

○石井参考人(法務省) そうですね。ただ、すみません、何度も繰り返しになっておしかりをこうむるところではあるとは思いますが、ちょっとここは、まさに市町村の事務でありまして、どのような形で交付していくかというのいろいろな方法がとり得ると思うんです。そこはまさに実情に応じて、こういった形でしたいということを各市区町村の方で検討していただくということが必要ではないかと思っております。ちょっと繰り返しになりまして、申しわけございません。(第6回議事概要・37、38ページ)

○浮ヶ谷参考人(市川市)(前略) 川口市さんの方からもありましたけれども、一自治体で検討していくのはやはり限界がある。印鑑証明についてもしかりだとしていただければ。それで、各自治体がある、人口割だか何だかわかりませんが、そういった形での負担割合をしていくとか、そういった相互の仕組みをつくっていただければ、自治体としてもこういう財政状況の中ですか、かなりスムーズに進むのではないかと。(第6回議事概要・39ページ)

第2章

主要な項目に関する提案

1. 一般用医薬品のインターネット販売等について

1.規制の概要

(1)一般用医薬品の分類と販売規制

2009年6月から完全施行された改正薬事法において、一般用医薬品が副作用のリスクが高いとされる成分を含む第1類医薬品から、第3類医薬品まで、リスクに応じて3つのレベルに分類された。この分類に応じて、薬事法から委任された厚生労働省令により、第1類医薬品は薬剤師による対面販売の義務が、第2類医薬品は薬剤師または登録販売者による対面販売の努力義務が規定された。なお、第3類医薬品はインターネットによる販売が認められている。

	薬局、店舗 (要薬剤師)	店舗 (要登録販売者)	ネット、通販 (薬剤師がいても)
第1類医薬品 発毛剤など	○	×	×
第2類医薬品 かぜ薬、漢方薬など	○	○	×
第3類医薬品 ビタミン剤など	○	○	○

(2)経過措置

改正薬事法の施行から2年間(2011年5月末日まで)は、経過措置により、以下の場合は第2類医薬品であってもネット等による販売が認められている。

	購入者	対象医薬品	販売方法
新規購入	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局等のない離島の居住者 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2類医薬品 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便等販売 (対面販売不要) ・販売記録の作成・保存 ・電話等による情報提供、相談応需の努力義務
継続購入	<ul style="list-style-type: none"> ・施行前から継続使用していると認められる者 かつ ・専門家が情報提供を要しない意思を確認し、不要と判断した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2類医薬品 ※過去に購入した当該薬局等から、同一の医薬品を購入する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便等販売 (対面販売不要) ・販売記録の作成・保存

2.規制改革の要望内容

薬事法及び厚生労働省令により、一般用医薬品は「対面販売」が原則とされ、インターネットを活用した郵便販売にはリスクが比較的低い「第3類医薬品」に限定された。これにより、それまでインターネットで購入していた利用者の利便性が低下するとともに、販売側の経営にも大きな影響を与えている。

このため、消費者の利便性と安全の確保を図った上で、第3類以外の一般医薬品についても広く通信販売が可能となるような提供方法を検討し、薬事法施行規則を再改正する。

また、高齢者等の交通弱者が自宅近辺の店舗を利用できるといった利便性を向上させるため、現在、医薬品販売を行う際は、登録販売者が常時店頭にいる必要があるが、テレビ電話等の情報通信技術の活用により、登録販売者が常時店頭にいるのと同じ体制ができていると認める。

3.厚生労働省の意見

(1)規制の理由

一般用医薬品は、効能効果とともに、程度の差こそあれ、リスクを併せ持つものであることから、その適切な選択と適正な使用を確保するため、薬剤師又は登録販売者（以下「専門家」という。）が情報提供を行って販売することを原則としている。

専門家が対面で情報提供を行って販売する場合に比べて、インターネット等対面によらない方法により情報提供を行って販売する場合は、①購入者側の属性、状態等の把握、②即時の応答・指導、③意思疎通の柔軟性・双方向性、④専門家が情報提供を行っていることの確認、⑤製品や添付文書等を示しながらの説明といった点で劣っており、医薬品の適切な選択と適正な使用が確保できないと考えている。

このため、郵便等販売については、リスクが比較的低く専門家による販売時の情報提供が不要な第3類医薬品に限って行うこととしているものであり、それ以外の医薬品の郵便等販売を認めることはできないと考えている。

(2)実現へのハードル

薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第98号）の基本的な考え方は、医薬品の販売に当たっては、郵便等販売であるか否かにかかわらず、購入者に対し、専門家が対面で情報提供を行って販売することにより、医薬品の安全・適切な選択使用を確保するというものだが、郵便等販売やテレビ電話による情報提供については、このことが確保される状況にはない。

特に、一般用医薬品のインターネット販売については、医薬品の郵便等販売を行う一部の販売業者やその団体（例：特定非営利活動法人 日本オンラインドラッグ協会）などが強く全面解禁を求めている一方、全国消費者団体連絡会など消費者団体や薬害被害者団体などをはじめとする多数の団体は、第3類医薬品を含めた全面禁止を求めている。

4.調査結果

(1)調査の方法

本調査会では、規制当局（厚生労働省）に対してヒアリングおよび書面調査を実施した。また、一般用医薬品の販売者側は賛否を明らかにしている団体が明確であるためヒアリング調査を行い、消費者側は薬害被害者団体及び障がい者団体へ書面調査を行うとともに、様々な意見があることから、国民に対するパブリックコメントを実施した。

なお、詳細な調査内容は本調査会第3回資料に記載されていることから、ここでは簡潔にまとめる。

(2)規制当局と非対面販売支持側の意見

規制当局（厚生労働省）は、「3. 厚生労働省の意見」において記載したとおり下表の左欄の理由により対面販売よりも非対面販売の方が劣ることを主張している。これに対し、非対面販売を支持する側（楽天株式会社、ケンコーコム株式会社）から下表の右欄のとおり意見が出された。

規制当局の意見	非対面販売支持側の意見
以下の点で対面販売よりも非対面販売での情報提供は劣るため、医薬品の郵便等販売を認めることはできない。	以下の対応をすれば、非対面販売であっても、対面販売と同等の情報提供は可能である。
①購入者側の属性、状態等の把握	①問診表的な機能設定により購入者の状態等の把握は可能
②（購入時の）即時の応答・指導	②メール、電話等により、発送までに購入予定者に必要な応答をすることが可能
③意思疎通の柔軟性・双方向性	③メール、電話等により、双方向のコミュニケーションをとることが可能
④専門家の実在性の確認	④専門家に関する情報を掲示し、氏名・顔等を公表することで実在性を確認可能
⑤製品や添付文書等を示しながらの説明	⑤添付文書等を購買過程で示すことが可能

(3)対面販売支持側と非対面販売支持側の意見

対面販売支持側（日本薬剤師会、日本チェーンドラッグストア協会）からは下表の左欄に記載された理由により対面販売よりも非対面販売の方が劣ることを主張している。これに対し、非対面販売を支持する側（楽天株式会社、ケンコーコム株式会社）から下表の右欄のとおり意見が出された。

また、対面販売支持側へのヒアリングでは、副作用の危険性が高まるという客観的な科学的な根拠はないという発言や、現行の技術ではネット上で購入者の属性に応じた情報提供ができることへの認識がないことを思わせる発言がなされた。

対面販売支持側の意見	非対面販売支持側の意見
一般用医薬品の販売は対面販売が原則。以下の理由から、ネット販売は禁止か第三類医薬品に限定すべき。	以下の通り非対面販売を制限することに合理的な理由がない。
①医薬品には必ず副作用リスクが伴っている。	①医薬品にリスクがあることと、特定の販売方法の制限に合理的関連性がない。
②専門家によるリスクの未然防止、症状等の悪化防止、受診勧奨の機会を失わせる。	②専門家による販売の一類型であり、問診表的な機能設定における申告情報などを活用できる。購入予定者に問い合わせることもできる。
③ネット販売では副作用被害を受ける可能性が対面販売より高まることは当然のことである。	③ネット販売において副作用被害をうける可能性が対面販売より高まることは当然とする合理的な根拠はない。ネット販売でも安全を確保できる。
④ネット販売では購入者による販売者の選択は、販売者からの一方的な情報提供のみにより行われており、情報の真偽の判断が困難である。	④購入者による販売者の選択に関する情報提供において、店舗販売とネット販売とで何が違うのか不明である。
⑤明らかに違法と思われるものまでが販売されている現状から国民の安全の確保を揺るがす。	⑤違法なものがネットで販売されていることは薬事の執行監視体制の問題であり、ネット販売という手段を一律に規制することとは次元が異なる問題である。
⑥公開の場で議論がなされ決定された。	⑥ネット販売継続を求める署名が 150 万もあり、ネット販売規制の省令案のパブコメに対しても大多数の国民が反対していたにもかかわらず強行されたもの。
⑦医薬品の販売は、利便性よりも安全性がより確保できる制度のもとで行われることが重要。	⑦利便性のために安全性を損ねていいという主張をしているのではない。安全性を確保する業界ルール案を提示している。全ての国民に希望する医薬品を供給できる体制を確保することが必要不可欠。

(参考) 本調査会 (第 3 回) 議事概要 (抜粋)

- 岩瀬委員 なので、インターネットで薬品を実際購入された経験はないということでもよろしいでしょうか。
- 生出参考人 (日本薬剤師会) ありません。
(中略)
- 岩瀬委員 なので、ネットでやった結果、副作用の危険性が高まるという客観的な科学的な根拠はお持ちでないという理解でよろしいでしょうか。
- 生出参考人 それはないです。
(中略)
- 森会長代理 確かに、臨機応変ということであれば、対面のほうがいいかもしれませんが、網羅的にいろいろなことが聞けるという点ではネットのほうがいいのではないかと思います、それはいかがでしょう。
- 生出参考人 それはどなたが判断するんでしょう。全部来たものを、購入者ですか。
- 森会長代理 もちろん購入者がどういう状態にあるかということネット上で聞いて、販売者のほうで、それならちょっと販売するわけにはいきませんということになるんだと思います。
- 生出参考人 その辺よくわかりません。

(中略)

- 岩瀬委員 だとしたら、その点は仮にクリアできたとします。同様に他の点についても技術的にクリアできれば、対面にこだわる必要はないんじゃないでしょうか。
- 小田参考人(日本チェーンドラッグストア協会) それはクリアできないよ。逆に言えば、これだけ技術が進んでいるのに、変な話で申し訳ないけれども、月面着陸だって作られたんじゃないかと言われているくらいですから、それはそちらの論理で、それには乗れないですよ。

(4)消費者側の意見

①薬害被害者団体からの意見

全国薬害被害者団体連絡協議会から、以下の意見があった。

- ・リスクの高い一般用医薬品については、専門家委が十分関与して販売使用されることが望ましい。
- ・ネット医薬品販売は規制緩和問題として問題にできない。医薬品は特殊な商品である。
- ・この問題はネット販売の実情を十分精査検討した上で結論を出すべき問題で拙速に結論を出すべき問題ではない。

②障がい者団体からの意見

日本盲人会連合会から、以下の意見があった。

- ・視覚障害者が安全にネットで薬を買うことができれば薬局までいけないときに、音声で薬の説明が聞けるため賛成。
- ・認可された薬局であることや、視覚障害者に特別に配慮された薬局・サイトであることが利用する上で確認でき、買いたい薬と発注する薬が間違いがないかを確認できるシステムがあることが、ネット販売でも安全が確保される仕組みとして考えられる。

(5)パブリックコメント

①概要

幅広く国民の皆様から御意見・御提案を伺うため、以下の要領で、国民の皆様から意見を募集した。

- 募集期間：平成 22 年 11 月 26 日～12 月 27 日までの約 1 ヶ月間
- 募集方法：WEB フォーム、FAX、郵送、メールにて意見を募集
- 募集内容：・一般用医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品販売の規制緩和への賛否
 - ・賛否の理由
 - ・一般用医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品販売を行った場合でも、安全が確保される仕組みがないか。また、もしあるとすればその具体的アイデア

②意見総数

- 総数 644 件 (うち、団体：65 件 個人：579 件)
 - ・賛成意見 (部分的賛成を含む)：324 件
 - ・反対意見：304 件
 - ・賛否が不明な意見：16 件

③主な意見

○賛成意見における主な理由

- ・インターネットでの販売でも、質問フォームの設定や書面による確実な情報提供を行う等のルールを設けることにより、対面と遜色ない安全性を確保することができるため。
- ・離島や過疎地域等の対面販売での薬の入手が困難な地域においては、インターネット販売等による利便性が求められるため。
- ・高齢者や障がい者、介護が必要な方や子育て支援が必要な方等にとって、インターネット販売等による利便性が求められるため。
- ・対面販売でも医薬品の情報提供等が行われていない現状から、販売履歴から販売先をトレースできるインターネットの方が安全面で優れていると考えられるため。
- ・検査薬等の副作用の危険性がないものまで、インターネット等での販売が規制されているため。

○反対意見における主な理由

- ・医薬品の使用においては副作用の発生などのリスクが伴うものであるが、インターネットでの販売では、薬剤師等による医薬品の情報提供や購入者の顔色、体型等から判断して医薬品を選択するという機会が失われることから、対面販売と同等の安全性が確保されないと考えられるため。
- ・薬剤師等による購入者への受診勧奨の機会が失われるため。
- ・大量購入による薬物乱用や不正な転売等を防止するため。
- ・厚生労働省の検討会における専門家による長時間の審議による結論を無視することになるため。

○一般医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品販売を行った場合でも、安全が確保されるための具体的なアイデア

- ・テレビ電話を使って、薬剤師等が購入者と対話しながら販売する。
- ・インターネットで販売する際の相談窓口を24時間体制で整備する。
- ・インターネットによる販売時に、その薬の禁忌条件や慎重に投与すべき症状等を確認するシステムとする。
- ・販売事業者がインターネット販売による購入者情報を保存し、履歴をトレースできるようにしておく。
- ・購入者に対する販売総量規制を設ける。
- ・麻薬・覚せい剤原料の含まれる医薬品の分類を変更する等、販売規制を強化する。
- ・初回のみ対面販売とし、2回目以降はテレビ電話や郵送等でも購入可能とする。

(6)本調査会委員の意見

ヒアリング調査を行った後の意見交換において以下の意見が出された。

- ・非対面販売を望む国民に対し、非対面販売で十分な情報提供をするために必要な措置をとればよい。
- ・ITで実現できないという障壁が何一つ出てこなかった。
- ・違法なサイトについては、違法有害情報対策での取組み等もにらみながら、提言できればと考えている。
- ・ネットは怪しいという印象に対しては、悪質あるいは違法なネット事業者の排除というのが有効。
- ・危険だと思ふなど想像の発言が多く、どうすればエビデンスをとれるかという方法論を検討して、できるところから取り組むことが大事。
- ・ネット販売がなければ非常に困る方もたくさんいるので、対面は対面で、ネットはネットで、安全を確保しながらやるという方向を模索する。
- ・一律禁止はおかしいので、非対面の場合には対面よりも厳しい義務を課すということを提案する。
- ・産業の観点よりも、どういうふうに安心な状況をつくるかというアウトプットにすべき。

5.改革の基本的な考え方

一般用医薬品の販売規制は、生命・身体に関わるものであり、経済的なものと比べて原状回復が困難であること、過去に薬害事件が生じたことから規制当局は慎重な対応にならざるを得ないだろう。また、医薬品には副作用リスクがあることから安心・安全に購入し、使用したいと誰もが思っている。一方で、これまでの規制改革会議や行政刷新会議、本調査会での議論や報道において明らかなように、近くに薬局・薬店がないことや、センシティブな疾病の場合には対面では購入しにくいなどの理由によりインターネットで医薬品を購入したいというニーズが国民にあるのも事実である。

本調査会では、対面販売に限定することを支持する側と反対する側からヒアリング調査を行ったが、対面に限定しなくてもITを活用することにより薬事法で求められる情報提供を行うことは可能であるという結論を得た。

このため、本調査会は、医薬品の販売に求められる安全性を確保するためのルールを設け、インターネット販売など非対面販売を認めるべきと考える。また、IT技術の活用による医薬品販売の安全性の向上や薬害被害の拡大防止のため、違法医薬品サイトの規制や、医薬品購入者の把握による新たな副作用の発生を的確に購入者に伝えることや医薬品の回収などを行うことを検討すべきである。

これらについては、「新たな情報通信戦略 工程表」(平成22年6月22日・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)において決定されている医薬品等安全対策の推進の項目(2.(1)iv)医療情報データベースの活用による医薬品等安全対策の推進)を発展的に見直すことが望ましい。

6. 対処方針の内容

(1) 医薬品販売規制の見直し

① ネット販売のルール策定

規制当局が対面販売よりもネット販売が劣る理由として掲げた以下の5つの観点から、医薬品販売に求められる安全性を確保するためのルールを策定し、そのルールの遵守をネット販売等の事業者には義務付ける。なお、第2類医薬品については、薬事法において実施義務ではなく努力義務となっているため、ルール遵守の努力義務を課すことになる。

《販売ルール案》

① 購入者の属性、状態等の把握	購入者の連絡先、属性、状態等（住所、氏名、性別、年齢、購入する医薬品の内容に応じて行う情報提供の際に必要な情報（アレルギーの有無、治療中の疾病の有無、妊娠の有無、過去の服用経験など）を受注時に確認する。
②（購入時の）即時の応答・指導	医薬品の発送までに購入者の属性、状態等に応じて必要となる情報提供（受診勧奨を行い販売しないことを含む）を実施する。また、購入量制限が必要と考えられるものについては購入量の制限を行う。
③ 意思疎通の柔軟性・双方向性	購入者が希望した場合に専門家が相談に応じられるようにする。
④ 専門家の実在性の証明	専門家および店舗の実在性に関する情報（店舗の許可番号や実際に存在する店舗の住所など）を提示すること。また、郵便等販売のみの無店舗販売は認めず、実際に店舗を有することを条件とする。
⑤ 製品や添付文書等の提示	購入者が製品や使用上の注意等の確認を確実に行うよう分かりやすく情報提供を行うこと。

② 副作用報告の見直し

対面販売と非対面販売とで副作用リスクにどのような差があるかについては十分なエビデンスがなく、副作用報告では購入経路に関する情報について可能な限り報告を求めるとされているのみで、必須のものとして報告が求められていない。

このため、一般用医薬品の販売方法に関する見直しや見直し後の状況把握のため、副作用報告について購入経路の報告を必須のものとする。

(2) IT活用による医薬品販売の安全性向上

IT技術の活用による医薬品販売の安全性の向上のため以下の対策を行うべきである。

① 医薬品の個人輸入における安全性向上

日本で認可されていない海外医薬品のネットを使った個人輸入により健康被害が生じていることから、国は国民が安心してインターネットにより医薬品を購入することができるように、消費者が国内で販売を認められた医薬品の販売をしているサイト（店舗）を容易に見分けられる仕

組みを設ける。

また、海外医薬品による健康被害の発生状況や、個人輸入された医薬品による健康被害は医薬品副作用被害救済制度の救済対象とならないことなど医薬品を個人輸入した場合のリスクに関する情報について、ITを活用し、インターネット上での啓発を充実・強化する。

②副作用被害の拡大防止

現在の一般用医薬品の販売においては、購入者が購入した医薬品と購入者の連絡先が把握することを義務付けるルールがないことから、未知の副作用が生じた場合に連絡ができないケースがある。このため、薬局・薬店は、購入者の同意を得た上で購入者の連絡先と購入医薬品に関する情報を一定期間保存し、新たな副作用が発生した場合には、購入者へのメール等により注意喚起を行うことをルール化し、副作用被害の拡大防止を行う。

<参考>

- ・ヒアリング及び書面調査に関する資料（第3回専門調査会資料）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kaikaku/dai3/gijisidai.html>
- ・パブリックコメントの結果
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDET&AIL&id=060580424&Mode=2>

2. 政府統計データの活用

1. 規制の概要

委託による統計の作成（オーダーメイド集計）は、統計法第 34 条及び統計法施行規則第 10 条により、学術研究・高等教育の発展に資する場合に限定されている。また、匿名データの提供については、統計法第 36 条及び統計法施行規則第 15 条により、学術研究・高等研究の発展、国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資する場合に限定されている。

<根拠規定>

統計法第 34 条、第 36 条、第 38 条

統計法施行令第 13 条

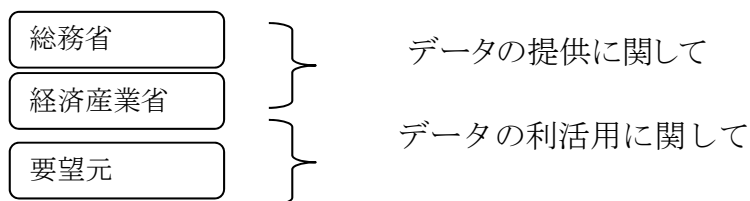
統計法施行規則 第 10 条、第 15 条

2. 規制改革の要望内容

- ・政府統計データの活用を図るため、オーダーメイド集計及び匿名データの提供の要件を、例えばビジネス用途など、他の目的にも利活用できるよう拡大する。
- ・政府統計の二次的利用について、実態としては、アカデミックユースしか容認されていない。利用者の範囲については、統計法にある「我が国の利益の増進及び国際社会の発展に資する」観点から、民間の研究機関・シンクタンクなどによる新たな政策提案といった可能性が考えられ、より幅広い有効な活用が必要である。たとえば、政策立案に民間のノウハウを活用することで、国全体の利益の増進につながるほか、統計データのビジネス活用による経済効果などが期待できる。
- ・より自由で創造的なデータの分析および活用のために、オーダーメイド統計のみならず匿名データの提供およびその手法についてさらに検討を進めてほしい。
- ・調査協力者に対して、プライバシーの保護を確保することはもちろんのこと、迅速に調査結果をフィードバックすることは、回答のインセンティブを高めることになる。その観点からも、安全かつ幅広い情報提供をしていただきたい。
- ・二次的利用に係る手続きを簡素化すべき。申出書の書き方、分析方法をあらかじめ決めた上での申請など、現状では二次的利用の申請手続き自体が障壁になっている可能性がある。
- ・二次的利用に際して、データ分析における利便性向上や入手および提供に係るコスト節約のため、オンラインのダウンロードや、もしくは限定された場所でのオンサイト利用を検討していただきたい。
- ・二次的利用に供することを前提に、調査自体をインターネットを用いて実施できないか。

3. 調査対象

本項目に関しては、政府が持つ統計情報を民間の利活用に資するという観点から、以下についてヒアリングを実施した。



4. 調査結果概要

【データ提供側】

- ・平成21年4月に改正統計法の全面施行にあわせ、オーダーメイド集計、匿名データの提供の制度を開始。
- ・平成21年度二次的利用実績は、オーダーメイド集計4件、匿名データの提供20件の計24件。平成22年は、11月末時点で計37件。
- ・平成22年12月1日現在、二次的利用対象統計調査は匿名データで4調査、オーダーメイドで13調査であり、これを拡大することが必要と認識。
- ・統計調査における二次的利用の拡大については、本年5月にIT戦略本部において決定された「新たな情報通信技術戦略」で指摘され、また、9月には内閣府に設置されている統計委員会からも統計法施行状況報告を受けた審議結果報告書において同様に指摘されており、「新たな情報通信技術戦略」に示された工程表に沿って対応している。(工程表では2012年度までに制度の見直し検討を行い、2013年度から必要な法令改正等行うとしている。)
- ・これまでに有識者会議「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を総務省内に設置し、有識者の意見を聴取している。また、関係府省で構成する「統計データの有効活用に関する検討会議」を開催して統計調査の実務を担う各府省の意見を聴取している。
- ・二次的利用の拡大に向けた主要な課題として、ニーズの把握、諸外国の制度の実態把握、匿名化技術の確立・検証、国民の理解増進などが挙げられる。
- ・統計データの二次的利用を進めるにあたり、国民の理解と利用の促進を図るため周知活動を進めていきたいと考えている。
- ・政府の統計調査は、統計法の定めるところにより、調査票情報の目的外利用の禁止や秘密の保護を前提として実施。二次的利用は一定の匿名化処理のもとに行われているが、データの中には生活や企業運営の実態など赤裸々な個々の回答情報が含まれているため、これらのデータが無制限に利用・提供されれば、個人や企業の秘密が明らかになってしまうのではないかと、回答した内容が意図に反して利用されるのではないかと、という不安を調査対象者が抱くことが懸念される。中でも、自らと利害関係があるものなど、自らに一定の影響を与える可能性のある者に渡り

- スクにさらされることについて、特に不安を感じるものと考えられる。
- ・匿名化技術については研究を進めつつ実施しており、分析結果を返すオーダーメイド集計による二次的利用提供が先行している。
 - ・学術研究・高等教育目的での利用においても、漠然とした不安は生じるが、これらの目的に限定するのであれば、個人情報や企業情報が、自らと利害関係がある者など自らに一定の影響を与える可能性のある者に渡るリスクが小さいと考えられる。(これまでの試験的な取組において問題が生じなかった。) 一方、ビジネス等に用いた場合、上記リスクに不安を感じる度合いは高くなると考えられる。そこで、二次的利用の利用目的を拡大した場合のリスクや不安の増大が統計調査に対する理解と信頼に対して与える影響について、十分に見極めることが重要な課題であると考えている。
 - ・インターネットを用いた調査の導入に関しては、総務省が来年度に実施する社会生活基本調査などで導入を予定しているほか、経済産業省では、すでに経済産業省生産動態統計調査や特定サービス産業動態統計調査等の統計調査において、インターネットを活用した調査を導入している。

【要望元】

- ・この二次的利用の制度を推進していく上で、事前規制をきつくしすぎることで、利用が進まないことがある。そのため、目的外利用などに対する事後対策として罰則やチェックの仕組みがあれば、安心してデータの提供ができると考えられる。

5. 当該項目に対する基本的考え方

- ・現在の統計調査票情報の二次的利用は、これまで長期間にわたる検討を行ってきたが、対象となる統計とその提供範囲は限定的で、制度開始直後とはいえ、二次的利用が進んでいるとは言い難い。
- ・政府の統計データに対して、標本の信頼性など、データに対する民間ニーズは強いと考えられる。ただし、現在、まだ学術機関以外に提供されていない以上そうしたニーズは見えづらい。二次的利用の対象となる統計の種類を増やすだけでなく、学術機関以外に提供範囲を拡大することで、政策提言やビジネス活用など新しいサービスや利活用が促進されるのではないかと。
- ・また、統計調査の回答者の協力を得るためには、二次的利用の拡大を含めて、回答者に統計調査の結果をフィードバックし、プライバシーに関する漠然とした不安を解消するとともに、活用してもらうことが必要。
- ・一方、利活用を推進するがゆえに、回答者の委縮効果により結果的に精緻な情報の取得が制約され、本来の統計の目的を達成できなくなるおそれもある。
- ・そこで、正確な統計情報を得ることを第一としつつ、二次的利用の拡大が国民生活の向上に資するよう、利用範囲の拡大を含めた二次的利用を推進する方策を早期に検討、実施し、かつそれを回答者はもとより国民に対して周知すべき。

- ・提供範囲の拡大は、匿名化の難易度が比較的低いオーダーメイド集計や匿名データの中でも匿名度の高いものなど、できるものから民間にも提供していくことも含めて検討をスピードアップすべき。また、その際には調査対象（個人・企業）や提供方法などによってデータの種類によってそれぞれ対応していく必要がある。
- ・データの二次的利用を踏まえた上で、調査自体をインターネットによって実施することを含め、回答する側のインセンティブを考慮した調査方法を検討すべき。
- ・（個人の特定など）想定しない事態が起こるリスクをゼロにすることは不可能だと考えられる。事前対策はもとより、事後対策を明確にしたうえで、データ管理・利用方法、リスクに対する問い合わせ先を透明化し、できる限り詳細な形で、広く利活用できるようにすべき。
- ・迅速性、利便性、オンラインでの活用、オンサイト利用など、利用実績で先行する諸外国の事例を参考にすべき。
- ・オーダーメイドよりさらに自由度の高いオンデマンド集計を可能にすると、統計法における二次的利用の目的範囲の制約を受けることなく現在よりも自由な集計や加工が可能になるので、（設計によっては統計横断的な集計・加工も可能）統計データの利用促進を図れるのではないかと。

6. 対処方針

正確な統計情報を得ることを第一としつつ、政府の保有する統計情報の二次的利用を推進する方策を早期に検討・実施する。＜平成23年度検討、結論を得る。＞

なお、検討にあたって考慮すべきポイントは以下のとおりとする。

- ・二次的利用の目的範囲を、学術目的以外にも拡大（総務省）
- ・二次的利用できる統計数の増加（各統計所管省庁）及び必要な匿名化技術の開発（総務省、経産省）
- ・例えば匿名化の技術的難易度が低いオーダーメイド集計や匿名度の高い匿名データなど、できるものから順次提供を開始（各統計所管省庁）
- ・二次的利用拡大に伴うトラブル発生を想定した事後対策の整備含む二次的利用に対する国民の不安解消、理解増進（総務省）
- ・二次的利用申出手続きの簡素化、データ提供の迅速化（総務省）
- ・オーダーメイド集計、匿名データのオンラインによる提供（総務省で制度設計、各統計所管省庁で実施）
- ・安全性の確保を鑑みつつ、オンサイトでオンデマンド加工を可能とする環境を整えてオンデマンド集計を可能にする。（総務省）

3. 書面を要する手続き・事務全般の電子化

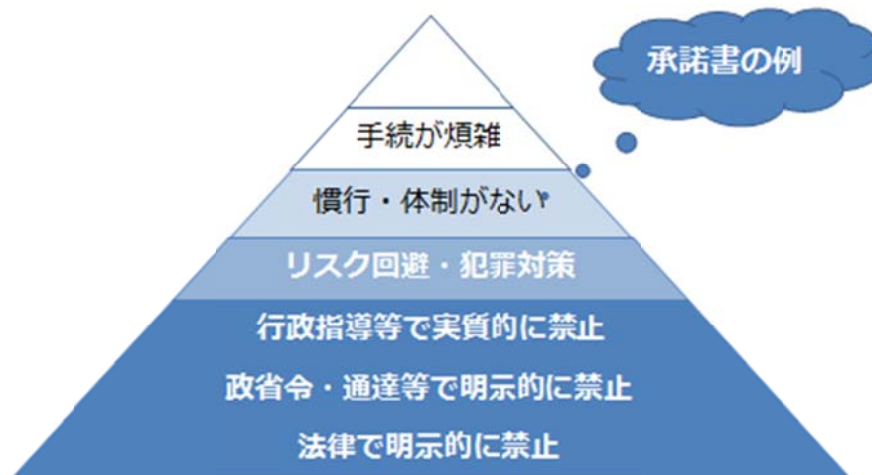
1. 対処を要する問題

窓口の電子化を通じて事務全般を合理化し、利用者にとっても効率化をはかるべく、行政手続きの電子化を試みたが、利用率が上昇せず、特に利用率の低い手続きを中心に多くの電子窓口が廃止された。

また、例えば委員委嘱時の承諾書のように、行政手続き以外の事務で、慣例として書面による署名捺印が使われており、事務の効率性を損ねている。領収書のように、少額のものについて電子保存が認められており、電子化が制度として禁じられてはいないものの必要な基盤が整備されていない証票も多い。

2. 基本的な考え方

書面による契約を置き換えるものとして電子契約を想定し、そのために必要なものとして電子署名法などがインフラとして導入されたが、それらの仕組みが広くは受容されなかった。制度は他の方式を妨げていなかったにも関わらず、従前の慣行が特に見直されなかったことから、書面による手続きも見直されなかった。

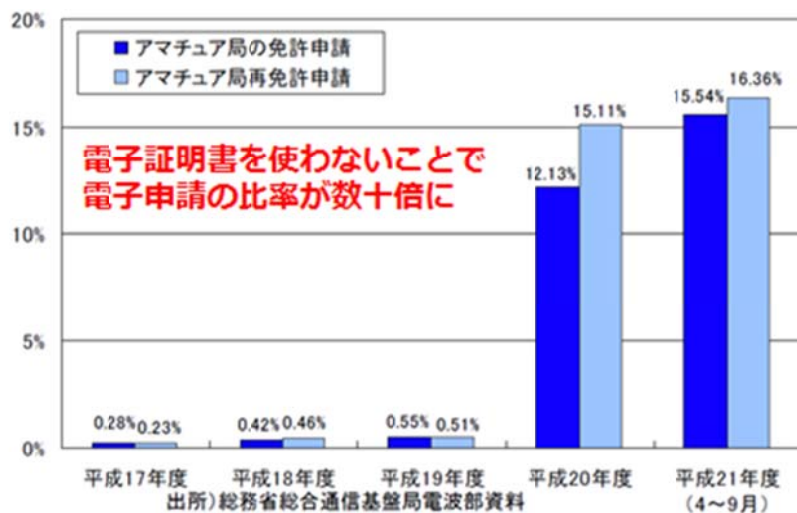


手続きの電子化比率と普及率のみを評価指標としたために、行政事務の効率化に資したか否か個別に検証されず、取扱い件数が少なく電子化による費用対

効果に乏しい行政手続きまでが電子化されてしまった一方で、特に取扱件数が多く、事務負担の大きい手続きの利便性が十分には改善されなかった。

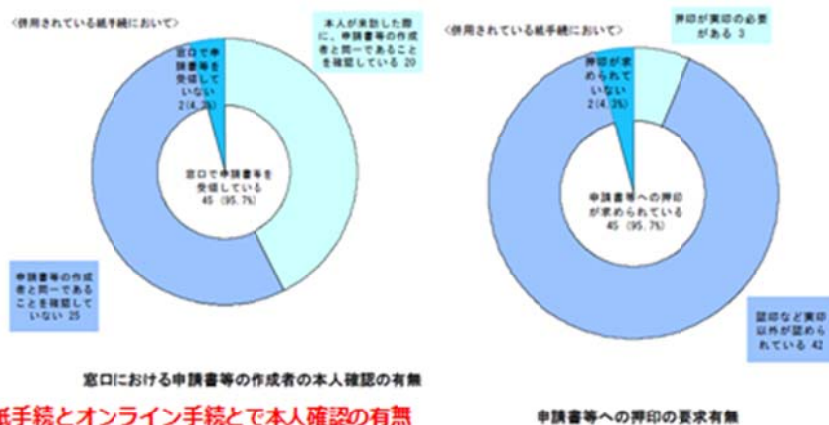
後に利用率の低迷が問題とされてからは、実際に電子手続きの需要がないのか、単に不便だから使われないか十分に検討されないまま、利用率の低い電子手続きが廃止されてしまった。

電子手続きの意思表示者の本人識別・確認のための手法として、公的個人認証を要求したために、利用者にとっては利便性が向上するどころか、かえって煩雑な手続きとなってしまった。無線局（アマチュア局）の免許申請にみられるように、公的個人認証を要する手続きをID・パスワードの利用に変更したところ、電子申請の件数が大幅に増えた例もある。



無線局(アマチュア局)の免許申請・再免許申請のオンライン利用率
電子政府ガイドライン作成検討会 セキュリティ分科会報告書 (2010年2月)

電子メール等の普及した文書の交換手段について、単純な電子手続きへの置き換えが難しかった。また、手続きの電子化に対する不安が強く、個別の検討で対面での書面の受け渡しと比べて過大なセキュリティ水準が要求された。



紙手続とオンライン手続とで本人確認の有無
(や方法)に違いが生じており、オンライン
手続においては紙手続よりも厳しい本人確認
を求める傾向にある

電子政府ガイドライン作成検討会 セキュリティ分科会報告書 (2010年2月)

例えば eLTax や戸籍事務のように、政府は電子化を禁じていないにも関わらず、法定受託事務・自治事務で自治体の求める予算措置に政府が十分に答えられるとは限らず、自治体間で基盤整備にばらつきが生じた。また戸籍の電子化のように、現行の制度の下で庁舎外での管理が認められているにも関わらず、自治体間で知悉されていない場合もあった。

例えば処方箋の電子化に代表されるように、書面の電子化を認めることによって、既存の事業者が電子化に対応しない場合に、経済的不利益を被るのではないかといった懸念が惹起され、電子化そのものに対して反対があった。

多くの電子窓口は PC からの接続しか対象としておらず、自治体などを中心に店頭で販売されている最新の端末環境に対応できていない場合も散見される。また、携帯電話やスマートフォン、スレート型端末などの新たな端末に対応できていない。

3. 対処方針

書面による署名・捺印を要する手続き・事務全般の電子化の推進にあたっては、多様な端末環境に容易に対応できるようにするとともに、手続きの簡素化や行政システムのバックオフィス連携、紙と通信の連携環境の整備を通じて、その恩恵が情報技術の利用者に限らず全ての国民に及ぶことを目指す。

法律で特に禁じていない紙の書面・署名・捺印を要する手続き・事務の電子化について、電磁的記録を政府が適切に扱える環境を整備し、具体的な実績づくりを通じて慣行を打破する。

そのために平成 23 年度中に下記の施策を実施する。

- 「行政手続等における本人確認に関する調査」を踏まえ、既存の行政手続き全般で窓口及び電子手続きでの本人確認の方法を確認し結果を公表する。公的個人認証を利用する全ての電子手続きについて「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」に基づいて再点検を行い、結果を公表する。書面での手続きと比較し過度に厳密な安全性を要求しているシステムがあれば、手続き簡素化の計画を策定する。(全府省)
- 委員の委嘱、契約の締結といった行政手続き以外の事務について、文書として真正に成立したと推定される電磁的記録を、政府機関が適切に処理するために必要な措置を講ずるとともに、実際に書面で行われている手続きを通信に置き換えられることを実証する。(全府省)
- 「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」を具体的に実現する技術標準を検討し公開する。現在の GPKI の相互接続基準は民間側が電子署名法の認定認証局である必要があり、また官側も電子署名法の認定認証局に準ずるセキュリティレベルが要求されている。また「相互運用性仕様書」に記述されているとおり「署名」に関するひとつの保証レベルのポリシーにのみ扱う体系で運用されている。これを複数の保証レベルと「署名」以外に「認証」を扱うことを検討する。
「認証 (Authentication)」に関して PKI 以外の認証 (Authentication) 基盤も検討する。現在の電子政府では、電子政府認証基盤 (GPKI) 以外は、個別のサービスの対応として「認証 (Authentication)」を扱っている。これを GPKI と同様に汎用的な認証サービスとして提供できることを検討する。(NISC・総務省)
- 紙と情報技術の連携を通じて、利用率低迷のために廃止された電子手続きや、その他の書面の受け渡しを情報技術で代替できるよう、現行法で規定されている要件や書面における慣行と、電子文書での実現手段を示した安全性要件との対応関係を検討しガイドラインを策定する。(NISC・総務省・経済産業省・法務省)
 - 電子署名法第三条の推定効に限定せず、民事訴訟法二百二十八条と照らして文書として真正に成立したと推定される電磁的記録の要件

- 発信者が電子的手段で通信の相手方に対し通知する方法の例示
- 書面に於ける契印、割印、訂正印、捨印、止印、消印の機能と、電子文書で同等の機能を担保するための手法の例示
- 法令の求める書面の「原本」の意図するところと電子文書で同等の機能を担保するための手法の例示
- 書面の窓口での受け渡し（本人確認の有無）、書留、内容証明郵便などの送付手段と同等の通信手段の例示。また、本人確認、ログの保存・開示など、紛争時に文書の真正性を第三者が公証する場合に満たすべき要件
- 電子文書を受け取れない利用者のために、印刷した電子文書を原本とみなす場合に満たすべき要件

以上

4. 行政機関が保有する情報の再提出不要化について

1. 規制の概要

(1) 現状の申請手続における課題

現在の行政機関への申請手続は、行政機関間において国民や事業者の情報の共有が図れていないため、必ずしも国民や事業者の利便性を配慮したプロセスになっていない。そのため、国民や事業者に対し、面倒な申請手続や添付書類を求めているものが多い。例えば、異なる地方公共団体へ引越を行った際の申請手続においては、最大 7 機関への訪問、13 種類の添付書類が必要という状況である。

(2) 専門調査会での検討の視点

本専門調査会においては、既に行政機関が保有している情報を行政機関間で共有することによって、申請手続における添付書類の省略、さらには申請手続の簡略化を図ることにより、以下の事項を実現することが可能かを検討した。

- ・ 国民及び事業者が申請手続の際に証明書類等を取得・記載・申請・添付する手間を省き、申請者の利便性を向上させる。
- ・ ある行政機関に提出された情報を他の行政機関と共有することで、行政事務の効率や情報の精度を向上させる。

具体的な申請手続として、下記 4 つの項目を対象に検討を実施した。

- ・ 項番 16 行政機関が保有する情報の再提出不要化（①引越時の各種行政手続）
- ・ 項番 17 行政機関が保有する情報の再提出不要化（②証明書類の添付）
- ・ 項番 18 行政期間が保有する情報の再提出不要化（③登記申請に添付する情報）
- ・ 項番 19 戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付

なお、項番 19 については、情報共有による行政情報の再提出不要化のみならず、証明書類等の広域交付による国民の利便性向上という観点についてもあわせて検討を行った。

また、行政機関間の情報交換（いわゆるバックオフィス連携）については、社会保障・税に関わる番号制度や国民 ID 制度においても検討が進められ

ている。本専門調査会では、特に現行の法規制の改正によって「行政機関が保有する情報の再提出不要化、手続のワンストップ化」を図る観点で、現行法制度における問題点の洗い出しを行い、今後の対処方針について検討した。

(3) 根拠法令

本件に係る根拠法令は、以下に示したように、①各種手続に関する法令と、②手続横断的な法令に大別される。

① 各種手続に関する法令

住民基本台帳法、道路交通法、道路交通法施行規則、自動車登録令、道路運送車両法、児童扶養手当施行規則、国民健康保険法、国民健康保険法施行規則、介護保険法、印鑑登録証明事務処理要領・条例、不動産登記法、不動産登記令、民法、地方税法、国税通則法、戸籍法、戸籍法施行規則

② 個人情報保護、機密保護に関する法令

地方公務員法、国家公務員法、個人情報保護法、個人情報保護条例

添付書類を求めている場合には、情報の提供を縛っている規定（情報保有部門の規定）と、情報を参照することにより添付書類を省略することを縛っている規定（申請手続受付部門の規定）の2種類の規定が想定されるため、双方を調査の対象とした。

2. 規制改革に関する要望・賛成の意見等

(1) 「引越時の各種行政手続」(項番 16) に関する要望

他の市区町村への引越時には、転出、転入自治体各々に対し、申請手続が必要となる。転出自治体と転入自治体等の行政機関間での情報共有を行うことにより、申請手続を簡略化すべきという要望があげられている。具体的な要望を下記にあげる。

- ・ 転出自治体で受けていた行政サービスを、手続を行うことなく転入自治体でも継続して受けられるようにすべきである。また、変更された住所情報を他の行政機関に反映することにより、各機関への住所変更届を不要とすべきである。
- ・ 市区町村間での情報共有により、申請者本人が、転出地の市区町村で発行された書類を転入地の市区町村に提出することを不要とすべきである。
- ・ 変更された住所情報を他の行政機関に反映することにより、行政機関の保有する情報の精度を向上させるべきである。

(2) 「証明書類の添付」(項番 17) に関する要望

地方公共団体間での情報共有を行うことで、各種行政手続を行う際に、既に行政機関が保有している情報（住民票、戸籍謄抄本、所得証明書、登記事項証明書、印鑑証明書等）について、添付書類を不要とすべきである。

(3) 「登記申請に添付する情報」(項番 18) に関する要望

敷地権が存する場合の建物については、建物と建物の敷地を管轄する登記所が異なる場合が生じ得るため、登記所は建物の表示の登記の際に敷地権を調査する必要がある。このように登記所が他の登記所の管轄に属する物件についても調査を行うこととなる場合には、申請人は当該建物の敷地の登記事項証明書を他の登記所から取得して添付すべきものとされているが、登記所間での情報共有により添付書類を不要とすべきである。

(4) 「戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付」(項番 19) に関する要望

現行法令上、戸籍関係証明書を本籍地以外の市区町村で交付することは想定されておらず、住所地以外の市区町村に本籍を有している場合は、本籍地へ出向くか郵送による請求を行う必要があり、利用者にとって不便である。また、現行法令上、正本は本籍地の市区町村に、副本は法務局に保存することとされており、戸籍簿を庁舎外のデータセンターで管理している市区町村は存在しない。そのため、戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付及び戸籍簿の本籍地以外の場所での管理を可能にしてほしいという要望があげられている。具体的な要望を下記にあげる。

- ・ 戸籍関係証明書を本籍地以外の市区町村窓口やコンビニ等で交付できるようにすべきである。
- ・ 戸籍簿を本籍地の庁舎外のデータセンター等の場所で管理できるようにすべきである。

なお、現在、自動交付機にて行政機関外で戸籍関係証明書を交付している地方公共団体があるが、当該地方公共団体に住民登録され、かつ本籍を有する住民に限られる。また、広域連合等において戸籍関係証明書の広域交付を実施している地域もあるが、法務省の指示に基づき、戸籍従事職員に記録事項証明書の発行に係る事務に限り他の市区町村の職員として併任（兼職）している。

3. 経済効果

行政機関が保有する情報の再提出不要化、手続のワンストップ化に関する経

済効果の試算としては、以下の2つがある。

(1) 引越時の申請・手続のワンストップ化の効果

引越時の手続について、現在は最大7機関への訪問、13種類の添付書類が必要となる。行政機関間での情報共有により、将来的に、訪問箇所を転入市区町村のみとし、添付書類は省略化することで、国民側で約900億円/年、行政機関側で約100億円/年の定量効果があると試算されている。

※平成20年6月 次世代電子行政サービスの実現に向けたグランドデザインより

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/nextg/pdf/granddesign.pdf>

(2) 手続の簡略化の効果（児童手当手続の省略化の効果）

行政機関内の部門間、行政機関間のデータ連携により、将来的に児童手当における現況届を不要とすることができる。この場合、受給者数が約1000万人/年と想定し、行政コストが年間約20億円のコストが削減されると試算されている。

※平成20年度 特別テーマ評価検討委員会報告書

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/tokubetu/houkoku/2008houkoku.pdf>

4. 書面調査・ヒアリング調査概要

(1) 調査の観点

他の行政機関（又は他の部門）が情報を保有しているにもかかわらず、申請者本人による申請手続やその際に添付書類の提出を求めている規制・制度について、具体的な規制・制度の内容や、申請手続や添付書類を求めている根拠、政府や地方公共団体における運用の実態等について、関係府省、地方公共団体を対象に書面調査を実施し、その結果を基にヒアリングを実施した。

(2) 調査対象

書面調査は、下記にあげる制度を所管する府省、地方公共団体を対象に実施した。

- ・ 府省：総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省、財務省、警察庁
- ・ 地方公共団体：茨城県、神奈川県、市川市、川口市、藤沢市、板橋区、杉並区

また、書面調査の回答を基に、各府省、市川市、川口市、藤沢市に対して、第6回専門調査会にてヒアリングを実施した。

5. 調査結果概要

調査の結果の概要を以下にまとめる。詳細については、下記を参照されたい。

- ・第6回 規制・制度改革に関する専門調査会資料

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kaikaku/dai6/gijisidai.html>

なお、項番 19「籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付」については、ヒアリング調査実施後に、追加の書面調査を行った。詳細については、下記を参照されたい。

- ・第6回 規制・制度改革に関する専門調査会 参考資料「追加書面調査の結果」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kaikaku/dai8/sankou.pdf>

(1) 住民基本台帳関連（住民基本台帳ネットワーク、転出・転入届）に関する論点

質問	回答
① 住民基本台帳ネットワークの活用により、行政機関に対する申請・手続において、住民票の写しの添付の省略化を義務づけることが可能か？ ＜総務省＞	本人確認情報はセンシティブな情報であり、行政機関内においても無制限に利用可能とするのではなく、限定的に定める必要がある。（現在は、住民基本台帳法の別表1～5にて、住民基本台帳ネットワークから本人確認情報の提供を受けることができる、行政機関、事務を定めている。） 本籍地の情報など住民基本台帳ネットワークから取得できない情報を求める申請・手続については、別途住民票の写しを求める必要があると思われる。
② 他の行政機関や同一行政機関内の他部門への本人確認情報の提供について、条件や実態はどうなっているか？ ＜地方公共団体＞	各地方公共団体では、個人情報保護条例に従い「目的外利用」や「外部提供」に該当しない範囲、または個人情報保護審議会の意見を聴いて認められた範囲内において提供を行っている。 ただし、個人情報保護条例上の判断や、運用範囲については、各地方公共団体によって異なっている。
③ 引越時の「転出届」「転入届」の申請届出を簡略化し、例えば住所変更届等に統合することは可能か？ ＜総務省＞	転出届を廃止する場合は、転出自治体へは転入自治体から連絡することとなるが、転出自治体が転出した事実を認識するまでにタイムラグが発生することとなる。地方公共団体では、住民票がさまざまな行政サービスの基礎となっており、地方公共団体側の業務で不都合が生じる可能性が高く、廃止は困難であると考ええる。

(2) その他引越関連の申請手続に関する論点

質問：引越時の各申請手続について、住民基本台帳ネットワークの活用や他

の地方公共団体への情報照会等により、添付書類の省略化や手続の簡素化、廃止が可能か？

対象手続	回答
<p>運転免許証の記載事項変更 <警察庁></p>	<p>○添付書類の省略化(住民票の写し) 各窓口に住民基本台帳ネットワークの端末があれば、省略することは可能。窓口として、市区町村等の庁舎内に運転免許センターを設置することも可能。ただし、個人情報保護の観点での法制度面での判断と住民票の写しの添付を定めている内閣府令道路交通法施行規則の改定が必要。</p> <p>○住民基本台帳ネットワークの活用による手続の廃止 運転免許証は広く身分証明書として利用されており、住所変更等の記載事項の変更は運転免許証自体に記載する必要性が高いため、手続の省略は困難と考える。</p>
<p>車検証の変更登録申請(住所変更) <国土交通省></p>	<p>○添付書類の省略化(住民票の写し、戸籍謄抄本等) 同姓同名者の申請ではないことを確認するため、申請時に旧住所、旧氏名の確認を行っており、住民票又は戸籍謄抄本等の添付を求めている。住民基本台帳ネットワークで新旧の情報を確認できれば、添付書類の省略に繋がると考える。</p> <p>○住民基本台帳ネットワークの活用による手続の廃止 車検証においては車の「使用の本拠の位置」の確認が必要だが、必ずしも住所地と同一でないため、住民基本台帳ネットワークの情報では確認ができない。</p>
<p>児童扶養手当の住所変更届(引越時) <厚生労働省、地方公共団体></p>	<p>○添付書類の省略化(所得証明書、住民票の写し等) 手続の際は、前市区町村より児童扶養手当台帳の移管により所得等の受給資格の確認を行っている。ただし、転入に伴い家族構成が変わることもあり、世帯全員の住民票の写しや新たに同居人になる方等の所得証明書の添付を求めている。</p> <p>○対面での手続の簡略化、転出自治体への手続の廃止等 公簿だけでは確認できない生活実態を確認するため、役所の窓口で対面にて聞き取りを行っている。対面で確認することで、不正の防止や、本人の利益を保護することが可能となる。</p> <p>転出自治体への手続を廃止することについて、転出した受給者が転入自治体へ届出を行うまでに日数があった場合、転出自治体への届出を忘れた場合、転入自治体では手当を受けない場合など、転出地で転出の事実が把握できないことから、過払い等が生じる可能性もあり、廃止は困難である。</p>
<p>国民健康保険取得・喪失届(引越時)</p>	<p>○転出、転入自治体間での情報移管による手続の廃止</p>

<p>介護保険取得・喪失届(引越時) <厚生労働省></p>	<p>被保険者の転入・転出等に伴う資格得喪は、住民基本台帳制度に基づく届出と手続を一本化する方針のため、国民健康保険及び介護保険独自の手続は不要である。仮に、住民基本台帳制度に基づく届出と手続を分離し、国民健康保険ないし介護保険の転出届を省略化した場合、資格喪失後の受診や、転出元の保険者が支払えないケースまでその保険証で受診してしまう場合があり、被保険者の負担の増加につながる可能性がある。</p>
<p>印鑑登録廃止・登録申請(引越時) <地方公共団体></p>	<p>○情報移管による手続の廃止について 印鑑登録業務は、国の「印鑑登録・証明に関する事務処理要領」に則り、各市区町村の条例によって業務を実施している。そのため、各々個別に条例やシステムを構築したため統一されておらず、情報の引き継ぎは困難である。 情報の引継ぎを行うためには、法整備を行い、管理運用を全国で統一することが必要であるが、登録番号の紐付けや登録データの履歴管理等に関する困難が予想される。</p>
<p>不動産登記 登記名義人の住所変更の届出(引越時) <法務省></p>	<p>○住民基本台帳ネットワークの活用による手続の廃止について 不動産登記は、民法 177 条を基本とした、登記人の権利に関わる制度であるため、本人からの申請を原則としている。住所変更を含め、法制度として申請義務を課しているものではない。住民基本台帳ネットワークとの接続により申請の省略化を検討する位置づけのものではないと考える。</p>

(3) 引越時の各種手続に関する論点全般

質問	回答
<p>①引越時における行政情報の再利用を妨げている制度的要因は？ <総務省></p>	<p>○添付書類の省略について 現行法令では、一部手続では「公簿等で確認できる場合には省略可」とされているが、基本的に「添付しなければならない」規定となっている。「情報連携ができる場合には省略可」とする規定を、手続横断的に定めることが必要。 ○住民による申請・届出の入力を省略することについて 現行法令では、申請・届出の必要のある項目が規定されているので、申請・届出者が手続先の組織に提出することが必要。最低限の項目のみで申請できるようにするためには、法改正が必要。 ○行政機関間で情報連携することについて 本人の同意があれば、行政機関間の情報連携は基本的に可能だが、①個人情報保護法、個人情報保護条例、個人情報を保有する業務の守秘義務等により提供を拒むことができる。必要な</p>

	情報の提供や参照を可能とするためには、手続横断的な法整備が必要。②個人情報保護条例で電子計算機のオンライン結合を禁止しており、除外規定がない場合には、保護措置の状況等を個別に検討した上で提供の可否を判断するよう、条例の見直しが必要。
--	--

(4) 所得情報の共有に関する論点

質問	回答
<p>① 他の行政機関や同一行政機関内の他の部門からの照会に対し、所得情報を電子的に提供することができるか？</p> <p><国税庁、地方公共団体></p>	<p>国税に関わる情報については、国家公務員法及び国税通則法の規定により守秘義務が課せられている。仮に、税務職員が職務上知り得た秘密を漏らした場合には、納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、税務行政の運営に重大な支障を来すことにもなり兼ねないとする。</p> <p>地方税に関わる情報については、各地方公共団体において、個人情報保護条例に従い、「目的外利用」や「外部提供」に該当しない範囲、または個人情報保護審議会の意見を聴いて認められた範囲内において提供を行っている。(ただし、個人情報保護条例上の判断や運用範囲、ならびに地方税法における守秘義務の解釈については、各地方公共団体によって異なっており、同じ団体内の他部門に対する情報提供ができないと回答した地方公共団体も存在した。)</p>

(5) 登記情報の共有に関する論点

質問	回答
<p>① 他の行政機関からの照会に対し、登記情報を電子的に提供することはできるか？</p> <p><法務省></p>	<p>行政機関等に対する申請等において登記事項証明書の添付が求められている場合、行政機関等の定めるところに従い、登記情報提供サービスにより得られる登記情報(照会番号)を添付することで、証明書の添付に代えることができる。</p> <p>登記情報を国・地方間のバックオフィス連携によって情報連携することについては、登記以外の情報も含めた共通のルールを検討し、一括化法のようなものを制定することを検討してほしい。</p>
<p>② 登記所間で登記情報の共有を行うことはできるか？</p> <p><法務省></p>	<p>登記所間での登記情報の共有については、平成 22 年度末よりシステム上可能となっており、これを前提に平成 22 年9月に行った実務担当者レベルの会議において問題提起、業務プロセスの見直しに伴う問題点の洗い出しとその対応策について検討を開始している。平成 23 年度末までには、具体的な方向性について検討結果をとりまとめたいたいと考えている。</p>

(6) 戸籍情報に関する論点

質問	回答
<p>① 他の行政機関／他の部門からの照会に対し、戸籍関連情報を電子的に提供することはできるか？ <法務省></p>	<p>戸籍法では、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合は、戸籍謄本等の交付請求をすることができる。しかし、申請手続において戸籍謄本等を添付することが定められている場合に、行政機関が、添付を求める代わりに戸籍謄本等の交付請求を求めることは、「法令の定める事務を遂行するために必要があるとき」に該当しない。</p>
<p>② 戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村やコンビニ等の交付の実現について、市区町村や関連事業者の予見可能性を高めるため、法務省としてガイドラインを作成するか、必要な法改正を行って、市区町村の取組を促すべきではないか？ <法務省></p>	<p>戸籍業務は市区町村長が管掌する業務であり、戸籍関係証明書を、コンビニエンスストアや本籍地以外の市区町村窓口、自動交付機等で交付することについては、市区町村の主体的判断によるべきものである。法務省は、市区町村から実施に向けた照会があった場合には、①プライバシー上の問題が発生しないこと、②戸籍法等の関連法令に違反していないことを確認し、その可否の判断を行っている。具体的な判断の観点、追加質問1への回答アの(ア)から(キ)に示した通りである。</p> <p>認容された事例については、追加質問1への回答イの(ア)及び(イ)に示した通りで、例えば、住所地と本籍地が同一の住民の場合、コンビニエンスストアに設置されたキオスク端末からの交付について認容している。それらの事例については、管轄法務局から各市区町村に対してその内容が周知されており、各市区町村は、どのような事例であれば認容されるのかを容易に把握することができることから、予見可能性や透明性は確保されている。</p> <p>なお、本籍地と住所地が同一ではない住民に対して、本籍地以外の場所で戸籍関係証明書を交付することについて、現行法令における制度的障害は存在せず、追加質問1への回答アの(ア)から(キ)に示した要件を満たす場合には認容されるものと考えている。したがって、本件について、現時点で改正を行う必要がある法律の規定があるとは考えていない。</p>
<p>③ 現行法令上、本籍地以外の場所（庁舎外のデータセンタ等）で戸籍を管理することは可能か？不可能である場合、法改正等を行うことは可能か？ <法務省></p>	<p>法務省としては、市区町村から実施に向けた照会があった場合に、セキュリティ面、法令面等の観点から可否を判断することになる。法務省は、市区町村から実施に向けた照会があった場合には、①プライバシー上の問題が発生しないこと、②戸籍法等の関連法令に違反していないことを確認し、その可否の判断を行っている。具体的な判断の観点、追加質問2への回答アの(ア)及び(イ)に示した通りである。</p>

	<p>認容された事例については、追加質問2への回答イの(ア)から(ウ)に示した通りで、管轄法務局から各市区町村に対してその内容が周知されている。</p> <p>なお、正本を含む戸籍簿を民間事業者等が運営するデータセンターにおいて管理している事例は現時点では存在しないが、追加質問6への回答(1)に示したように、追加質問2への回答アの(ア)及び(イ)に示した要件を満たす場合には認容されるものと考えている。したがって、本件について、現時点で改正を行う必要がある法律の規定があるとは考えていない。</p>
--	--

(7) 行政保有情報全般に関する論点

質問	回答
<p>① 行政機関間の情報連携を行うために必要な制度的改革は？ <総務省></p>	<p>○各種添付書類の省略について</p> <p>個別に対象となる法律の改正を行う方法の他に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」のように、書面での提示の規定がある場合には電子的確認で代替可能な旨を一括して規定する方法がありうる。</p>
<p>② これまでの設問にあげた情報・手続以外で、行政機関間の情報連携が望ましい情報・手続があれば、その課題や要望は？ <地方公共団体></p>	<p>○住民基本台帳関連(住所変更情報)について</p> <p>住基ネットの利用制限が緩和されれば、転出入事務の簡素化や滞納者の追跡調査等で効率化を図ることができる。</p> <p>電子的な情報連携による住民票の添付省略が可能なのに、添付を求めているケースがあるので、法改正が必要。(例:子ども手当の別居監護者の申請手続)</p> <p>現行法令の定めでは転入転出前後で選挙人名簿への二重登録が発生するため、事務手続を標準化してほしい。</p> <p>○所得情報について</p> <p>国税申告と地方税申告の手続を一本化すると共に、所得情報に関する必要な情報連携を全国的な規模で行うべき。</p> <p>○戸籍情報について</p> <p>戸籍関係証明書については、電子的な情報連携により情報連携が可能となっても、法で添付が義務付けられている場合がある。</p> <p>戸籍情報は、同一市区町村内でも電子的な情報連携が禁止されている。慎重な検討が必要だが、費用対効果を含めて検討すべき。</p> <p>○個人情報の取扱いについて</p> <p>目的外利用の許容範囲やオンライン結合の除外条件等が地方公共団体ごとにバラバラであるため、行政機関間の情報連携の妨</p>

	<p>げになっている。</p> <p>○情報連携を妨げているその他の要因について 業務の標準化、文字コード、個人識別番号の取扱い、連携インターフェース等の課題を解決する必要がある。</p>
--	--

6. 専門調査会における委員の意見

専門調査会の意見交換にてあげられた委員の意見をまとめる。

- ・ 今回の調査は、まず現状を把握し、現行の法制度における課題を洗い出す観点で調査を実施したが、**行政が保有する情報については再提出を不要化するという原則**を置き、現行法令を一斉に見直すことの有効性について検討が必要ではないか。
- ・ 行政機関間での情報共有については、府省や地方公共団体毎ではなく、**国がリーダーシップを発揮**して実施していかなければ実現が難しいのではないか。
- ・ 情報連携については、**番号制度の活用**によってかなり効率的に解決できるのではないか。国民 ID 制度においても行政機関間での情報連携について検討することとなっており、今回の議論の結果は、国民 ID 制度の要件定義につながるのではないか。
- ・ **個人情報保護や守秘義務**について国と地方公共団体、地方公共団体間で解釈の違いがみられる。**解釈を統一化**することで、より利用者の利便性が高くなるような法制度改正が可能ではないか。また、統一的な見解を示すような**第三者機関の設置**についての検討が必要ではないか。
- ・ **個人情報保護の観点**では、見方を変え、個人情報を保護するためにシステムを使っていくといった観点が必要ではないか。また、プライバシーの侵害や情報の漏えいが何を指していて、**具体的な脅威は何で、システムを使うことでどう妨げるのか**といった考え方が必要ではないか。
- ・ 具体的な情報連携の方式やプライバシー保護の観点については、**電子行政タスクフォース等での国民 ID 制度の検討と整合**をとるべきではないか。また、再提出不要化については、政府で一体となった取組が必要であり、**電子行政タスクフォースでの政府 CIO の検討と整合**をとるべきではないか。

7. 当該規制改革事項に関する基本的考え方

(1) 行政機関が保有する情報の再提出不要化について

各行政機関が管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に参照する「情報連携」の仕組みを実現することによって、添付書類の

削減や申請届出等手続の簡素化が可能となり、利用者の利便性の向上、行政事務の効率化、行政保有情報の正確性の向上が図られるものと考えられる。

しかし現状では、制度を所管する行政機関ごとに個別に検討を行っているため、情報連携による添付書類の削減や手続の簡素化が可能な情報基盤が整っていても、証明書類等の添付や対面による申請・届出が義務付けられていることが多い。

また、行政機関における個人情報保護や守秘義務について規定している法令・条例等の内容やその解釈・運用等が、行政機関毎にバラバラで統一されておらず、行政機関間の情報連携を実現する上での障害となっている。

したがって、申請者との対面による確認や現物性が不可欠な手続を除き、行政が保有する情報については原則再提出を不要化とするという前提に立ち、行政機関間の情報連携の障害となる制度や運用の実態を洗い出し、法令・ガイドラインの改正、解釈・運用の統一化等に取り組む必要がある。

その際、各府省や地方公共団体が個別に検討を行うのではなく、通則法の制定や政府CIOの創設を視野に入れ、IT戦略本部を中心として府省間、国・地方公共団体間の連携を密にして検討を行うことが重要である。

また、現在、政府において検討されている社会保障・税に関わる番号制度や国民ID制度は、当面は社会保障分野と税務分野について行政機関間の情報連携を実現することを目指すものであるが、番号制度・ID制度の導入の検討と合わせて、より広範囲にわたる行政機関間の情報連携を組織・手続横断的に実現するための制度の整備について検討することが必要である。

特に、本人の同意がある場合の個人情報について行政機関間の情報連携によりその活用を可能とするべく、第三者機関による監視やアクセスログの確認等の個人情報保護の仕組みの検討と合わせて、制度の整備等を検討することが必要である。

さらに、行政機関間の情報連携を実現するに際しては、地方公共団体毎に運用されている外字や文字コード等に関しても統一化に向けた検討が必要である。

なお、個別法令の改正によって実現が可能な行政機関内部の情報共有等については、上記の検討に関わらず、所要の制度、システム等の整備を速やかに進めるべきである。

(2) 戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付について

戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付、及び、戸籍簿の本籍地以外の場所（庁舎外のデータセンタ等）での管理については、現行法令における特段の制度的障害は存在せず、一定の要件（追加質問への回答で示された判断の観点）を満たしていれば、現行法令下でも可能であることを確認で

きた。

したがってまずは、上記の事実、判断の観点、認容された事例等の情報が関係者の間で確実に共有されるようにすることが肝要である。

ただし、戸籍システムの電算化はいまだ8割程度の市区町村しか行っていないことや、戸籍情報とその他の行政情報との紐付けは必ずしもできていないこと等、戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付や、戸籍関係証明書の添付省略を実現するためには、制度以外の阻害要因が数多く存在する。

それらの阻害要因について検討を進める上では、戸籍事務は戸籍法に基づき本籍地の市区町村がその実施責任を担っていることを踏まえて、戸籍事務において国が果たすべき役割に関する整理が必要である。

戸籍関係証明書を本籍地の市区町村以外の場所で交付する方法としては、例えば、各市区町村が有する戸籍システムに個別にアクセスする方法や、国が主導して戸籍事務のオンライン化と地方公共団体間連携を図るためのインフラ整備（情報連携のためのコード付与やデータベースの整備等）を進めることにより、全国規模の情報連携を可能にする方法等が考えられる。

各市区町村が有する戸籍システムに個別にアクセスする方法においては、例えば、住民票の写し等のコンビニ交付と同様に、コンビニの行政キオスク端末から住民基本台帳カードの空き領域に格納された番号によって認証を行い、市区町村にある証明書発行サーバにアクセスする方法が考えられる。現在の住民票などのコンビニ交付のシステムでは、本籍地が住所地と異なる住民については住所地の市区町村に戸籍関係情報がないため、本籍地の市区町村にある戸籍情報データベース上の情報と突合等を行うための制度・システムを整備することが必要である。

また、戸籍関係情報に関する全国規模のバックオフィス連携については、証明書交付に関するワンストップサービスの実現という観点においては、個々の市区町村の対応に委ねるよりも効率的であると考えられる。したがって、番号制度・ID制度の導入により実現する添付書類の削減や申請届出等手続の簡素化の取組との関係や、セキュリティ、ニーズ、費用対効果等も考慮し、必要性について検討すべきである。

8. 対処方針

(1) 行政機関が保有する情報の再提出不要化について

申請者との対面による確認や現物性が不可欠な手続を除き、行政が保有する情報については原則再提出を不要化とするという前提に立って、法令・ガイドラインの改正、解釈・運用の統一化等を行う。

そのために、IT戦略本部は、社会保障・税に関わる番号制度や国民ID制度の検討に合わせて、行政機関間の情報連携の障害となる制度や運用の実態を

洗い出し、通則法の制定や政府C I Oの設置を視野に入れて、個人情報を保護しつつ情報連携を実現するための制度の整備等を検討し、必要な制度改正を行う。〈平成 23 年度中に検討、結論〉

また、行政機関間の情報連携による添付書類の省略、申請・届出等手続の簡素化について、通則法の制定を視野に入れて、組織・手続横断的な法令改正を含めた対応策について検討し、迅速に実施する。〈平成 23 年度中に検討、結論〉

登記所間での登記情報の共有化と添付書類の省略については、法務省が、引き続き業務プロセスの見直しに伴う問題点の洗い出しを進め、法令改正を含めた対応策について検討し、実施する。〈平成 23 年度中に検討、結論〉

なお、登記所間を越える行政機関間における登記情報の連携と添付書類の省略については、I T戦略本部が、行政機関間の情報連携による添付書類の省略、申請・届出等手続の簡素化に関する検討と一体的な法令改正を含めた対応策について検討し、迅速に実施する。〈平成 23 年度中に検討、結論〉

(2) 戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付について

内閣官房、法務省、総務省は、住所地と本籍地が異なる住民に対するコンビニでの戸籍関係証明書の交付サービスについて、費用対効果等を踏まえつつ、制度面、技術面の課題を検討し、実施する。〈平成 23 年度中に検討、結論〉

なお、戸籍情報の全国規模の情報連携のための仕組みと添付書類の省略については、(1)の中で検討を進める。〈平成 23 年度中に検討、結論〉

5. 個人情報保護法 ガイドライン共通化についての提言

1. 問題意識

平成 17 年に個人情報保護法が全面施行されたが、解釈の難しさなどの問題から過剰反応や萎縮効果などの問題が発生したため、わかりやすく伝達するための取組み等を行った。個人情報保護法は主務大臣制をとっているために、ガイドラインは事業領域ごとに多岐に渡り、現在個人情報保護に関連するガイドラインは各省庁合計で 27 分野 40 存在している。結果、わかりにくさが増したり、複数のガイドラインが適用される事業者が混乱したり、ガイドラインの異なる事業者同士で提携して 1 つの事業を行う場合に運用基準の設定が難しくなってしまう等課題が起きている。

それに対し平成 20 年 7 月に、内閣府から「ガイドライン共通化の考え方について」という方針が示されており、1 年以内を目処としたガイドラインの見直しを各省庁に要請したが、2 年たった平成 22 年の時点で見直しがされたのは 9 ガイドラインに留まっており、十分な対策がとられているとはいえない。また、個人情報保護を取り巻く社会環境の変化は非常に早いにも関わらず、最初の策定時から一度もガイドラインの見直しをしていないものも多く、また求められている Q & A の整備ができてないケースも多い。

上記のように各省庁での対応にバラつきが見られるが、関係省庁会議も平成 20 年以降開かれていないなど、消費者庁などによる十分なイニシアチブがとられている状況ではない。

2. ヒアリング調査での意見

(株) シーピーデザインコンサルティング及び消費者庁、農林水産省、文部科学省に対してヒアリング調査を実施した。

(1) (株) シーピーデザインコンサルティングの主な意見

- ・同じような文章で書かれたガイドラインが 40 近く並存しており、期待した共通化とはなっていない。
- ・ガイドラインで示された用語の定義があいまいで、事業者が解釈に悩む状況になっている。
- ・ガイドラインの共通化は、まず一つのガイドラインを作り、各省庁はそのガイドラインとの差異だけを説明するようなやり方にしてほしい。
- ・複数のガイドラインにまたがる事業者が、ガイドライン間の記載内容の相違によって対応に悩むケースがある。
- ・事業者がどういう苦情を受けて、どういう対応をしているかということを集約して分析しないと望ましい個人情報の定義についてまとめた議論ができないのではないかと。

(2) 消費者庁の主な意見

- ・ガイドライン共通化の取り組み状況については、毎年度公表している。
- ・ガイドラインの見直しは、各省庁の判断にゆだねられている。
- ・必要な分野のガイドラインの策定はなされていると認識している。
- ・我が国の個人情報保護法は主務大臣制を取っている。複数の業種をまたぐ分野に対するガイドラインは、主務大臣の連名なり、共同作業によって必要な範囲の中で作成されていくものだと考えている。

(3) 専門調査会における委員の主な意見

- ・地図情報サービスのように多数の省庁をまたぐサービスについてプライバシー保護の問題が生じた場合、日本では所管が決まるまでに平気で1～2年経ってしまい、その間に被害が拡大する。欧米に比べて新しい技術に対するプライバシー保護が非常に弱い。
- ・統括的立場にある消費者庁が、ガイドライン共通化を推進すべき。
- ・多数の管轄省庁にまたがる場合、個人情報保護で連携するのは実質的に不可能。
- ・個人情報保護は、グレーな部分があると事業者にとって迅速に対応する必要がある。消費者庁は各省のガイドライン更新作業の進捗管理をしっかりとすべき。
- ・ガイドラインの共通化は、一元化したガイドラインに対し、差異の説明を行っていくようなやり方にすべき。
- ・個人情報保護は、有用性と保護のバランスが大事。保護ばかりでは使い物にならないインフラになる。
- ・個人情報をひとくくりにせず、情報の性質によって細かく区分するという手法もあるのではないか。
- ・縦割り行政が個人情報取扱事業者の事業の支障になることは避けなければならない。

3. 基本的な考え方

個人情報保護法に対する過剰反応や萎縮効果などの解消をし、縦割り行政による事業者の混乱を未然に防ぐためにも、できるだけわかりやすくするようにガイドライン共通化の作業を迅速に進めるべきである。

個人情報保護法自体は主務大臣制ではあるが、ガイドラインの共通化など全体的な活動については、現時点で統括する立場になるといえる消費者庁または今後設置が見込まれる第三者機関が強力なイニシアチブをとって推進すべきである。主務大臣制による縦割りが原因となって、対応スピードが遅くならないような対応が必要である。

社会の変化に対応するべく、共通化されたガイドライン自体の見直しを継続的に行う必要がある。その際にQ&Aなどを社会変化に合わせて充実させていくことが重要である一方、事前の過剰な規制によりイノベーションの芽

を掴まないよう配慮することが必要である。

4. 対処方針（平成 23 年度内）

－消費者庁が中心となって、ガイドラインの共通化にあたり、現在の 40 のガイドラインを存在させたまま可能な範囲で文言を統一する、というスタイルではなく、まず統合化された共通ガイドラインを 1 つ作成し、その上で各事業領域ごとに統合化された共有ガイドラインと異なる部分だけのガイドラインを作成する、というスタイルでの共通化について検討し方針を決定する

－各省庁は、上記で定められた方針に従い、迅速に対応を実施する

－消費者庁がリードをとって各省庁での対応の進捗を確認し、期限内に対応が終わるようにする

－統合化された共通ガイドラインについては、最低 1 年に一度程度の見直しを行い、Q&A や事例集の充実を図るなど社会情勢の変化に対応できるようにする

－共通ガイドラインにおいては「個人情報」など定義が曖昧なため事業者が対応に苦慮していることについても、明確な対応策を示すべきである（例：個人情報保護法では、個人情報は特定の個人を識別できるもの、とあるが誰が識別可能であるものかは書かれてない）

5. 個人情報保護体制についての提言

－国民 ID 番号制度や税と社会保障番号などの議論において第三者機関の設置が検討されているが、個人情報保護法そのものの運用の観点における第三者機関の有用性や、有用である場合必要な機能や運用方法などについても、併せて検討し連携する

－その際に、現行法で定める「主務大臣制」のまま第三者機関を設置するのがいいのか、主務大臣制のまま今後の政策実行や社会環境の変化に迅速に対応できるのか、などの点について法改正も含めた検討が必要である

－今後の個人情報保護に関連する規制や施策を実行する際には、法の本質である「個人情報の有用性と保護のバランス」を実現するために、過度な規制によって有用性が損なわれていないか、個人情報の有用性活用効果の定量化するなどして、事前及び事後の状況を確認し必要に応じて修正するようにする

－また今後の個人情報保護に関連する規制や施策を実行する際には、過去の

住基カード導入における反省を踏まえ、国民の利便性をちゃんと担保できるようにしっかりと要件定義を行ってから実施するようにする

6. 著作権制度の整備（フェアユース）について

1. 制度の概要

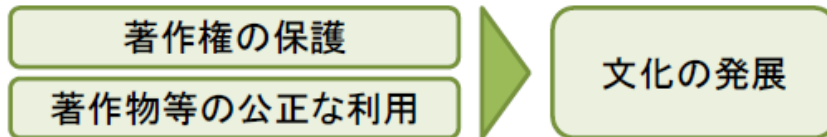
(1) 目的

著作物等の公正な利用に留意しつつ、著作権（他人に著作物等を無断で利用されない権利）という財産権を保護することによって、文化の発展に寄与することが著作権法の目的となっている。

すなわち、著作権制度は、著作物利用の対価を著作者に還元し、それによって新しい創作、文化の発展に繋げるために設けられている。

なお、著作物には小説、音楽、美術、映画、コンピュータプログラムなどが含まれる。

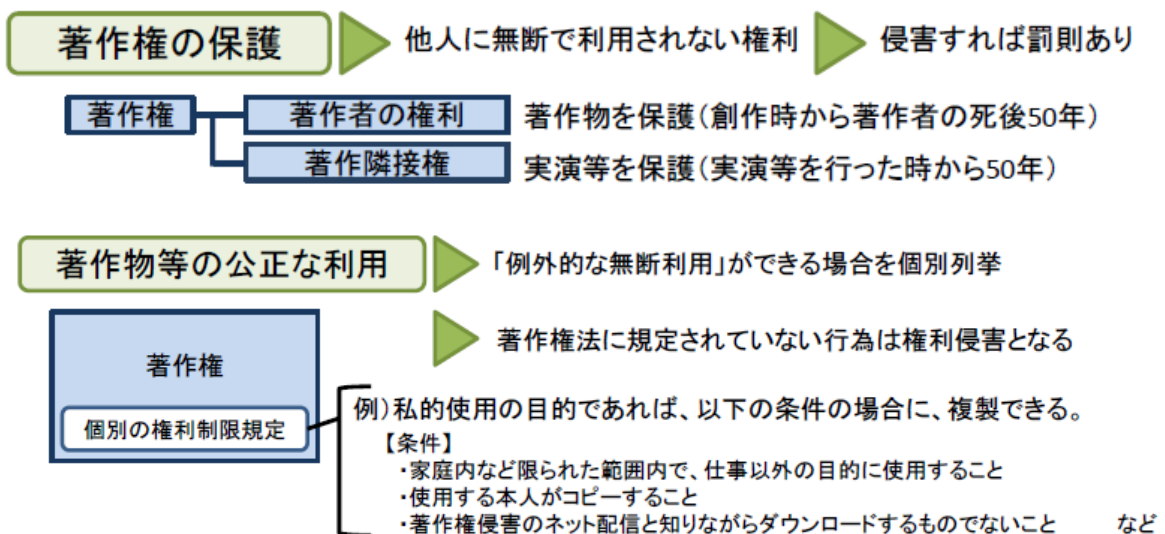
目的



(2) 内容

著作権の保護の制度として、他人に無断で利用され、著作権が侵害された場合には、損害賠償や差止めの対象となるだけでなく、罰則が適用される。

一方、著作物等の公正な利用については、著作権法で「例外的に許諾を得ない利用」ができる場合が限定列挙されており、これに該当する場合には認められる。



2. 制度改革の要望内容

著作権法では、著作物等を利用する一定の行為（複製等）を行うことができる権利を著作者等に排他的に与える一方、一定の場合（私的利用目的で複製を行う場合等）は、著作権等の権利を制限する規定を個別具体的に条文で列挙し、権利の保護と著作物の公正な利用とのバランスを図ろうとしている。

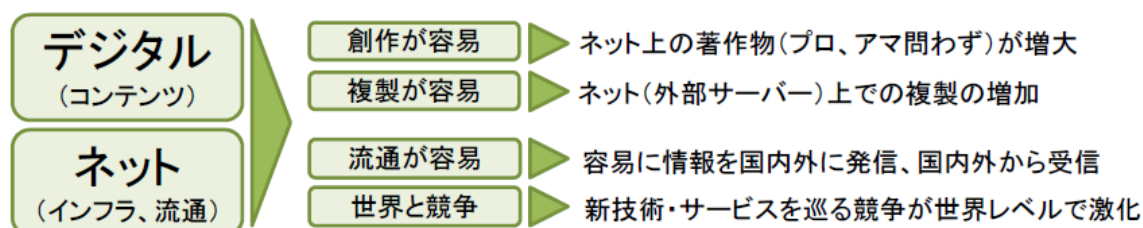
しかしながら、著作物の利用の目的の変化に応じて、個別に利用可能な項目を新たに条文で規定する場合、その整備に時間がかかるとの指摘や、権利者の利益を不当に害しない利用であっても、個別列挙されていない限りは権利侵害となる。

これらの課題を解決するため、著作権法を改正し、包括的に公正な利用を可能とする「権利制限の一般規定」を導入する。

3. 現状

(1) 環境の変化への対応

著作物のデジタル化とインターネット環境によって、創作や複製が容易となり、プロ・アマチュア問わず創作した著作物が増加し、それが容易に国内外へ発信できるようになっている。さらに、ネット上では新技術・サービスを巡る競争が世界レベルで激しくなっている。



一方、現行の著作権制度では、法律で明確に規定してある場合だけ「例外的な許諾を得ない使用」が認められるため、権利者の利益を不当に害さない場合（権利者に対価が還元されることが想定されない場合）でも権利侵害/違法となることから、それを危惧する結果、新たな技術開発・サービス提供がなされず、イノベーションを阻害しているなどデジタル・ネット時代に十分に対応していないと考えられる。

(2) イノベーション阻害などの事例

検索エンジンサービスでは、2010年1月の著作権法改正まで、ネット上で検索サービスを提供するためにウェブページを保存することは、著作物の複製に当たり、違法となっていた。このため、ネット上で検索サービスを提供するためのサーバーを国内に設置できず、これが障害となってわが国発のグローバルな競争力を持つサービス・事業者は生まれなかった。

また、放送事業者による放送番組の利用は、著作権者と著作隣接権者（実演者）全員の同意がないと違法となる。このため、当初想定していない利用態様でサービスを開始する場合、権利処理するためのコストがかかり、仮に権利者を把握し全員と連絡が取れたとしても、1人でも不同意となれば、番

組のネット配信はできなくなり、コンテンツが活用されない。

(参考) 文化審議会著作権分科会基本問題小委員会 (2010年5月10日) 議事録

【瀬尾委員】(略) 実はNHKオンデマンドの収支について、(略) 収支をとる上で、つまりビジネスモデルとして問題になっている点は何なのか。非常に複雑なことを簡単に聞いてしまって申しわけないのですが、どうして商売にならないのか、端的な特徴というか、原因みたいなものを教えていただければと思います。

【梶原氏】この2年ぐらいやっていますけれども、収支は大幅な赤字であります。コストを見ると、やはり権料、権利者へお支払いするお金よりも権利処理のための事務的な経費がかかっているということが1つありますので、これは何とかして引き下げる努力をすれば、コストを下げるができるかなと思います。もう一つは、やはりファイル化するコストですね。これも結構かかっています。放送番組、テープをファイル化しなければいけないということで、これもコストがかかる。これは1回ファイル化すれば、今後はそんなにかからないのかもわかりませんが、そういったことがあると思います。ただ、一番の問題は、会員はかなり増えたのですけれども、実際にお買いになる方が今のところ少ないということ、収入をもっと増やさなければいけないということが根本にあるわけですが、支出の面から言うと、そういった権利処理のためのコストとか、ファイル化のためのコスト、こういったものを引き下げる必要があるのかなと思っています。

(出所) http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/kihon/h22_05/pdf/gijiroku.pdf

(3)政府の方針

著作権制度については、デジタル・ネット時代に対応できていない側面があることから、知的財産戦略本部¹において公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定の導入を行う方針が決定されている。

【デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の報告書】(2008年11月)

権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入することが適当

【知的財産推進計画2009】(2009年6月)

日本版フェアユース規定の導入に向け、ベルヌ条約等の規定を踏まえ、規定振り等について検討を行い、2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。

【知的財産推進計画2010】(2010年5月)

これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のための必要な措置を早急に講ずる。

(参考) 知的財産推進計画2010(2010年5月21日・知的財産戦略本部)

II. 基本認識

- 我が国の技術力は多くの分野で依然として世界最高水準だが、そのことが我が国の産業の国際競争力に必ずしも結びついていない。これは国際競争力が、優れた技術を前提としながらも、それだけではなく、画期的なビジネスモデルや、戦略的な国際標準化を含む、総合的な知的財産マネジメントに依存するようになったためである。すなわち「知を使う知」の競争が熾烈になってきたのである。
- 戦略的な国際標準の獲得と活用を巡っては、米国・EUのみならず、中国やインドといった急速に成長する新興国を巻き込んだ戦略的な展開が、我が国の政府および企業にとって不可欠となっている。

¹ 内閣総理大臣を本部長とし、他の全ての国務大臣が構成員に含まれている。知的財産基本法に基づき、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に設置されている。

- 今後世界的な成長が期待され、我が国が優れた技術を有する特定戦略分野（例：「環境・エネルギー（グリーン・イノベーション）」、「医療・介護（ライフ・イノベーション）」）で、戦略的な国際標準の獲得や知的財産の活用、イノベーション創出を阻む要因の解消を通じ、国際競争力を向上させるためのオール・ジャパンの戦略を推進する。
- また、技術力と並んで我が国が強みを持つ文化力（表現力）は「クールジャパン」として世界から評価されているが、産業面でその潜在力を発揮しておらず、ソフトパワーを生かし切れていない。デジタル化・ネットワーク化の進展に伴うデジタルコンテンツの重要性の高まりも踏まえ、成長産業として国際展開を推進するとともに、他産業とも連携して波及効果を発揮していく。(p2)

IV. 分野別戦略

戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進

3. 世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する。

- コンテンツのデジタル化・ネットワーク化は、新たなビジネスや新たなコンテンツを創出するとともに、世界展開を容易にする可能性を持っており、コンテンツを核とした産業の振興にも大きく貢献するものである。
- 一方、我が国のコンテンツのデジタル化・ネットワーク化は、プラットフォームや配信コンテンツの規模とも米国に遅れをとっており、米国発のプラットフォームの攻勢に晒されている状況にある。また、今後、我が国のコンテンツデータの保存・処理が、安価なクラウドコンピューティング環境下にある海外サーバに集積する可能性がある点にも留意すべきである。
- このため、コンテンツのための新たなメディアの創出、電子配信の促進、プラットフォームへの戦略的対応、電子配信ビジネスの前提である著作権侵害コンテンツ対策について、戦略的に進めることが重要である。
- また、インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送における利用を始めとして、今後のビジネス展開の円滑化が図られるよう国際的動向も踏まえながら民間の取組の促進を進めるとともに、デジタル化・ネットワーク化時代に対応した著作権制度の在り方についても検討することが必要である。
- 以上を通じ、世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する。(p17)

(4)文化庁の対応

知的財産戦略本部の決定を受け、文化庁では、権利制限の一般規定について、平成20年11月より委託調査「著作権制度における権利制限規定に関する調査研究」を実施し、各国の権利制限規定についての報告書を平成21年3月に作成・公表した。

また、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、平成21年5月より検討が開始され、43団体（有識者団体、権利者団体、利用者団体、公益団体）からの意見聴取と計6回の審議が行われた。その後、同小委員会に設置されたワーキングチームにおいて、計8回の審議が行われ、平成22年1月、同小委員会にワーキングチームの報告書が提出・審議された。同小委員会では、平成22年4月、「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」が取りまとめられ、文化庁は、同年5月から1ヶ月間、同中間まとめに対する意見募集を実施し、47団体47個人から計254通の意見が提出された。同小委員会では、これを踏まえ、意見募集に意見を提出した団体中、18団体（有識者団体、権利者団体、利用者団体、公益団体）から、再度、意見聴取を行った。その後、これらを踏まえ、平成22年12月に同小委員会の最終報告が取りまとめられ、同報告について文化審議会著作権分科会における審議が行われた上で、審議結果を記載した著作権分科会報告書が平成23年1月に取りまとめられた。²

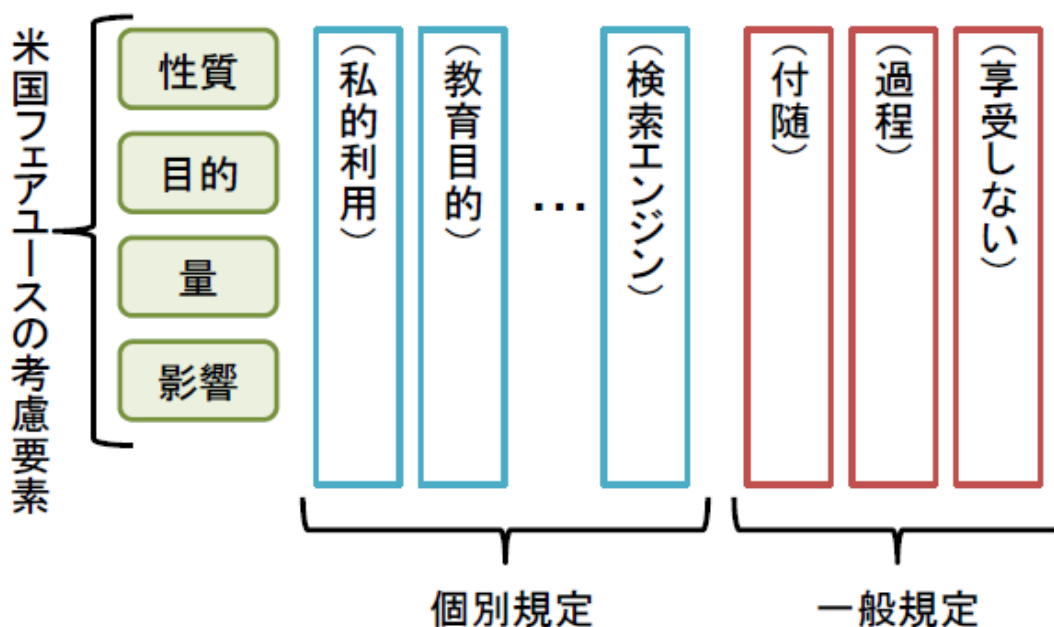
²本専門調査会（第2回）参考資料1（195頁）をもとに作成

4.著作権分科会における一般規定

平成23年1月に文化庁の文化審議会著作権分科会において取りまとめられた報告書においては、以下のA～Cの類型の利用につき、権利制限の一般規定による権利制限の対象とすることが適当とされた。

<p>【A 類型】 著作物の付随的な利用</p> <p>その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの (例) 行為者が意図した撮影対象とは別に、軽微な程度であるものの、付随的に美術や音楽の著作物等が複製されるケース</p>
<p>【B 類型】 適法利用の過程における著作物の利用</p> <p>適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの (例) 漫画のキャラクターの商品化を企画する際に社内会議用の資料等での当該漫画の複製</p>
<p>【C 類型】 著作物の表現を享受しない利用</p> <p>著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用 (例) 映画や音楽の再生に関する技術の開発や、ネットワーク上で複製等を不可避免的に伴う情報ネットワーク産業におけるサービス開発・提供行為等に含まれる一定の著作物の利用行為</p>

一方、これは、現行のクラウドサービスの提供やイノベーションを阻害しないものとしては不十分であり、米国のフェア・ユース規定のような包括的な規定ではなく、個別権利規定の追加にすぎないという評価もできる。



(出所) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kaikaku/dai2/sankou1.pdf>

(参考) 米国フェアユース規定

アメリカ著作権法では、限定列举方式をとっておらず、以下の規定（法第 107 条）により公正な利用かどうかは、裁判により決められるため、制度がイノベーションを阻害していない状況にある。

(米国著作権法第 107 条)³

批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース(コピーまたはレコードへの複製その他第 106 条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

5. ヒアリング調査での意見

クラウドコンピューティングサービス事業者(富士通株式会社)及び文化庁に対してヒアリング調査を実施した。

(1) 富士通株式会社の意見

以下の意見が出された。

○著作権侵害責任追及に対する懸念

現実に提供しているサービスの上で問題が起きているという認識はないが、お客様が行われる著作物の利用に対してサービスを提供する立場の場合に、当該著作物の利用行為に対してサービス事業者が責任を問われる可能性が昨今少し増大しているのではないかという問題意識がある。特に、最近の 2 件の最高裁判決⁴の結果、サービス提供者の立場からは、著作物の複製主体の法的評価について非常に予測可能性が低下し、著作権侵害による責任を追及されてしまう懸念も同時に大きく増大したというふうに考えている。

○クラウドサービスと著作権侵害

法令遵守という観点からは、著作権侵害であるということが確定的である事業は、これは事業者として行うことはできないということになるが、当社の属する事業分野においては、クラウドコンピューティングサービスの提供をしないという選択肢はもはやないという中で、こういったリスクを覚悟の上で事業に取り組まざるを得ない状況にある。

一方、こういった問題について著作権侵害の主張がなされた場合、現行の著作権法の権利制限規定では、なかなか反論ができないというふうに考えざるを得ない。

○米国型フェア・ユース規定

アメリカでは、日本の著作権法の権利制限とは違う観点で、個別の事案で判断を成否されるフェア・ユースという規定があるので、フェア・ユースの成立はともかくとしても、少なくとも反論が許される余地はあるので

³ 文化審議会著作権分科会報告書(平成 23 年 1 月文化審議会著作権分科会) 33 頁

⁴ 「まねき TV 事件」判決(最三判平成 23 年 1 月 18 日)と「ロクラク II 事件」判決(最一判平成 23 年 1 月 20 日)

はないか。仮に司法判断にゆだねるにせよ、何か主張するよりどころがないと、法令遵守の観点からは、違法なものは違法だということで、実施する余地がないということになってしまう。そういう訴訟を受けるリスクを含めて、事業の実施の是非を判断できるという点で米国型フェア・ユース規定は意味を持つ。

○著作権分科会における一般規定

報告書においては、一定範囲で権利制限規定の導入が決められており、これが今後具体的に立法されていくということに対して、非常に期待感がある。ただ、現状のAないしCという類型のもとで、先ほどのような問題が解決されるのかということについては、なかなか難しい点もあるのではないかと考えている。

(2)文化庁の意見

以下の意見が出された。

○最近の2件の最高裁判決⁵

著作権法の世界で言う行為主体論と権利制限の一般規定の関係については、よく論点を整理しないといけない。行為主体論については、最近の最高裁判例により今後また議論のほうが進んでいくと思う。また、文化庁のほうも宿題として立法化ということがあるので、この検討も進めていくことになる。

○著作権分科会における一般規定

A B Cタイプの権利制限の一般規定を検討する際に、具体的に何が困るのかと、どういった場面で規定が必要なのかということをもとにしている。それ以上に、どこがどう具体的に困っているのかというところが明確にならないため、今のところはA B Cタイプを導入するという内容になっている。法律を書くという観点からは、具体的な立法事実を、しっかり踏まえていく必要がある。

○米国型フェア・ユース規定

今の日本の権利制限の一般規定のほうの外縁は割とはっきりしており、使いやすいか使いにくいかという話になれば、予測可能性の問題の点からは、アメリカの規定は、確かに広い分、難しいところはあるのではないか。また、米国法における著作権法の権利制限はフェア・ユース規定だけでなく、膨大な個別制限規定があり、その行間部分を埋めるために同規定がある。

○法文化との関係

我が国のような、ずっと明治32年以来、個別制限規定で来た国とアメリカとは法文化も違うことから、米国型のような一般規定の導入については、著作権法だけの問題ではなくて、さまざまな法文化も含めて、やっぱり慎重に考えたほうがいいと考えている。

⁵「まねきTV事件」判決（最三判平成23年1月18日）と「ロクラクII事件」判決（最一判平成23年1月20日）

○条約や他の法令との関係

著作権には国際条約があり、条約の中で権利制限については厳しい枠がはめられている。また、罪刑法定主義など他の法律との関係というものも含めて考えていく必要がある。

○財産権との関係

著作権法は、行政法、規制法ではなく、個人の財産を規定した法律である。したがって、財産を制限するということであれば、やはりそれなりの理由が必要となる。

○今後の検討

著作権分科会の報告書にあるとおり、まだまだ検討すべきことは残っている。今回A、B、C類型でとりあえず法律改正をし、そういうものの検証と、新しい利用形態の実態等も踏まえて、検討していきたい。

(3)本調査会委員の意見

ヒアリング調査を行った後の意見交換において以下の意見が出された。

- ・今見えないものも挑戦できる環境をつくるというのが政府の決定の趣旨だとすると、幾つかの個別権限規定を類型化したものにすぎず、本当の意味での一般規定というのにはできていないのではないかと。非常に難しい問題があるが、イノベーションを進めていくためには、本当の意味での一般規定の導入に向けてどうにか取り組んでいただきたい。
- ・今の著作権法の検討の場には、著作権者（権利者）の代表はいるが、利用者の代表というのが非常に限られている。しかも、そこで本来議論すべきことの一つは、これからどういう時代が来るのかと、どんな新しいサービスがあって今の法の中におさまり切らないのかということであるのに、議論されていない。世の中に出てきたものに対して追っかけて、1年遅れ、2年遅れで議論されているのでは、結局、もう日本でビジネスするなど、西海岸に移住しろと、そういう話になる。この問題というのは決して著作権者の中の問題ではなくて、イノベーションの問題であって、利用者の問題であって、そのための検討ができるような仕組みが必要。
- ・コンプライアンスに対する日本の大企業の考え方が保守的過ぎる。この問題は、法律ですべて解くのではなく、企業文化とかも変えていかないと限り、やっぱりアメリカと戦えないんじゃないかというふうに思う。
- ・今直面している問題に対してスピーディーに対応していく仕組みが必要。特に国全体のクールジャパンなど、これやるぞと言っているところに付随する部分のスピードが非常に遅いというところがあるので、そういう直面した課題をスピーディーに解いていくという体制も必要。
- ・今のAからC類型は個別制限規定なので、これをDとかEとかやっていたってスピードの速いこの世界ではだめで、これからどんどん新しくできてくる予想できないものについてどうかということに対して、一つ一つ追加していくという話ではない。
- ・基本的に新しいものを予測して何をするというのは非常に難しいことな

ので、起こったことに対して早く対応するということはもっと大事。特にこの問題は、文化庁の所管で行う部分が非常に多いので、その点で、いろいろな変化に対して早く対応、法制度を変えていくということをぜひやっていただきたい。

6. 基本的考え方

著作権制度は、国民の財産権に関する制度であり、財産権を制限する法律を作る以上は、具体的に困っているという立法事実が必要という文化庁の意見があった。一方、クラウドサービス事業者や委員は、過去にイノベーションを阻害していた事実が存在し、利用者の立場を十分に反映していない現行制度又は著作権分科会の報告書に示された案では、将来的に新しいサービスを始めようとしたときに同様の問題が発生する可能性があるため、そのようなサービスやイノベーションは包括的なフェア・ユース規定を有する米国で実施することになってしまうとの意見であった。このため、現在著作権分科会の報告書において提案されている案だけでは、情報通信分野におけるイノベーションを阻害しうることから、法制上の問題を考慮しつつ、グローバルな競争環境でのイノベーション促進の観点から、利用者の立場を十分踏まえた上で、著作権制度を見直していくことが求められる。

7. 対処方針

平成 23 年度の著作権制度の検討においては、個別制限規定の追加に実質的に留まるのではなく、権利者の経済的利益を不当に侵害しない範囲において、情報通信分野におけるイノベーションを阻害しないような包括的な権利制限の一般規定を設けることを検討する必要がある。また、検討する際には、情報通信分野でどのようなサービスが提供されているか、将来どのようなサービスが提供されうるかについて十分な知見を持つ者（利用者）を参加させ、徹底的に議論すべきである。また、政府方針に沿った議論がなされているかについて、IT 戦略本部など政府方針を決定した組織において確認すべきである。

第 3 章

その他の検討項目

項目名	償却資産税申告の電子化
規制の概要	<p>償却資産税の電子申告が全ての市町村でできないため、システム対応できず、結局、全て紙での申告となっている。ある企業においては、申告箇所が約500、申告書枚数が約8,000枚と、膨大な作業が生じている。</p> <p>償却資産に係る固定資産税の電子申告については、行政手続等の情報通信の技術の利用に関する法律に基づき、法制上の手当がなされており、全地方公共団体の約6割で電子申告が可能となっている。</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 手続きの簡素化を図るため、償却資産税の申告を、全国的に電子データで一括して行えるようにする。
担当府省からの回答	<p>(総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の償却資産に係る固定資産税の電子申告については、行政手続等の情報通信の技術の利用に関する法律に基づき、法制上の手当がなされており、電子化を阻害するような規制はないものと考えます。 ・ 当該手続は、全都道府県・全市区町村で構成する社団法人地方税電子化協議会が運営するエルタックス（地方税共同電子申告システム・ネットワーク）を利用することで、電子的に行うことが可能。 ・ 現在（平成22年9月現在）、償却資産の固定資産税の電子申告については、全1,727市町村のうち741団体（特別区は東京都において対応）で導入されていますが、こうした電子化への対応は、各地方団体の判断に委ねられている。 ・ 総務省としては、納税者の利便性向上の観点から、電子申告の普及拡大について働きかけを行っているところであり、今後、電子申告を実施する団体は増加していくものと考えている。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	
<p>当該項目に対する基本的考 え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税の申告手続きについて法制上の手当は既にされており、電子化への対応は各地方公共団体の判断に委ねられているが、地方公共団体による対応のばらつきは、企業における償却資産税の申告の電子化を実質的に阻害する要因となっている。 ○ 地方公共団体において eLTAX の導入が進み、地方税の電子申告等の対応がなされることは、企業における償却資産税の申告に係る手続きを紙媒体から電子的な一括処理に変更するための環境整備となる。 ○ また、紙媒体で手続きを行う際に各市区町村によって帳票様式が異なる問題の解消にもつながる。
<p>対処方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省は、地方公共団体に対して地方税の電子申告の導入促進を一層、働きかけていくとともに、利用者への利用促進についても働きかけを行う。＜平成23年度以降引き続き措置＞

項目名	地方税等の収納方法に関する規制の緩和	
規制の概要	<p>現行法令では、地方公共団体における歳入の収納方法を規定しており、現行法上、現金、証紙、口座振替、証券及び指定代理納付者による代理納付等が認められている。</p> <p><根拠規定> 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）</p>	
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術革新による収納をめぐる環境の変化に対応できるように、収納方法を限定列挙する制度を見直し、地方公共団体が取り扱える収納方法の条件を明示する等により、一定の範囲で地方公共団体が自主的な判断で収納方法を採用できるようにする。 	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>（総務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RFID の技術を利用した収納方法について、どのようなものを想定されているか不明であるが当該地方公共団体の歳入の方法として認められるかどうかについては、個別のスキームごとに判断されるものであることに留意されたい。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
当該項目に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度の下においても、地方公共団体から指定を受けた銀行、コンビニエンスストア等の指定代理納付者等が RFID の技術を用いた電子マネーにより地方税等の納付を受けることは可能。 ○ 地方税等の収納方法をどのようなものにするかについては、住民のニーズを踏まえ、地方公共団体において、検討されるべき事項と考える。 	
対処方針	—	

項目名	納税告知書等の電子的方法による通知	
規制の概要	<p>国税における納税告知書、地方税における納税通知書、督促状等の処分性を有する文書（以下「納税告知書等」という）については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条により、行政機関が保有するシステムの中に設けた利用者個々のディスクエリアに通知データを記録しただけでは通知が到達したこととならず、利用者が利用者個々のディスクエリアから通知データをダウンロードしなければ通知が到達したこととならないとの理由から、電子的方法による通知がなじまないとされている。</p> <p><根拠規定>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「行政手続オンライン化法」）第4条</p>	
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税の納税告知書等については、ICT利活用ならびに納税者の利便性の観点から、納税者や企業が希望すれば、その責任において電子的方法で受け取ることを可能とする。 ● 地方税の納税通知書については、納税者の利便性向上ため、電子的方法による交付の具体的な実施方法を早急に検討すべきである。 	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>（総務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民法97条において、隔地者に対する意思表示が有効となるのは通知が相手方に到達した時と規定されており、行政手続オンライン化法第4条第3項は、この民法の一般原則に基づき、オンライン手続においては「処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」を「到達」とすることを定めたもの。判例・通説によれば、「到達」とは意思表示が相手方の支配領域に入ったこと、すなわち相手方が意思表示の内容を知りうる

		<p>状態におかれることを意味しており、したがって、オンライン手続においては、単にウェブサイト等に情報を掲載する程度では不十分であり、相手方のコンピューター等にファイルの記録がされることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このように、民法の到達主義に基づき、オンライン手続においては、相手方のコンピューター等にファイルの記録がされたときと通知の到達時期としている。 ・ 具体的にどのようにして、「処分通知等を受ける者のコンピューターにファイルの記録がされる状態」が作り出されるかについては、各個別システムごとに異なり、またICT技術が著しく変化するなかで、新たな解釈を統一的に示すことは困難である。重要であるのは、処分通知等を受ける者のコンピューターに確実にファイルの記録がなされ、意思表示が到達することであり、各個別システムの特質やICT技術の進展等により、この状態を作り出せるのであれば、「ファイルに記録された状態」を従前からの「利用者が利用者個々のディスクエリアから通知データをダウンロード」等する行為と解釈することに限定するものではない。 <p>(再質問回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続オンライン化法は、法令に基づく行政手続等について、書面等によることに加え、オンライン等により行えるようにするために必要な各手続に共通する事項を定めているものであり、個別手続毎の事情については、手続所管府省における個別作用法令又は主務省令等で対応可能と考えている。 ・ 同法を所管する総務省としては、「処分通知等を受ける者の使用にかかるコンピューターに備えられたファイルへの記録がされた時」を処分通知を受ける者のダウンロード等の行為を経ずとも作り出すことが、行政手続等をオンライン等により行えるようにするために必要な各手続に共通する事項として、同法の新たな解釈等が見込まれた際（多くのオンライン申請等に関して手続所管府省より同法の解釈にかかる同様の具体的な相談があった場合等）には、速やかに具体的な検討に着手する必要があると考えて
--	--	--

		いる。
当該項目に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政処分の通知について、「到達」の時期を明確にすることは、国民の権利の保護の点からも重要である。 ○ 行政手続オンライン化法第4条第3項では、民法の一般原則に基づき、国のオンライン手続においては「処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」を通知の「到達」の時期としている。 ○ 今回、所管府省からは、「各個別システムの特質やICT技術の進展等により、この状態を作り出せるのであれば、「ファイルに記録された状態」を従前からの「利用者が利用者個々のディスクエリアから通知データをダウンロード」等する行為と解釈することに限定するものではない」との見解が示されている。 ○ また、民間－民間の書面の交付ではあるが、交付相手の合意の下、書面の交付に代えて電子的な手段により提供することができることとされ、提供の方法としてダウンロードに加えて電子メールによる送信、電気通信回線を通じた閲覧等が法令上規定されている事例もある。 ○ 行政手続オンライン化法第4条第3項について行政処分は利用者が通知データをダウンロードしなければ到達しないという従前からの解釈では、個別作用法や主務省令を所掌する手続所管府省において行政処分については電子的方法による通知は実質的にはなじまないと認識され、情報通信技術の進展に対応したオンライン手続の利用拡大の観点から望ましくないため、具体的にどのような方法があるかを明示することが必要である。 ○ 一方、納税告知書等の電子的方法の通知という提案については、利用者側のニーズや見込まれる効果に加えて、通知を紙と電子の両方で行うためのシステムの構築、事務手続の増加等の行政側のコストをも見極めて検討する必要がある。
対処方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省は、行政手続オンライン化法第4条第3項に基づく行政処分の電子的な方法による通知について、具体的にどのような方法が可能であることを示すガイドライン等を作成し、公表する。＜平成23年度中措置＞

	<ul style="list-style-type: none">・ 納税告知書等の送付に関する手続を所管する財務省、総務省は、上記ガイドライン等を踏まえ、納税告知書等の電子的な方法による通知の実施について、費用対効果の面も含めて検討する。〈平成 23 年度以降検討開始〉
--	---

項目名	航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化	
規制の概要	2010年3月29日をもってオンライン申請が終了した航空機登録申請は、添付書類を別途郵送する等の手間が発生していたため、実際の利用に結び付いていなかった。 ＜根拠規定＞航空機登録令第12条～15条等、航空機登録規則14条等	
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 航空機を複数台所有する企業においては、月に数回程度申請の必要があり、添付書類が削減されれば、電子申請をしたいというニーズがある。航空機登録に関する申請は、申請に必要な書類を削減した上で、全てオンラインで出来るようにする。 	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン申請については、平成20年に国土交通省として申請自体が少ない手続き、オンライン申請実績が低調な手続きを費用対効果等の観点から見直しを行い、平成21年度末に航空機登録に係る申請を含め約2,000件のオンラインによる手続きを停止したところ。 ・ 航空機登録制度は航空機に係る所有権、抵当権を公示する制度という性質を有しており、申請内容の証明となる添付書類が必要であること、また、当該書類については電子化が難しいことから、改めてオンライン申請とすることはできない。
当該項目に対する基本的考え方	○ 航空機登録制度のオンライン化は、手続きの電子化比率のみを評価指標としたため、既存の書面による手続きの見直しが不十分なままオンライン化が進められたという点、さらに、利用率の低迷が問題とされてからは、その要因が電子手続きの需要がないのか、不便だから使われないのかがはっきりしないまま廃止されたという点において、典型的なオンライン化の失敗例の一つと言える。	

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在 IT 戦略本部電子行政に関するタスクフォースで検討中の「新たなオンライン利用計画について(中間整理)」においては、今後の取り組みの方向性として、「利用率の向上だけでなく、利用者の利便性の向上や行政運営の効率化に取り組む(利用者満足度、費用対効果の向上)」とされており、航空機登録申請のオンライン化再開検討にあたってはこの考え方を準用し、検討すべき。 ○ 平成 20 年、21 年の登録申請件数自体が書面・オンラインあわせて各数百件にとどまっていることから費用対効果についても十分に留意すべきであり、現時点で本手続きについてオンライン化を進めるべきと判断する状況にはないと考えられる。 ○ 今後の具体的な取組みとしては、まず添付書類の削減等登録申請手続き自体の簡素化を検討・実施し、その上でオンライン化の是非を検討するべきである。
<p>対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省は、航空機登録申請手続きの簡素化を検討し、その検討結果を踏まえ、オンライン化の是非を検討する。＜平成 23 年度中に検討開始＞

項目名	航空機用火工品輸入手続きの電子化及び簡素化
規制の概要	<p>航空機用火工品を輸入する際に、火薬類取締法第 24 条に規定する都道府県知事の輸入の許可及び輸入後の届出が必要とされているが、オンラインで申請できないため、申請者に負担が生じている。</p> <p><根拠規定>火薬類取締法第 24 条第 1 項</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを利用して簡単に申請できるようにする等により申請者の負担を軽減するべきである。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入許可については、その事務が自治事務として都道府県知事によって行われているため、これらの事務が電子申請にて対応が可能かどうかは各都道府県の事情による。 <p>権限を有する千葉県に検討を求めたところ、千葉県の見解は以下のとおりであり、現状では、電子化は困難である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 千葉県では、平成 18 年に「ちば電子申請・届出サービス」の運用を開始し、行政手続きの電子化に取り組んでいる。この取り扱いの中で、代表者等の押印が必要な文書に関しては、電子署名を付して電子申請をするようになっているが、署名の認証等システム上の準備が繁雑ということもあり、平成 18 年の運営開始以来電子署名を付した電子申請の実績は 0 件となっている。また、来年度以降はシステムの変更に伴い電子署名による申請受付の取扱をしないこととなっており、火薬類輸入許可申請についても法令上押印が必要となっていることから、現時点では火薬類輸入許可申請手続きの電子申請には対応することができない。 2. 申請書には火薬類取締法施行規則第 46 条の規定により、輸入する火薬類の成分及び配合比もしくは構造及び組成を記載した資料等を添付することとなるが、不備・不明なもの

		<p>が多く見受けられる。そのため、火薬類取締法第24条第2項に規定する公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことを確認するには、書面に加えて申請者（又はその代理者）から直に聞き取りし、内容を確認の上受理するのが妥当と考えている。</p> <p>特に、初めて許可申請をする者や火薬類に関する法令の知識が十分でない者、また過去に輸入実績がない品目を輸入しようとする場合にあっては、直接内容の確認が必要と考える。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>（経済産業省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子化を実施したとしても、代表者等の押印が必要な文書であることから、電子署名を付して電子申請をすることが必要であり、複雑な手続きのために、利用者が少ないことが想定される。
当該項目に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○ 本手続きは、都道府県知事が許可や届出の受理を行うものであり、各自治体に権限がある手続きである。手続きの電子化等申請等の方法についても、各自治体が判断すべきものである。 ○ オンライン申請は、国民や企業による利用頻度が高い申請（100万件以上のもの及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続等）に限る等、国のオンライン申請においても重点化を図っている。 ○ 自治体においても同様の観点からオンライン化を進めるべきである。成田空港がある千葉県においては、平成18年の電子申請システムの運用開始以降、電子署名の準備の煩雑さ等から、申請の実績がない。また、輸入する火薬類の成分等について、内容の確認を直接行うことが必要な場合もある。 ○ このため、現時点で本手続きについてオンライン化を進めるべきと判断する状況にはないと考えられる。
対処方針		—

項目名	特定原産地証明書の電子発給による貿易の円滑化
規制の概要	<p>EPAにおける物品貿易において、わが国から輸出される産品が相手国税関でEPA税率(通常の関税率よりも低い関税率)の適用を受けるためには、輸出産品がEPAに基づく原産資格を満たしていることを証明する原産地証明書を輸入国での通関時に税関に提出する必要がある。原産地証明書の発給申請は電子化されているものの、証明書自体は紙で発給されている。</p> <p><根拠規定>日本と各国が締結している経済連携協定(EPA) 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律、法律施行令、法律施行規則等</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● EPAにかかる物品貿易の円滑化を図るため、当該原産地証明書を電子発給できるようにする。 ● 輸入国に対する当該証明情報の電子的提供(相手国が必要に応じて原産地証明情報を閲覧できる環境の構築)を整えることにより、スムーズな通関手続きが可能となる。
担当府省からの回答	<p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定原産地証明書の電子発給については、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)の中の「日本を元気にする規制改革100」にて、「特定原産地証明の電子発給の容認を含めた利便性の向上」として盛り込まれた。これを受けて協定等の改正を伴わない対応策として、輸入国に対する原産地証明情報の電子的提供(相手国が必要に応じて原産地証明情報を閲覧できる環境の構築)を行うこととし、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)にて、「・・・原産地証明書情報の電子的な提供を可能とし、EPAの円滑な実施や利用を促す。」との方針が盛り込まれた(平成22年度補正予算に当該事業が計上された)。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定原産地証明書の電子発給については、経済連携協定(条約)やその運用規定等の改正が必要であり、相手国における運用の可否を踏まえて国際交渉を行なう必要がある。
<p>当該項目に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸入国に対する特定原産地証明情報の電子的提供(相手国が必要に応じて当該証明情報を閲覧できる環境の構築)については、EPAにかかる物品貿易の円滑化を図る観点から、可能な限り早期の実施が望ましい。
<p>対処方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省は、輸入国に対する特定原産地証明情報の電子的提供が可能となるシステムを整備する。〈平成23年度中に措置〉 ・ 経済産業省は、特定原産地証明書の電子発給に係る経済連携協定やその運用規定等の改正については、相手国における運用の可否を踏まえて、早期に国際交渉を実施する。

項目名	輸出入・港湾関連手続きシステム（次世代シングルウィンドウ）の利便性向上及び利用促進
規制の概要	輸出入・港湾関連手続きの一元化、簡素化を目的に平成20年10月12日に稼働した輸出入・港湾関連手続きシステム（次世代シングルウィンドウ）において、港湾・通関・検疫毎に異なる書式が存在し、また、国際システムとの互換性がないため、利用が促進されていない。
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● システムの利便性を向上させ、利用促進を図るため、書式を統一するとともに、国際システムとの互換性を確保する。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>（財務省及び関係省庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書類の統一化については、平成17年国際海上交通簡易化条約の締結に併せて法律を改正し、入出港届、乗組員名簿等について様式の統一化、項目の簡素化を行い、平成20年に新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を稼働させた。また、民間利用者の要望に基づき、業務の改善を随時実施中。 ・ 国際システムとの互換性については、マレーシアからの原産地証明書情報の電子的送受信を行うための国際連携システムを構築し、国際連携に向けた取組を進めている（実証実験実施中）。今後も引き続き諸外国のシステムとの連携に関する調査検討を進める。マレーシア以外の新たな提携先として、タイ、インドネシア、フィリピンとの間で協議を開始している。 ・ 平成22年2月に、次世代シングルウィンドウの基幹となる輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）と経済産業省の貿易管理手続きシステム（JETRAS）が統合。その他の関係省庁のシステム（農林水産省所管動物検疫及び植物検疫検査関連手続電算処理システム）については次回システム更改予定の平成25年10月をめどに統合予定。 ・ 電子申請の利用率は、税関に対する輸出入申告が約98%、動植物検疫90%以上、港湾手続き約40%。港湾手続きは5割を目標に説明会の開催や船舶代理店等

		への個別説明など実施中。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等	
当該項目に対する基本的考 え方		<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書類の様式の統一化、項目の簡素化についてはこれまでに措置がなされている。 ○ 国際的なシステム連携についても、これまでにマレーシアとの原産地証明書情報のシステム連携の実証実験が行われているほか、タイ、インドネシア、フィリピンといったアセアン各国との協議が開始されている。 ○ 現時点でも一定程度のオンライン利用が認められ、今後利便性の向上とともに利用率の向上も見込まれるものと考えられる。
対処方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務省及び関係省庁は、引き続き、輸出入手続きの一元化、簡素化等を進め、利便性の向上を図る。＜平成 23 年度以降継続実施＞

項目名	雇用保険被保険者離職証明書（離職者の電子署名省略）
規制の概要	平成 23 年度に予定されている企業-職業安定所間の「離職証明書を伴う雇用保険被保険者資格喪失届のオンライン申請」に関し、オンライン化自体は企業と行政の双方にコスト削減の効果が期待できる（当該事業所の管轄公共職業安定所に出向き、手続を行っている。）が、離職者本人が離職証明書（離職票）の内容を十分に確認することを担保する方法として、離職者の電子署名が必要となった場合には、オンライン利用の向上が図れない可能性が懸念される。
規制改革要望・賛成の意見等	
担当府省からの回答	<p data-bbox="252 931 592 1025">上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p data-bbox="252 1025 592 1839">【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p data-bbox="252 1839 592 2022">【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <p data-bbox="608 1025 1396 1839"> (厚生労働省) ・ どの様に離職者本人が離職証明書（離職票）の内容を十分に確認することを担保するかは、企業-職業安定所間の「離職証明書を伴う雇用保険被保険者資格喪失届のオンライン申請」の運用開始（オンライン申請の開始予定時期については、23 年度中になることが見込まれる。）までに検討し、結論を得る予定で ず。 ・ 電子署名以外の方法を採用するか否かについては、検討中であるため、お示しできない。 ・ 利用者の利便性と権利確保のために、本人同意を電子的に得るための新たな法制度等が求められるのか、もしくは現行の規制を緩和・撤廃すれば解決できると認識しているのかについては、検討中であるため、法制度新設の要否、現行規制の緩和・撤廃による解決の可否について、具体的な認識はお示しできない。 </p>

<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、IT 戦略本部電子行政に関するタスクフォースで検討中の「新たなオンライン利用計画について(中間整理)」においては、今後の取り組みの方向性として、「利用率の向上だけでなく、利用者の利便性の向上や行政運営の効率化に取り組む(利用者満足度、費用対効果の向上)」とされており、雇用保険被保険者離職証明書を伴う雇用保険被保険者資格喪失届のオンライン化にあたってはこの考え方を準用し、検討することが必要である。 ○ 電子証明書の普及が十分に進んでいない中で、雇用保険被保険者資格喪失届のオンライン申請において離職証明書への離職者本人の電子署名を必要とした場合、オンライン申請が利用されない懸念がある。 ○ 離職者の権利を保護しつつ、オンライン申請の利便性や費用対効果を向上させるべく、電子署名以外の方法で離職者本人が離職証明書(離職票)の内容を十分に確認することを担保する方法について検討することが必要である。
<p>対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省は、離職者の権利を保護しつつ、電子署名を用いずに離職者本人が離職証明書(離職票)の内容を確認したことを担保する方法について、雇用保険被保険者資格喪失届に係る業務フローの見直しを含めて検討を進める。〈平成23年度中に予定されているオンライン申請の開始時期までに検討〉

項目名	自動車登録のワンストップサービスの拡充	
規制の概要	<p>現在ワンストップ化されている手続は新規登録及び新規検査等の手続のみであるが、自動車の買い換えに伴って発生する抹消登録及び移転登録等の手続についてもワンストップ化するための検討が鋭意進められているところである。</p> <p>しかし、行政書士法施行規則第20条の規定により、社団法人日本自動車販売協会連合会（いわゆるディーラー）が取り扱える手続の範囲は、新規登録及び新規検査等の範囲に限定されていることから、今後、抹消登録及び移転登録等の手続のワンストップ化に伴って当該規則を改正しないと、多くの国民がワンストップサービスの利便性を十分に享受出来ないことが懸念される。</p> <p><根拠規定>行政書士法施行規則第20条</p>	
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 抹消登録及び移転登録等の手続についてワンストップ化される際には、併せて行政書士法施行規則第20条の改正（対象手続きの拡大）が望まれる。 ● 多くの場合、ディーラーを通じた自動車の買い換えなどが行われていることから、国民にとって利便性の向上が期待できる。 	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<p>（国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在「自動車登録のあり方に関する検討会」の場外、関係各省庁・関係団体との協議などを通じて、抹消・移転登録手続等のワンストップサービスの手続拡大について議論をすすめており、そのあり方、スケジュールなどの検討が進んだ段階で、必要があれば、行政書士法施行規則の改正についても、所管する総務省をはじめとした関係省庁・関係団体を含めて調整をすすめていきたい。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>（総務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワンストップサービスの手続拡大について、そのあり方、スケジュールなどの検討が進んだ段階で、国土交通省をはじめとしたワンストップサービスを所管する関係省庁・関係団体を含めて調整を進め、行

		<p>政書士法に定められる定型的かつ容易に行える手続、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者という要件を踏まえ、その必要性について検討を行ってまいりたい。</p>
当該項目に対する基本的考え方		<p>○ 多くの国民がワンストップサービスの利便性を十分に享受できるよう、抹消登録及び移転登録等の手続についてワンストップ化される際には、併せて行政書士法施行規則第 20 条を改正し、行政書士または行政書士法人でないディーラーによる取り扱いが可能となるようにすべき。</p>
対処方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省をはじめとする関係各省庁・関連団体は、自動車登録のワンストップサービスの抹消・移転登録手続等への拡大に引き続き取り組む。＜平成 24 年度までに検討、措置＞ ・ 総務省は、ワンストップサービスの手続拡大の検討に合わせて行政書士法施行規則第 20 条の改正（ディーラーが取り扱える手続きの拡大）について検討する。＜平成 24 年度までに検討、結論＞

規制改革事項	公的個人認証サービスにおける署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加
規制の概要	署名検証者は、行政機関等、裁判所、行政手続の代理者、民間の認定事業者等に限定されている。また、電子証明書は、署名用途のみに利用されている。 ＜根拠規定＞公的個人認証法第17条第1項及び第5項等
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的個人認証の利活用を促進するため、署名検証者を一般の民間事業者（ネット銀行やeコマース業者）に拡大する。 ● 公的個人認証サービスは、文書の真正性を確認する署名用途に利用されているが、サービスのセキュリティ向上につなげるため、認証用途にも使えるようにする。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>（総務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的個人認証サービスの署名検証者を一般の民間事業者（ネット銀行やeコマース業者）に拡大すること、認証用途にも使えるようにすることについては、現在対応方法を検討中であり、今年度においてはそれぞれが実現された場合の民間事業者の具体的な利用ニーズを把握するべく所要の調査を行っている。 <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>（総務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本年度実施している「国民本位の電子行政の実現に向けた電子証明書の活用ニーズに関する調査研究」においては、 <ol style="list-style-type: none"> ①新たに一般の民間事業者に現行の公的個人認証サービスの利用を認めた場合の民間事業者の具体的なニーズ ②公的個人認証サービスに新たに認証用途を付加する場合における民間事業者の具体的な利用ニーズ についてヒアリング等の手法で調査研究を実施しており、同調査の結果を踏まえ、セキュリティ対策等の課題を勘案した上で検討する。 ・ 検討の結果、実施する場合には、実証実験及び法改正等が必要である。 ・ 先般公表された、社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針（平成23年1月31日政府・与党

		<p>社会保障改革検討本部決定)においては、利用者の本人確認の仕組みを構築するために公的個人認証サービスの改良を行うこととされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同制度に関する法案については、平成 23 年秋以降可能な限り早期に提出され、平成 26 年度には税務分野等のうち可能な範囲で利用が開始される予定であることから、このことも踏まえ、公的個人認証サービスに関する法改正等の時期を検討する。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的個人認証サービスについて、署名検証者を一般の民間事業者に拡大すること、認証用途を付加することは、公的個人認証の利活用の促進、オンライン上での安全性の高い本人確認の実現の観点から有効と考えられる。 ○ 社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度に関する共同の検討の場として情報連携基盤技術WG（平成 23 年 2 月 4 日～）が開催されており、このWGにおける本人確認に関する検討事項と整合性を取りながら、推進していく必要がある。
<p>対処方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省は、公的個人認証サービスにおける署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加について、社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度との整合性を図りつつ、制度改正等に取り組む。

項目名	電子署名法における利用者の真偽の確認方法の緩和
規制の概要	<p>特定認証業務を行う認定認証事業者の認定に当たっては、その事業者が発行する電子証明書に対する一定の信頼性を示すため、利用者の真偽の確認方法として住民票の写し、戸籍の謄本又は抄本等により確認を行うことが求められている。</p> <p><根拠規定> 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則 第5条</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間では、対外的な申請や入札、契約等で利用する組織長印の電子版として、認定認証事業者が発行する電子証明書を活用している例がある。認定認証事業者が発行する電子証明書の利用申込には、利用者の真偽の確認のために、組織長個人の、公的機関が発行する個人情報をも証明する書類が必須となっている。法人としての利用に関わらず、公的機関が発行する個人情報を証明する書類の提出が必須であることが、法人での利用促進を阻んでいる。 ● このため、法人利用に係る電子証明書の利用申込における利用者の真偽の確認は、住民票の写し等の公的機関が発行する個人情報を証明する書類に依らず、登記事項証明書等にて証明される法人代表者が、利用者を文書で証明するなどの方法でも可能とするべき。
担当府省からの回答	<p>(総務省、法務省、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）（以下「規則」といいます。）第5条において規定している利用者の真偽の確認の方法は、認定認証事業者が発行する電子証明書に対する一定の信頼性を利用者に示すための根拠となるものであり、認定認証事業者が規則第5条の確認方法を実施していることで、認定認証事業者が発行する電子証明書が利用者に信頼されること、併せて、利用者が行う電子署名がされた電子文書等を確認する商取引等の相手方から信頼されるための重要な要素となっている。 ・ 提案されている「法人内での利用」の用途が不明だ

		<p>が、どのような利用の用途においても、認定認証事業者における利用者の真偽の確認は必須となるので、規則第5条に規定する方法以外の新たな方法による確認を行う場合には、その確認方法が規則第5条の規定する確認方法と同等以上の信頼を有すると客観的に判断できるものである必要がある。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>(総務省、法務省、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人代表者による証明文書について、規則第5条に定める利用者の真偽の確認の方法（例として、住民票の写しと申込書に押印した印鑑の印鑑登録証明書の組合せなど）と同等程度以上の信頼性（利用申込者の本人性と実在性）を有することを認定認証事業者が客観的に確認することができる場合であれば、当該文書を規則第5条に規定する方法以外の新たな方法として、認めることができる可能性はあると思われる。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
当該項目に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子証明書の信頼性を確保するため、認定認証事業者が利用申込者の本人性と実在性を客観的に確認することは必要である。 ○ 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第5条は、法人が電子証明書を利用する場合において当該法人に属する個人の情報に基づき利用申込者の真偽の確認を行うこととしているが、法人自体の本人性と実在性を客観的に確認する方法の導入の検討を含めて、法人による電子証明書の利用を促進するための検討が求められる。
対処方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省、法務省及び経済産業省は、法人が電子証明書を利用する場合の利用申込者の真偽の確認方法について要望を把握し、新たな方法を認めることが可能かを検討する。〈平成23年度中に検討、結論〉

項目名	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化及び窓口の一本化
規制の概要	<p>給与支払報告書の提出、特別徴収税額の通知、各種異動手続き等、特別徴収義務者（企業）が行う住民税特別徴収の手続きにおいて、各市区町村によって帳票書式の相違、電子データ授受への対応等が異なっているため、給与所得者（従業員）の居住地が複数の自治体にわたる大企業では、電子的に一括処理ができず、結果的に紙媒体で処理せざるをえない状況にある。</p> <p><関連規定> 地方税法第43条、第317条の6、第321条の4・5 地方税法施行規則第2条、第10条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務処理の大幅な効率化及び誤徴収の防止を図るため、給与支払い報告書の提出、特別徴収税額の通知、各種異動手続きなど、住民税特別徴収に係る手続については、全国の市区町村共通の電子手続システムを構築するなど、電子化・オンライン化及び窓口の一元化を行い、全国共通の電子手続を可能とする。 ● また、今後の地方分権の流れを見据え、全国の自治体で共通の手続きについては、eLTAX をベースとしつつ、自治体全体で共通のプラットフォームを形成していく。さらに、給与取得者（従業員）本人が各自専用HPへアクセスし、特別徴収税額や各種異動手続きの状況をオンラインで参照できるような仕組みを構築する。ご指摘の給与支払報告書等の電子的提出については、行政手続等の情報通信の技術の利用に関する法律に基づき、法制上の手当がなされており、電子化を阻害するような規制はないものとする。
担当府省か	<p>（総務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該手続は、全都道府県・全市区町村で構成する社団法人地方税電子化協議会が運営するエルタックス（地方税共同電子申告システム・ネットワーク）を利用することで、電子的に行うことが可能。

らの 回 答		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、全 47 都道府県及び全 1750 市区町村がエルタックスに接続しており、給与支払報告書の電子的提出については、全地方公共団体（全都道府県・全市区町村）のうち 1036 団体がサービスを提供（平成 23 年 1 月現在）しているが、こうした電子化への対応は、各地方団体の判断に委ねられている。 ・ 総務省としては、納税者の利便性向上の観点から、電子申告等の普及拡大について働きかけを行っているところであり、今後、電子申告等を実施する団体は増加していくものと考えている。 ・ ご指摘の給与支払報告書等の電子的提出については、行政手続等の情報通信の技術の利用に関する法律に基づき、法制上の手当がなされており、電子化を阻害するような規制はないものとする。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
当該項目に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税の申告手続きについて法制上の手当は既にされており、電子化への対応は各地方公共団体の判断に委ねられているが、地方公共団体による対応のばらつきは、企業における住民税特別徴収に係る手続きの電子化を実質的に阻害する要因となっている。 ○ 地方公共団体において eLTAX の導入が進み、地方税の電子申告等の対応がなされることは、企業における住民税特別徴収に係る手続を紙媒体から電子的な一括処理に変更するための環境整備となる。 ○ また、紙媒体で手続を行う際に各市区町村によって帳票様式が異なる問題の解消にもつながる。 	
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省は、地方公共団体に対して地方税の電子申告等の導入促進を一層、働きかけていくとともに、利用者への利用促進についても働きかけを行う。＜平成 23 年度以降引き続き措置＞ 	

項目名	廃棄物処理法上の行政手続きの電子化
規制の概要	<p>産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事、政令で定める市の長の許可を個々に取得する必要がある、膨大な事務処理が必要とされている。産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事、政令で定める市の長の許可を個々に取得する必要がある、膨大な事務処理が必要とされている。</p> <p><根拠規定> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条及び第 15 条</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物処理法の許可手続きに係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続きを一括して行うことができるようになれば（ワンストップサービスの実現）、民間事業者にとって使い勝手がよくなり、事務負担の大きな軽減につながる。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <p>（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請手続きの電子化については、廃棄物処理法上の許可情報等の地方公共団体間の共有や許可申請手続きの電子化等について、平成 18 年度から、排出事業者、廃棄物処理事業者や地方公共団体の意見を踏まえ検討を行った結果、許可申請手続きの簡素化の手段として、電子化は将来的な許可申請の在り方の一つとしては考えられるが、まずは許可申請書類の簡素化や様式の統一化（廃棄物処理法上、許可申請には許可申請書及び添付書類が必要であり、申請書については、ほとんどの自治体において環境省令で定める様式が使用されているが、一方で、添付書類については、自治体によって、法定の書類に加えて別の

		<p>書類を求めている場合があるなど、統一化が進んでいない状況にある。)を図ることが優先であるとの結論が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これを受け、現在示している許可申請書の標準書式の使用の徹底について、環廃産発第 080331001 号通知(「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において平成19年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について)を平成20年3月31日付けで発出するとともに、各種会議等を通じ、適宜都道府県等へ周知を図っているところ。 ・ 平成22年1月25日に中央環境審議会よりなされた「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」においても、「申請時に一律に求めるべき書類と、申請内容に応じ審査時に個別に求めるべき書類、許可審査には不要な書類とを区別し、申請書添付書類として全申請者に求めるものについて必要最低限とした上で統一するべきである。については、許可審査に必要な書類は何か改めて検討し、必要と認められるものについては法令に規定すべきである。」との指摘を受け、検討を行ったが、都道府県等が条例、要綱等による独自の申請書式が多岐にわたっていること、その考え方が多種多様であるために、国において統一的に申請書式を定める際には都道府県等の理解を得ることが不可欠であることから引続き検討を行うこととしている。
当該項目に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理法に基づく許可申請手続の電子化や全国ワンストップ化の前提として、地方公共団体により相違がある許可申請様式や添付書類の統一化が必要である。 ○ 申請手続に係る許可申請様式や添付書類については、廃棄物処理法施行規則において定めているものの、一部の地方公共団体においては環境省令で定める様式が使用されておらず、また、地方公共団体によってはそれぞれの条例により別途添付書類を要求している。
対処方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省は、中央環境審議会の意見具申を踏まえて地方公共団体と意見交換を行い、廃棄物処理法に基づく許可申請手続に係る許可申請様式や添付書類の統一化について検討する。＜平成23年度中に検討、結

項目名	自治体情報システムの統合・集約化	
規制の概要	現在は、全国の地方自治体がそれぞれ情報システムを構築しており、自治体における行政コストが増大するとともに、業務の標準化が困難になる等の問題が生じている。	
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体における業務コストの圧縮と行政サービスの質の向上、実施的な業務の標準化の進展を図るため、自治体クラウドによる情報システムの統合・集約化を推進する。 	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>(総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体クラウドについては、総務省において平成21年度から実証実験を行っているところである。また、総務省は、自治体クラウド推進本部を設置（平成22年7月30日）し、有識者懇談会において今後の自治体クラウドの全国展開に向けた具体的な検討を進めているところである。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<p>(総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有識者懇談会における検討を継続（これまで3回会合を開催）。今年度中に有識者懇談会での議論を踏まえて方向性を提示し、自治体クラウドの全国展開に向けた具体的施策の検討を進める予定。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
当該項目に対する基本的考え方	○ 自治体クラウドの全国展開により、地方自治体システムの統合・集約化を推進していく必要がある。	
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 総務省は、有識者懇談会での議論を踏まえて自治体クラウドの全国展開に向けた方向性を提示し、具体的施策の検討を推進する。＜平成23年度以降取り組み＞ 	

項目名	自動車の保管場所証明申請書の統一及び記載方法の見直し	
規制の概要	自動車の保管場所の確保等に関する法律において、道路運送車両法に基づく自動車の登録等を行う際、警察署長が交付する自動車の保管場所証明書を提出することとされており、同法施行規則において、当該証明書の交付を受けるには、自動車の保有者が警察署長に申請書を提出することとされている。	
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車の保管場所証明申請書の書式が都道府県により異なるため、申請者の事務処理上負担となっている。 ● 住居表示に関する法律に基づき、住居表示が実施されている地域において、建物を除却して更地にした場合、住居表示の番号は建物その他の工作物に付されるものであるため、当該土地の住所は住居表示ではなく不動産登記法に基づく地番によって表示され、当該更地について自動車保管場所証明申請を行う場合、住所は地番による住所を記載することとなるが、警察署によって、以前の住居表示に基づく住所の記載を要求される場合がある。 ● 申請者の事務負担を軽減するため、自動車の保管場所証明申請書の書式を統一するとともに、住居表示がない場合には地番による住所を記載するよう、警察署による運用の徹底を図る。 	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実誤認
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車保管場所証明申請書については、平成 21 年 12 月 8 日付けで都道府県警察に対し文書（「他の都道府県警察が作成・配付した申請書を用いた自動車保管場所証明申請の受理の徹底について」）を発出したところであり、他の都道府県警察が作成・配付した申請書を用いても申請をすることが可能。 ・ 自動車保管場所証明申請書の「自動車の使用の本拠の位置」及び「自動車の保管場所の位置」の欄については、御指摘の内容や事情が必ずしも明らかではないが、住居表示によるべき場所であれば住居表示

		<p>により、地番によるべき場所であれば地番により、位置を記載していただくこととなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 御指摘も踏まえつつ、今後とも引き続き、申請に対する適切な取扱いがなされるよう、都道府県警察を指導する。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
当該項目に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車保管場所証明申請に係る本件要望に関して、情報通信技術の利活用を阻む法令上の障害は存在しない。 ○ 申請書の書式に関しては、他の都道府県警察が作成・配布した申請書を用いた申請であっても当該申請を受理するよう、警察庁から各都道府県警察に通知が発出され、運用上の取り扱いも明確にされている。また、保管場所等の位置の記載方法も一意に定まるものであり、いずれもルールは明確となっている。 ○ 仮に要望内容のような状況が生じているとすれば、現場担当者レベルの運用の問題となるが、通知等の趣旨に沿った運用が徹底されるよう、運用状況の把握と指導に努めることが適当である。
対処方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察庁は、自動車保管場所証明申請に係る運用の状況の把握を行った上で、今度とも引き続き、通知等の趣旨に沿った運用が徹底されるよう各都道府県警察に対する指導を行う。＜平成 23 年度以降措置＞

項目名	都市開発等に係る各種行政手続きの窓口の一本化
規制の概要	都市開発やエリアマネジメント活動において、許認可手続き窓口が複数あることが、調整の長期化の原因の一つとなっている。
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 手続きを簡素化、短縮化し、都心再生に向けた迅速な対応を可能とするため、行政機関の情報連携を図り、行政機関への申請が必要な項目（都市計画上の制約、広告物規制、食品衛生法、道路法等）を一つの行政窓口申請ができるようにする。 ● 都市開発やエリアマネジメント活動において、行政の許認可が必要な事項（都市計画、警察、消防、食品衛生、道路等）をワンストップで申請できるように、①申請窓口を一本化する、あるいは②関係行政機関、民間事業者等の関係者が参加する協議会（市町村都市再生整備協議会のメンバーの拡充など）を組織し、そこで審査、確認されたエリアマネジメント活動に関する計画、公的空間の管理運営方針等については行政手続の簡素化、省略を図るなどの措置をすべきである。（日本経団連 2010 年度規制改革要望） ● 公的空間の管理運営やエリアマネジメント活動において、自治体、警察署、消防署、道路管理者など複数の行政機関毎に個別の手続、調整が必要とされ、多くの時間とコストがかかっている。このような行政手続の窓口の一本化により、手続の簡素化、短縮化を行うべきである。「国土交通省成長戦略」（2010 年 5 月）では、「まちづくりに係る官民連携組織（ワンストップ機能）の立ち上げを促進し、まちのリニューアルを図るための規制緩和と支援を行う」ことがうたわれている。（日本経団連 2010 年度規制改革要望）
担当府省か	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>

<p>らの回答</p>	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市開発等に係る各種行政手続の窓口の一本化については、許認可等を所管している、各種行政機関(国、地方自治体などの)の連携の推進や手続の簡素化などを要望するものですが、関係組織間の連携や関係許認可手続きのあり方の検討など、ITの利活用の検討以前の課題が少なくないことから、「新たな情報通信技術戦略工程表」の全国共通の電子行政サービスの実現における、バックオフィス連携などで検討すべき事項であると思われる。
<p>当該項目に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的空間の管理運営やエリアマネジメント活動においては、多くの許認可が必要になる。具体的には以下のようなものが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路占用許可(道路管理者) ・ 道路使用許可(警察署長) ・ 公園占用許可(公園管理者) ・ 公開空地一時占用届(総合設計制度の運用自治体) ・ 食品営業許可(保健所) ・ 屋内公共空間一時占用届(消防署長) ○ これらの既存の制度、手続にそのままITをあてはめようとする高コスト、非効率になることが想定され、まずは手続の簡素化、窓口の一本化を通じた利便性の向上について検討すべきであり、現時点で本手続についてオンライン化を進めるべきと判断する状況にはないと考えられる。 ○ 本手続におけるITの利活用については、効率的なIT利活用を可能とするための制度・手続の見直しの検討を行うなど、効率的に実施することが可能かどうかを事前に確認し、その整理がついた段階で費用対効果も含めオンライン化の是非を検討すべき。
<p>対処方針</p>		<p>—</p>

項目名	旅費業務に関する関係法令等改正による旅費業務の簡素化
規制の概要	<p>国家公務員の旅行（出張）における旅費の支給業務については、旅費法令等において、最も経済的な通常の経路の利用、日当についての複雑な金額調整、旅費を職員に払うことが規定されていることにより、業務コスト上の問題点が存在している。</p> <p><根拠規定> 国家公務員等の旅費に関する法律（旅費法）第3条、第6条、第10条、第13条、第18条、第35条 旅費業務に関する標準マニュアル</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● ITを利活用し、効率的な政府共通システムの構築を行うため、内部管理業務のBPRを行い、制度をシンプルにする必要がある。 ● 現行の旅費業務において、定額である日当にかかる複雑な金額調整や外国旅行における宿泊料にかかる増額調整が頻繁に発生、また、旅費は旅行した職員に支払う必要があり、航空会社との法人契約等による旅費の一括支払いが困難等の問題が生じている。 ● 現行の業務体系について、決裁による事前規制型から現場の判断を優先する事後規制型へ転換する。 ● 複雑な事前計算から実費ベースの精算へ転換する。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>（内閣官房、財務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年4月、関係府省からなる「内部管理業務の抜本的効率化検討チーム」を設置し、各府省の統一的な業務改善に向け、内部管理業務の改革基本方針の検討を行い、同年5月末にこの方針を「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」として取りまとめた。 ・ 同年6月、各府省の会計事務担当者に民間企業の実務家も交えた「官民合同実務家タスクフォース（以下、「タスクフォース」という。）」を設置し、同アクションプランに基づき、旅費業務の効率化に向け、制度運用上の解釈や取扱いを再整理・標準化したガ

		<p>イドラインに沿った「旅費業務に係る標準マニュアル(以下、「標準マニュアル」という。)」を策定(同年11月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、職員の立替払い及びパック商品検索等の負担軽減のため、チケット手配等のアウトソーシングについて、平成21年7月、モデル仕様書等を各府省等申合せとして確認し、各府省は、同仕様書を基に国内出張での取組みを開始。パック料金等を国から旅行代理店へ直接支払うことが可能となる。 ・ さらに、「のぞみ号」利用の一般化、北陸地域等への航空機利用、交通費の実費支給化による日当区分の簡素化、旅費計算業務等のアウトソーシング範囲の拡大等を盛り込んだ標準マニュアルの改訂を平成22年8月に行い、改善を図った。 ・ なお、これまでの検討過程において抽出された課題について、引き続きタスクフォースの場において検討を行い、早期に標準マニュアルを再改定することとしている。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>当該項目に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでのタスクフォースにおける検討の過程で提起された課題(日額旅費の取扱いや日当の考え方について整理する等)について早期に結論を得るべく検討を行い、標準マニュアルの改定を行うことが適当である。 ○ 行政刷新会議においては、「公共サービス改革プログラム」の策定に向け、旅費業務におけるBPRの徹底、アウトソーシングの拡大等の検討が行われている。 ○ 上記の他、旅費業務に関して、業務改革や業務の効率化を図ることが必要と考えられる事項について、前述の課題と併せて標準マニュアル改訂の検討を行い、旅費業務を一層効率化し、時代の変化に対応するためには、法令改正を含めて対応を検討する必要がある。
<p>対処方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣官房は、タスクフォースの場において、旅費業務の簡素化、旅費の節減に向けた検討を引き続き行い、標準マニュアルの改定を行う。<平成23年度中

	<p>に検討、措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 財務省は、公共サービス改革プログラムのうち、標準マニュアルでは対応できない項目について、法令改正も含めて対応を検討する。＜平成 23 年度以降検討＞
--	---

項目名	インターネット官報の無料公開
規制の概要	国の機関紙である官報の電子版については、内閣府から官報の編集、印刷及び普及事務を委託されている国立印刷局がインターネットによる独自事業として、30日間の官報掲載内容の無料配信サービス及びそれ以前の官報掲載内容に関する有料検索サービスを提供している。
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律、政令、条約等の公布をはじめとする官報の掲載内容について国民に広く知ってもらうため、過去のものも含め、無料でインターネットからダウンロードできるようにする。
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方
	<p>【対応可能性のある場合】</p> <p>見直し予定及びその内容</p> <p>(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子版の官報については、掲載されている破産者等の個人情報、一部サイトにおいて容易に検索できることに対し、破産者や弁護士会から改善を求める意見があり、公開期間拡大に当たっては、更に多くの情報の二次・三次利用の可能性が高まることから、個人情報の取扱いを含め情報提供の方法について整理する必要がある。(平成21年以降、インターネット上のルールに従い、グーグル等の汎用検索エンジンに対して、掲載されている個人情報が、検索対象外となるよう設定しているところである。) ・ また、公開期間拡大に向けては、データの再整備、公開用配信機器の新規調達等の作業が想定される。 ・ これらのことから、上記の整理を行い、公開期間の拡大範囲を明確にした上で、公開期間拡大に向け具体的スケジュールを立案することとしたい。
【対応困難とする場合】	要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等
当該項目に対する基本的考え方	○ 官報は、「国の広報紙」「国の公告紙」であり、国民に広く知ってもらうという趣旨からすれば、官報に記載されている情報は、国民が容易に閲覧できる状

	<p>態にあることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 官報の電子版については、内閣府から官報の編集、印刷及び普及事務を委託されている国立印刷局が独自事業として、『インターネット版「官報」』と『官報情報検索サービス』の2種類のサービスを提供している。 ○ 『インターネット版「官報」』については、国立印刷局が、30日間分の官報掲載内容をインターネットによりPDFファイル形式で無料配信しており、無料公開期間の拡大を検討する必要がある。 ○ 『官報情報検索サービス』については、国立印刷局が、昭和22年5月3日から当日発行分までの官報について、日付単位、キーワードでの記事単位検索が可能なサービスを有料で実施しており、同サービスの無料化について検討する必要がある。 ○ なお、上記の検討に当たっては、個人情報の取扱いを含めた情報提供の方法のほか、財源負担等の問題についても検討する必要がある。
<p>対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府は、『インターネット版「官報」』について、現在の公開期間である30日間を拡大する方向で印刷局と協議し、検討する。＜平成23年度中に検討、結論＞ ・ 内閣府は、『官報情報検索サービス』の無料化について、印刷局と協議し、検討する。＜平成23年度中に検討、結論＞

項目名	自動車関連情報の参照 (自動車に関する履歴情報の集約システム化)
規制の概要	国土交通省が保有する自動車登録情報はネットで提供されているが、関係機関(警察庁、国土交通省、損害保険会社、自動車ディーラー、独立系整備工場、中古車販売会社等)が保有する自動車の製造、販売、登録、保守、保険利用等に係る各種データが一元管理されていない。 <根拠規定>道路運送車両法 第二十二條 登録事項等証明書等 自動車登録令 第六條 自動車登録ファイル等
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関が個別に保有する自動車に関する各種データをデータベースとして一元管理し、国民が必要に応じて自動車に関する履歴情報を閲覧出来るようにすることによって、中古車市場における車両価値の適正評価が行われ、中古車市場が活性化する。 ● 中古車店や中古車オークションにおいて安心して車両を購入するために、車両毎に固有の車台番号から、当該車両の事故の有無や修理などの履歴情報を検索できるようにして欲しい。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察庁が保有する自動車の製造、販売、登録、保守、保険利用等に係る各種データとして、事故履歴情報が想定されていると考えられますが、警察庁においては、交通の安全と円滑に資する目的のもと、全国的な交通事故の発生状況について情報を収集・分析し、公開しているものの、個々の自動車の車台番号は収集しておらず、「自動車の事故履歴」というものは把握しておりません。 <p>(総務省消防庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省消防庁では、消費者の安全確保の観点から、自動車等に係る出火防止対策の推進を図ることを目的に、自動車等に係る火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断される火災」及び「原因を特定できない火災」として各消防機関から報告される情報を取りまとめ、その結果を公表しているほか、消費者安全法及び消費者安全情報総括官制度に基づ

		<p>き、消費者庁及び国土交通省に対して情報提供をしているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、当庁の保有する情報が中古車市場の活性化に資するものとは認識していないが、ご指摘の「自動車に関する履歴情報の集約システム化」については、上記の通り、すでに関係省庁と情報共有を図っていることから、改善提案の実施を妨げるものではないと考える。 <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な課題として民間ベースで入手可能な車両情報のデータベース化が可能であるか、業界関係団体等と模索したいと考えているが、上記実現のためには、民間企業が有する情報開示や業界内の車種コード統一化の可否など様々な課題があり、慎重に見極める必要があると認識している。 ・ 特に、データベース化のためには多額の構築・維持・更新コストが必要になり、昨今の厳しい経済状況において業界団体等がそうした費用を捻出することは困難であり、かかる経済環境下で本件に着手することは適当でないとして認識している。 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省の管理する自動車の検査登録情報は、個人を識別する情報であり、個人情報保護に留意しながら電子的情報提供制度により、リコール、国・地方自治体の公益性のある事務・事業の場合及び本人の同意がある場合に限り、利用者に提供しているところである。 ・ したがって、民間を含む関係機関が保有する情報と一体化し、一元管理することは、個人情報保護の観点から問題が多く、困難である。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省が保有している情報については、上述の通り既に情報提供のしくみが存在している。
<p>当該項目に対する基本的考え方</p>		<p>○ 自動車関連情報は、警察庁において事故情報を、国土交通省において自動車の検査登録情報を管理している。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中古車の取引の適正な評価・購入を行い、安全性を確保するには、これらの情報を一括管理し、自動車の利用サイクルの中で「どの車両が」「いつ」「誰が所有・使用し」「どのような事故を」起こしたのかといった証明が求められる。 ○ 現在、国土交通省において、自動車検査登録情報を提供するサービスを開始していることから、自動車の所有者・使用者の履歴についてもオンライン上で検索するとともに、本情報と併せて車台番号による自動車の事故履歴の検索を可能とすることが重要である。 ○ そのためには、警察官による事故処理時において、車台番号の収集が必要である。 ○ また、自動車安全運転センターにおいて交通事故証明書を発行していることから、例えば、これらの項目の中に車台番号を追加し、車両情報と事故情報を合わせて確認できるような仕組みを構築するための検討を要望する。 ○ 中古車の適正な評価、取引の円滑化のために、上記の行政が収集・保有している自動車の事故情報及び検査登録情報に加えて、修理履歴等の民間が保有する情報との一体化が必要であると考えられるが、民間企業が有する情報の開示・共有化等の様々な課題があることから、関係者において引き続き検討されることが望まれる。
<p>対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護に留意しながら、警察庁が保有する事故情報（発生日時・事故類型等）と、国土交通省が保有する初年度からの自動車登録情報（登録番号・車台番号・所有者と使用者の履歴等）、リコール情報に関して、一元管理・公開の可能性について、警察庁と国土交通省の両省が協議のうえ、連携して検討を行う。 <平成 23 年度中に検討、結論>

項目名	住基情報の利活用範囲の拡大
規制の概要	<p>現行の住民基本台帳法では、本人確認情報の提供先及び用途は、住民基本台帳法別表第1に掲げる国の機関又は法人の事務と規定している</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者は、住所不明となった顧客に対して重要な連絡を行う場合、個別に調査するか、市区町村への照会を実施する等、住所判明までに時間がかかり、場合によっては住所が判明せず、顧客と連絡がとれない場合もある。また、保険会社は、個人年金保険の年金支払において、現況届の提出により生存確認を行っているが、高齢の年金受取人等にとって現況届の取得は大きな負担になっている。 ● 一方で日本年金機構（旧社会保険庁）は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下、住基ネットという。）の利用が認められており、公的年金の支払にあたって現況届の送付・返信手続が原則不要となっている。 ● 従って、日本年金機構と同様に住基情報の提供先、用途を民間事業者の業務に拡大することにより、民間事業者の顧客に対するサービス向上や企業のコスト削減が期待できる。
担当府省からの回答	<p>（総務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住基ネットの本人確認情報の提供先は住民基本台帳法別表に定められているものに厳格に限定されている。 ・ これを拡大するためには、住基法の改正が必要となるが、本人確認情報の民間利用については、住基ネット導入に係る法案審議において、これを強く否定する議論が積み重ねられており、システムの安易な拡大を図らないよう付帯決議が行われている。 ・ 民間事業者に本人確認情報を提供することについては、国民的な理解を踏まえた法案の立案と長期にわたる国会審議が必要となることが想定され、現状においては極めて困難である。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>(総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付については、個人情報保護に関する意識の高まりを受け、平成 18 年及び平成 19 年に何人でも住民基本台帳の写しの閲覧や住民票の写し等の交付を受けることができる制度を見直し、閲覧や交付を受けることができる場合を限定することにより個人情報保護に十分に留意した制度に改正したところである。 ・ このように、近年、個人情報保護の意識は、むしろ高まっているところであり、住基ネットの利活用範囲を民間事業者に拡大することは、国民の個人情報保護の要請に応えられず、制度全体の信頼性を損なうおそれがある。
<p>当該項目に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 住基ネットの本人確認情報の民間利用については、企業の顧客サービスの向上や企業コストの削減につながる可能性が高い。 ○ 一方、住基ネットの本人確認情報の民間利用については、住基ネット導入に係る法案審議において、これを強く否定する議論が積み重ねられており、システムの安易な拡大を図らないよう付帯決議が行われている。 ○ さらに、「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているものということができる。」等としている最高裁の判決の内容も踏まえ、慎重に検討する必要がある。 ○ なお、社会保障・税に関わる番号制度についての検討において、個人に対して付番する「番号」については、住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号とされており、「番号」の利用範囲や情報連携の範囲、個人情報保護のための方策の検討が進められている。
<p>対処方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳の情報の民間利用については、個人情報保護の観点から慎重な検討が必要であり、現状においては、困難である。 ・ 総務省は、上記の社会保障・税に関わる番号制度の検討の結果を踏まえて、住基ネットの本人確認情報の利用範囲について慎重に検討する。

項目名	交通情報提供事業に関する提供範囲の拡大
規制の概要	<p>道路交通法（190条の2）により、公安委員会は交通情報の提供に努めなければならない、道路交通法施行規則（38条の7）に定める公安委員会が認めたものとして（財）日本道路交通情報センターに交通情報提供業務の一部を委託。（警察庁交通局交通規制課長通達62号で説明）</p> <p>国家公安委員会告示（12号 交通情報の提供に関する指針）において、交通情報提供事業者が（財）日本道路交通情報センターを經由して受け取る事ができるデータを規定。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 主要道路における交通渋滞、旅行時間、交通事故、道路工事、路面状況、臨時交通規制 2. 高速道路、自動車専用道路の出入口閉鎖 <p><根拠規定> 国家公安委員会告示 第12号 交通情報の提供に関する指針</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察庁、国土交通省が収集・保有する道路交通情報の種類が不明だが、上記以外の情報が収集・保有され、当該情報がグリーンITSの推進に活用できる場合、提供データの項目が限定されることにより、行政情報の利活用が阻害される可能性があるため、必要に応じて国家公安委員会告示を修正し、行政が提供する交通情報の範囲を拡大する。 ● 行政が保有する感知器による交通情報（特定地点の交通量等）と民間が保有するプローブ情報（広範囲の交通流）を共有化することで、効果的な渋滞対策を行える可能性がある。
担当府省からの回答	<p>（警察庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに交通情報提供事業者に提供することを想定している情報の内容が明らかでないため、そのような情報を警察が保有しているのか、提供が可能であるのか、告示（交通情報の提供に関する指針）の改正が必要となるのか等について、そもそも検討や判断をすることができない。 ・ なお、グリーンITSの推進のための方策については、交通情報に係るものを含めて、IT戦略本部企画委

		員会の下に設置された「ITSに関するタスクフォース」において調査・検討が行われており、その結果は同タスクフォースからIT戦略本部企画委員会に報告されるものと承知している。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
当該項目に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通情報の収集・作成には費用を要する上に、渋滞対策等の目的によって必要とされる交通情報の内容・精度、範囲、量等は異なるため、目的とそれに必要となる交通情報の内容、範囲、量を検討し、実現可能性を踏まえて明確化を行った上で、交通情報の収集・分析による効果を検証する必要がある。 ○ 交通情報の収集・分析による効果及び費用を踏まえて、交通情報提供事業者に提供する交通情報の範囲の拡大を検討する必要がある。
対処方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係府省は、IT戦略本部において策定予定である「グリーンITSに関するロードマップ」に沿って交通情報収集の目的及び必要となる情報の内容、範囲、量を検討し、実現可能性を踏まえて明確化を行った上で、交通情報の収集・分析による効果の検証を実施する。＜平成24年度までに措置＞ ・ 関係府省は、交通情報提供事業者の要望に応じて、効果及び費用の検討を行った上で、交通情報提供事業者に提供する交通情報の範囲の拡大を検討する。＜平成23年度以降検討開始＞

項目名	遠隔医療の実施可能範囲の明確化	
規制の概要	<p>医師法第 20 条における「診察」は、医療安全のため、問診等により疾病に対して一応の診断を下し得る対面診療を原則としていることから、遠隔医療については、対面診療を代替し得る程度の有用な情報を得られるという安全性が必要であるとされている。現在、平成 15 年の厚生労働省医政局長通知により、7 疾患が遠隔診療の対象として例示されている。</p> <p><根拠規定> 医師法第 20 条、情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について(平成 15 年 3 月 31 日 厚生労働省健康政策局長通知)</p>	
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 遠隔医療のモデル事業の実施を通じて、有効性・安全性が確認された遠隔医療技術については、7 疾患の例示への追加等が可能と考えられる。 	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔医療のモデル事業の実施を通じて、有効性・安全性が確認された遠隔医療技術については、7 疾患の例示への追加等が可能。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、厚生労働科学研究において、遠隔診療に対する患者や有識者のニーズ等を把握するとともに、医療施設に保存されている医療記録を過去にさかのぼって調査する「後ろ向き」研究を通じて、安全性・有効性についてのエビデンスを収集。 ・ 遠隔医療の実施可能な範囲を拡大するための通知改正については、平成 22 年度から厚生労働科学研究において関係学会と協力しつつ収集したエビデンス等の結果を踏まえ「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の通知を改正する予定。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
当該項目に対する基本的考え方	<p>○ 遠隔医療のモデル事業や厚生労働科学研究の結果等の結果を踏まえて、有効性・安全性が確認された遠隔医療技術を 7 疾患の例示へ追加すること、遠隔医</p>	

	療が認められる場合の具体的な要件の明確化等を早期に措置すべき。
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔医療が認められ得るべき要件について、遠隔医療のモデル事業や厚生労働科学研究の結果等を踏まえ、厚生労働省は、『情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（第 1075 号厚生省健康政策局長通知）』を改正する。＜平成 22 年度中改正＞

項目名	遠隔医療に対するインセンティブの付与
規制の概要	<p>遠隔医療は、機器に要する費用などの従来の診療と比べ追加コストが発生するが、診療報酬に関する告示等の規定では、特段の配慮がなく、遠隔医療を行う場合は、医療機関側は遠隔医療の機器等に要する費用を自己負担しなければならない。</p> <p><根拠規定>診療報酬の算定方法、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条2項に基づく告示</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関間、医療機関・患者間で、インターネットなどの情報通信技術を用いて遠隔医療を行った場合に、診療報酬等の手当をすることにより、遠隔医療の早期普及を促すべき。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬上の手当については、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討すべき。 <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係団体との十分な調整が必要。 ・ また、診療報酬制度の根本的な考え方において、 <ol style="list-style-type: none"> ① 医療報酬措置のためには、遠隔医療が対面診療と同等の効果があると認められることが必要となること ② 仮に対面診療と同等の効果があるとしても、対面診療で実施した場合と同等の点数しか措置されない(ICT導入費用に見合うような加算はされない)こと などとされており、今後、十分な議論・調整が必要。 ・ 診療報酬は中央社会保険医療協議会において①保険者、被保険者等医療に要する費用を負担する者の代表者、②医師、歯科医師、薬剤師といった診療を担当する者の代表者及び③学識経験者等の公益側の代表者の三者が議論をして、決定しているものであり、ある医療技術を保険適用とするためには、この協議会において当該医療技術の安全性・有効性等の評価を行う必

		<p>要がある。(なお、診療報酬の改定は通常2年に一度の頻度で実施されている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔医療についても、治療としての安全性・有効性等が確立されてから、当該協議会で議論されるもの。 ・ 医療保険財政が非常に厳しく、質の高い医療をより効率的に提供することが求められている状況にあることを踏まえれば、ある医療技術を新たに保険適用とするためには、当該技術が他の医療技術に比べ、安全性・有効性等も高く、保険適用することがふさわしいことについて、費用を負担することとなる者と、診療を担当することとなる者双方の理解を得ることが必要。
当該項目に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関間において遠隔画像診断を行った場合に、送信側の保険医療機関において撮影料、診断料及び画像診断管理加算を算定できるとされている対象診断方法を拡大するべきである。 ○ 遠隔医療の実施により、患者の交通費や宿泊費の負担、診断待機日数の削減等社会的コストの大幅な削減に寄与することもあることから、遠隔医療の拠点となる病院へ、医師や情報通信技術に関するスタッフの確保、システム導入や維持費用に対して、財政的支援を準備することにより、遠隔医療を必要とする地域における遠隔医療の普及を促進するべきである。 ○ 医療機関・患者間において遠隔診療を行った場合に、少なくとも対面診療と同様の診療報酬の算定が出来るようにすべきである。
対処方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬上の手当については、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、厚生労働省は、順次検討し、結論を得る。〈診療報酬改定のタイミングで随時〉 ・ 上記検討に資するため、総務省は、厚生労働省と連携して、エビデンス・データの収集・蓄積を行う。〈平成23年度以降〉 ・ 厚生労働省及び総務省は、遠隔医療の普及に対する補助制度等を整備する。〈平成23年度以降〉

項目名	特定保健指導の遠隔指導
規制の概要	<p>特定健康診査に係る特定保健指導において、初回面談ではインターネット等による遠隔指導ができない。また、2回目以降の遠隔指導では、医療保険者が実施する特定保健指導の量を判断するためのポイントが直接面談より低い。</p> <p><根拠規定> 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条、第8条</p> <p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成20年厚生労働省告示第9号）第1、第2</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 遠隔指導による特定保健指導の実施によって、利用者の利便性向上を図るため、初回から遠隔指導ができるように省令を改正するとともに、2回目以降の遠隔指導による特定保健指導の量を判断するためのポイントを直接面談と同等にする。
担当府省からの回答	<p>（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）において対処方針が示されている。「特定健診に基づく保健指導におけるICT（情報通信技術）を活用した遠隔面談については、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する。<平成23年度中に結論>」
	<p>【対応可能性のある場合】</p> <p>見直し予定及びその内容</p> <p>（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度厚生労働科学研究費補助金において、対面による通常の保健指導と比較した遠隔保健指導の評価の研究を行い、対面と遠隔による指導の差異を検証しているところ。この結果を受け、平成23年度中に制度の見直しについて結論を得る予定。

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	
<p>当該項目に対する基本的考 え方</p>		<p>○ 遠隔保健指導に関しては、指導に当たるのは主として保健師であり、触診等を行うわけではない。当然、医療行為ではなく、安全面での懸念はほとんどない。地理的条件等のコストを勘案すればメリットの方が大きい場合も想定される。</p> <p>○ したがって、初回から遠隔指導を可能にするとともに、保険者の特定保健指導の量を判断するためのポイント数の算定においては、遠隔保健指導は対面と同等とすべきである。</p>
<p>対処方針</p>		<p>・ 厚生労働省は、特定健診に基づく保健指導におけるICT（情報通信技術）を活用した遠隔面談について、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する。＜平成23年度中に結論＞</p>

項目名	処方せんの電子化	
規制の概要	<p>現在、処方せんの交付については、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（e-文書法）の適用対象外とされているおり、電子的な交付が認められていない。一部の診察は遠隔医療が認められているが、処方せんが電子化されていないために、遠隔医療の普及の妨げとなっている。</p> <p><根拠規定> 医師法（昭和23年法律第201号）第20条、第22条</p>	
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 遠隔医療の普及による患者の利便性向上のため、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令を改正し、処方せんの電子化を認めるべき。 	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処方せんの電子的な交付及び作成については、電子化した処方せんの閲覧環境の整備、記述様式やコードセットの標準化及び障害時の対応等についての法解釈の変更など、検討すべき点が多くあり、その適切な仕組みについて、検証するためのモデル事業を実施した上で処方せんの電子化について検討を行うこととしている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「処方せんの電子化について」（平成20年7月）の報告書によれば、「電子化した処方せんを受け付けることが恒常的に出来ない薬局が存在した場合、患者等が有する薬局の選択権（フリーアクセス）が侵害される」とされている。
当該項目に対する基本的考え方	<p>○ 遠隔医療が成立する環境の要件（例えば、動画による双方向通信は可とするが、電話・メールでの診断は不可など）及び処方せんの発行方法（例えば、医師の署名を要する処方せんにおいても、患者の利用する調剤薬局にFAX又は電子メールで送付できるなど）等についても明確化すべきである。</p>	

対処方針	<ul style="list-style-type: none">・ 厚生労働省は、遠隔医療を行った際の処方せんの発行にかかる考え方を明確化する。＜平成 23 年度中に結論＞・ 上記検討に資するため、総務省は、厚生労働省と連携して、処方せんの電子化に関する効果・課題の抽出に取り組む。＜平成 23 年度以降＞
------	--

項目名	診療報酬請求及びカルテの完全電子化
規制の概要	<p>診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求の原則完全義務化については、平成18年4月10日の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」により義務化が決定されていたが、平成21年11月25日の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」により、義務化対象範囲が一部縮小された。レセプトの電子化のみに関する規制・制度は存在しない。</p> <p>カルテの電子化に関しては、導入を義務づける規制・制度は存在しない。</p> <p>なお、完全電子化等に関係すると考えられる規定はそれぞれ以下のとおり。</p> <p><根拠規定></p> <p>（レセプト）療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令</p> <p>（カルテ）平成11年4月22日付厚生省健康政策局長、医薬安全局長、保険局長通知「診療録等の電子媒体による保存について」</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● （レセプト）医療保険事務の効率化を図るため、医療機関等が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプトについては、原則全てをオンラインでの提出をもとめるべき。 ● （レセプト）「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」の改正を行い、義務化対象の一部除外を撤廃し、レセプトのオンライン提出を義務化するべき。 ● （カルテ）異なる医療機関で受診した結果や保管・管理する医療情報を、患者ごとに電子化して管理し、医療機関間で共用することにより、重複する検査、薬の投与を避け、医療費の適正化を促進するため、電子カルテシステムの導入を義務化する。
担当府	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （カルテ）カルテの電子化については、要望にて指摘の通り、業務の効率化、医療安全、質の向上など

省からの回答		が期待できるものであるが、導入の目的は、業務の効率化や医療安全向上等のための手段としてである。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (レセプト) レセプトオンライン請求の緩和措置は、過疎地の診療所をはじめとする小規模医療機関の撤退などに象徴される医療現場の混乱や地域医療の崩壊が起こる可能性があること等を考慮して行われたものであり、現時点でのレセプトの完全電子化の実施は困難である。義務化対象の一部除外を撤廃した場合、過疎地の診療所をはじめとする小規模医療機関の撤退などに象徴される医療現場の混乱や地域医療の崩壊が起こる可能性がある。 ・ (カルテ) 完全義務化に関しては、同様の例として、レセプトオンライン化の完全義務化の過程において、関係団体の反対が強く、訴訟まで提起されたことを踏まえ、十分なコンセンサスの形成が必要である。また、義務化の場合には、カルテを電子化する目的が明確でない医療機関にも導入が義務付けられ、医療機関への財政的負担、労働負担だけが大きくなる可能性が考えられる。なお、電子カルテシステムの普及のためには、厚生労働省として <ul style="list-style-type: none"> ① 標準的な病名・処置名などの医療用語を体系的に分類し、コード化したマスターの整備 ② セキュリティ確保のためのガイドラインの整備 ③ 医療情報システム間の相互運用性の確保 等を実施しているところである。 <p>また、小規模医療機関については、「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年3月29日付け医政発第0329003号・保発第0329001号厚生労働省医政・保険局長連名通知)の平成22年2月改正により、ASP・SaaS型電子カルテの普及が可能となった他、医療機関間の連携を踏まえたWeb型電子カルテシステムの導入補助を実施しているところである。</p>

<p>当該項目に対する基本的考え方</p>	<p>(レセプト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レセプトの電子化・オンライン化については、平成21年11月25日の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」により、義務化対象範囲が一部縮小されたが、その後も、電子レセプトの請求率は増加している。 ○ レセプトの電子化・オンライン請求については、規制緩和が実施された後も、進行していることを鑑み、今後も電子化が進んでいない医療機関に対して、費用対効果を考慮しつつ、推進の取組みを実施していくべきである。 <p>(カルテ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子カルテは、業務の効率化を可能にし、現場の負担を軽減する有効なツールである。 ○ 一方、電子カルテを活用した効率化のためには、導入目的の明確化や業務そのものの改善が必要であるが、これらのステップを十分に踏まず義務化により電子化した場合は、各医療機関で十分に効果が発揮されないことが予想される。 ○ また、異なるベンダの電子カルテ同士の連携は現時点で十分とは言えず、各種取組みが実施されているところである。 ○ このため、厚生労働省は電子カルテ導入の普及のための環境整備の取組等を引き続き実施していくことが必要と考えられる。
<p>対処方針</p>	<p>(レセプト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 義務化対象範囲が一部縮小された後も、レセプトの電子化・オンライン化が進行していることを鑑み、厚生労働省は、費用対効果を考慮しつつ、引き続きレセプトの電子化・オンライン化の取組みを推進する。〈平成23年度以降〉 <p>(カルテ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省は、電子カルテの普及のための環境整備の取組みを引き続き推進する。〈平成23年度以降〉

項目名	医療情報の2次利用に関する規定の整備
規制の概要	<p>医学研究分野において、診療録及びそれらに付随する記録を匿名化した上で2次利用することは、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の中で、「個人情報を匿名化した場合には、匿名化した医療情報を患者の同意を得ることなく2次利用することが原則として可能であるが、医学研究分野については、それぞれの関連指針を遵守することが必要な場合もある」と、匿名化する場合であっても患者の同意を得る必要がある関連指針を定めているため、データの2次利用が妨げられている。</p> <p><根拠規定>「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」 「遺伝子治療臨床研究に関する指針」 「疫学研究に関する倫理指針」 「臨床研究に関する倫理指針」 「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病動向に基づく医療提供体制の整備や医薬品・医療機器の開発等を促進するため、患者の同意なしに匿名化した医療情報の2次利用が行えるように、ガイドライン等を改正すべき。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「疫学研究に関する倫理指針」 本指針においては、研究対象者の個人の尊厳と人権を守るために、疫学研究の実施にあたり、事前に研究対象者に対してインフォームド・コンセントを受けを原則とする。 しかしながら、資料としてすでに連結不可能匿名化されている情報のみを用いる研究については、疫学研究の倫理指針の対象ではない(第1の2 適用範囲)。 また、研究開始前に人体から採取された試料を利用する場合について、同意が得られていない場合でも、当該試料が匿名化(連結不可能匿名化又は連結

		<p>可能匿名化であって対応表を有していない場合)されており、倫理審査委員会の承認を受け、かつ、研究を行う機関の長により許可された場合については2次利用は行える。(第4の2の(2)人体から採取された試料の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「臨床研究に関する倫理指針」 <p>本指針においては、人間の尊厳及び人権を守るために、臨床研究の実施にあたり、事前に被験者からインフォームド・コンセントを受けることを原則としている。</p> <p>しかしながら、連結不可能匿名化された診療情報(死者に係るものを含む。)のみを用いる研究については、本指針の対象ではない(第1の2 適用範囲)</p> <p>また、研究開始前に人体から採取された試料を利用する場合について、同意を得られない場合でも、当該試料が匿名化(連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であって対応表を有していない)されており、倫理審査委員会の承認を受け、かつ、組織の代表者等から許可された場合については、2次利用は行える(第5の1の(2)人体から採取された試料等の利用)。</p> ・「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」 <p>本指針においては、その前文において「本指針は、人間の尊厳及び人権が尊重され、社会の理解と協力を得て、研究の適正な推進が図られることを目的とし、次に掲げる事項を基本方針としている。(2)事前の十分な説明と自由意思による同意(インフォームド・コンセント)」</p> <p>しかしながら、研究実施前に提供された試料については、同意を得られていない場合でも、連結不可能匿名化されていることにより提供者等に危険や不利益が及ぶおそれがない場合であり、倫理審査委員会の承認を受け、かつ、研究を行う機関の長により許可された場合については、研究への利用が可能であるなど、要件を満たせば、2次利用は行える(第4の13 研究実施前提供試料等の利用)。</p>
--	--	---

<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「遺伝子治療臨床研究に関する指針」 遺伝子治療臨床研究については、疾患の特性や対象となる患者の数が少ない等のため、診療における情報のほとんどが個人を特定できる情報であることから、匿名化することは困難である。したがって、本指針においては、診療録及びそれらに付随する記録を匿名化した上で2次利用することについて、特段の規定を置いていない。 ・ 「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」 ヒト幹細胞を用いる臨床研究については、疾患の特性や対象となる患者の数が少ない等のため、診療における情報のほとんどが個人を特定できる情報であることから、匿名化することは困難である。したがって、本指針においては、診療録及びそれらに付随する記録を匿名化した上で二次利用することについて、特段の規定を置いていない。
<p>当該項目に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療情報の2次利用については、インフォームドコンセントを得ることが望ましいが、一部の関連指針で、連結不可能匿名化した医療情報の2次利用については、インフォームドコンセントなしでの2次利用を認めている。 ○ なお、連結不可能匿名化が可能であっても、個人情報の保護は非常にセンシティブな問題であるため、一定の厳格な規定を各種関連指針で定めることについては、合理性があると考えられる。 ○ 「疫学研究に関する倫理指針」及び「臨床研究に関する倫理指針」については、連結不可能匿名化された診療情報は、指針の対象外であると規定しており、匿名化した医療情報の2次利用を認めている。 ○ 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」については、原則インフォームドコンセントを必要としているが、研究実施前に提供された試料については、連結不可能匿名化及び倫理審査委員会の承認等必要な手続き実施することにより、インフォームドコンセントなしでの医療情報の2次利用を認めている。 ○ 「遺伝子治療臨床研究に関する指針」及び「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」については、疾患の特性や対象となる患者の数が少ないなどの理

	<p>由により、診療における情報のほとんどが個人を特定できる情報であることから、匿名化することは困難であり、インフォームドコンセントなしでの匿名化した医療情報の2次利用を認めていない。</p> <p>○ 医療情報の2次利用については、今後、治験数や症例数の増加等による連結不可能匿名化の可能性を鑑みた上で、インフォームドコンセントを不要とした医療情報の2次利用について、今後拡大を検討すべき。</p>
<p>対処方針</p>	<p>・ インフォームドコンセントを不要とした医療情報の2次利用について、今後、治験数や症例数の増加等による連結不可能匿名化の可能性を鑑みた上で、関連指針の所管省庁は、今後拡大を検討する。＜治験数や症例数が一定程度増加した際に検討＞</p>

規制改革事項	医薬品の承認、一部変更承認及び軽微変更届における手続きの電子化
規制の概要	<p>医薬品の承認申請、承認事項の一部変更承認申請（一変承認）及び承認事項の軽微変更届は、平成9年よりフロッピーディスク及び書面（書面が正本）での申請が行われている。また、インターネットを通じたオンライン承認申請も可能とされているが、オンライン申請した場合でも、書面（紙）の郵送が求められるため、企業にとってメリットがなく、オンライン承認申請はほとんど利用されていない状況にある。</p> <p><根拠規定> 薬食審査発第0316004号「医薬品等オンライン申請・届出手続システムと厚生労働省電子申請・届出システムの連携停止について」</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン承認申請を普及させ、申請者の承認書保管の利便性を向上させるため、現在は書面が正本の扱いであるが、電子情報を正本とし、インターネットを利用したオンライン申請のみでの申請を認めるべき。また、オンライン申請の手続きの簡便化を図るべき。
要望具体例、経済効果等	
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <p>（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年3月末まで行っていた「オンライン承認申請」では、オンライン申請を正本とし、書類を副本として扱っていた。その後、平成19年3月に厚生労働省電子申請・届出システムを電子政府の総合窓口（e-Gov）に変更する際に改めて検討したところ、（1）平成19年3月末までに行っていた「オンライン承認申請」において、利用実績が1%にも満たず著しく低かった（2）医薬品等の申請窓口は、国以外にも都道府県、

		<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構、医療機器等の申請窓口は上記に加え登録認証機関があるが、e-Gov は、国以外の窓口とはオンラインが繋がっておらず不便なシステムとなっている</p> <p>(3) e-Gov の利用可能容量が小さい等の課題があり、平成19年3月末をもって当分の間、オンライン申請を停止することとし、オンライン申請の再開については、関係機関と意見交換のうえ、利用率の向上が見込まれる目途がついたものから順次対応することとした。</p> <p>上記(1)～(3)の状況及び将来においても大幅な利用の拡大が見込めず実施による効果に比して多大な費用を必要とすることから、実施は困難と認識している。</p>
当該規制改革事項に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品の承認の初回申請には大量の添付書類が必要なため、オンライン化には適しないと考えられるが、軽微変更届等については、年間の申請件数も多く、提出書類も比較的少量であるため、改めて事業者や経団連等の関連団体からオンライン申請に係る具体的な要望を調査すべき。 ○ 要望がある場合には、現在策定中である新たなオンライン利用計画の中間整理に記載されている通り、オンライン申請の費用対効果について検討すべき。
対処方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省は、オンライン申請に係る具体的な要望調査を実施する。＜平成23年度上半期＞ ・ オンライン申請について具体的な要望がある場合は、厚生労働省は、軽微変更届等のオンライン申請化について費用対効果を検討し、オンライン申請再開の是非について、検討し結論を得る。＜平成23年度中結論＞

項目名	教科書の電子化
規制の概要	<p>現行制度は、教科書は紙媒体を前提にしたものとなっており、デジタル化された教科書については想定されておらず、例えば、著作権法第35条ガイドラインにおいて、「校内LANサーバに映像コンテンツ等を蓄積すること」は「授業の過程」における使用にあたらないと規定され、法35条に規定する著作物の複製が認められていない。また、著作権法第33条では、教科書に収録されている著作物は、紙媒体として利用許諾を得たものであり、電子教科書での利用については想定されていない。</p> <p><根拠規定>教科書の発行に関する臨時措置法 著作権法第33条・第35条ガイドライン</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行制度は、教科書は紙媒体を前提にしたものとなっており、デジタル化された教科書については想定されていない。デジタル（電子）教科書の普及により、先進的な教育等を行うため、デジタル教科書も紙の教科書と同様の扱いとなるよう著作権法等の改正をするべき。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「教科書の発行に関する臨時措置法」等において教科書の、発行法は紙媒体の教科書を前提にしているが、教科書のデジタル化を行うに当たっては、単に紙媒体の教科書を電子媒体のものに置き換えればよいということではなく、紙媒体の教科書のあり方や発達段階を踏まえた対応についても多様な考え方があることから、デジタル教科書・教材、情報端末等の教育効果等についての実証研究等を踏まえた上で、デジタル教科書にふさわしい制度を検討していく必要がある。 ・ 昨年8月に文部科学省が発表した「教育の情報化ビジョン（骨子）」においても、「実証研究等の状況を踏まえつつ、紙媒体の教科書の在り方、教科書検定制度や義務教育諸学校の教科書無償給与制度など教科書に関する制度の在り方、著作権に関する課題等

		<p>についても、検討を行う必要がある」とされているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このため、デジタル教科書の発行法も含めた具体的な制度のあり方については、「学校教育の情報化に関する懇談会」における議論を踏まえ本年度中に策定される予定の「教育の情報化ビジョン」や、平成23年度以降実施予定の「学びのイノベーション事業」における実証研究等を踏まえ、デジタル教科書の具体像を明確にした上で、必要となる法令改正について検討することになるものと考えられる。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>当該項目に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル教科書（教科書準拠型デジタル教材）・教材のうち、電子黒板等に拡大提示して使用する「指導者用デジタル教科書」については既に開発・実用化されているが、拡大提示機器の整備不足のほか、各自治体の予算不足や認知不足等により大きな拡がりを見せるには至っていない。 ○ 一方、児童生徒側の端末で使用する「学習者用デジタル教科書」については、国の実証実験等を通じて、今後、調査研究・開発が進められる見通しである。 ○ 検定教科書については著作権法第33条の規定に基づき著作権者に掲載補償金が一律に支払われるのに対して、デジタル教科書への掲載にあたっては著作権者の許諾や著作権使用料の支払いが必要であり、著作権処理に時間と費用を要している。 ○ さらに、著作権法第35条において「授業の過程における使用に供することを目的とする場合」には著作物の複製が認められているが、権利者団体のガイドラインでは「授業の過程における使用」が限定的に解釈されているため、例えば教員が教材研究等のために校内LANサーバにデジタルデータを蓄積すること等が困難となっている。 ○ また、デジタル教科書については、教科書検定制度、義務教育諸学校の教科書無償給与制度等の外に置かれ、他の教材と同じく、学校設置者が必要に応じて購入・使用することとされている。

	<p>○ IT戦略工程表に沿ってデジタル教科書・教材を本格展開していくためには、実証実験を踏まえつつ、デジタル教科書に対する著作権法上の特例措置の適用のほか、紙媒体の教科書の在り方、教科書検定制度、義務教育諸学校の教科書無償給与制度など教科書に関する制度全般にわたって法改正を検討する必要がある。</p>
<p>対処方針</p>	<p>・ 文部科学省は、学校教育の情報化に関する懇談会の検討結果及び実証実験の結果を踏まえて、著作物のデジタル教科書・教材への掲載、学校における授業の準備や教材研究におけるデジタル教科書・教材の複製等について著作権法上の特例措置を検討するとともに、教科書検定制度、義務教育諸学校の教科書無償給与制度等の教科書に関する制度全般にわたって法改正を検討する。＜平成 24 年度中に検討・結論＞</p>

項目名	指導要録・表簿の電子化	
規制の概要	<p>指導要録のデジタル化については、学校教育法上明記されておらず、進んでいない。また、学校で保管する情報については、学校教育法では、「学校において備えなければならない表簿」という規定があり、紙で保存することとされている。</p> <p><根拠規定>学校教育法施行規則 第24条2項及び3項、第28条</p>	
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● ASPサービス等を活用した表簿等のデジタル化（電子化）により、保存のコストを削減する等のため、学校教育法施行規則等を改正し、電子化を認めるべき。 	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実誤認
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導要録について書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは現行の制度上も可能であり、文部科学省通知(平成22年5月11日付け「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」)等により周知してきたところである。 ・ 上記通知においては、指導要録には、各年度に、校長と学級主任がそれぞれ氏名を記入し押印することとしているが、これは法令上の義務ではなく、また、氏名の記入及び押印は電子署名を行うことで替えることも可能である旨を通知により周知している。 ・ なお、指導要録を含む表簿について学校教育法第28条では「学校において備えなければならない」と規定されているが、これは学校という場所を指すものではなく、情報セキュリティ対策等の技術面の課題の解決が図られるのであれば、ASPサービス等の活用は可能であると考えます。 ・ 学校における校務の情報化は、教育の質の向上と学校経営の改善に資するものであり、指導要録・表簿の電子化は重要であると考えている。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学副大臣のもとに設置した「学校教育の情報化に関する懇談会」において、押印の扱いも含めた校務関係文書のICT化、ASPサービスの活用方策の在り方等について検討を行っているところである。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>当該項目に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導要録について書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは、現行の制度上も可能であり、学校教育法施行規則等の改正の必要性はない。 ○ 他方、校務の情報化は、教育の質の向上と学校経営の改善に資するものであり、指導要録をはじめとする校務関係文書の電子化は重要である。 ○ このため、学校内部で指導要録を保存する際の押印の省略、学校設置者の枠を越えて指導要録の写し等を電子的に送付する際のデータ形式に関するルールの整備、電子的に送付する文書の真正性・機密性を確保するためのネットワーク環境や認証基盤等の在り方等の課題について基本的な考え方を整理し、学校設置者に対して示すことが必要である。
<p>対処方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省は、指導要録について書面の作成、保存、送付における情報通信技術の活用を推進するため、押印の省略、電子的に送付する文書のデータ形式に関するルールの整備、文書の真正性・機密性を確保するためのネットワーク環境や認証基盤の在り方等の諸課題について基本的な考え方を整理し、学校設置者等に対して周知を行う。＜平成23年度中周知＞

項目名	国税関係帳簿書類の電子保存の承認要件緩和
規制の概要	<p>電子帳簿保存法において記録の真実性及び可視性の確保等の要件により、国税関係書類の電子保存が可能とされているが、当該要件が過度に厳格なため企業の税務関係書類の電子化を阻害されている。また、領収証等に関し、スキャナ保存は三万円未満のものに限定されている。</p> <p><根拠規定> 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条 同施行規則第3条第1項及び第3項</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業・税務当局双方において生産性向上、省スペース・資源を図るため、企業の税務関係書類の電子化を促進すべき。 ● 電子帳簿保存の承認には、紙の保存よりも厳格なシステム要件（一貫性、検索機能、相互関連性など）が求められており、システム変更などの必要以上のコストがかかることから、要件を緩和すべき。 ● 領収証等に関し、スキャナ保存は三万円未満のものに限定されているが、金額を引き上げるべき。 <p><具体事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会計システムとは別個のシステムである「電子帳票システム」（会計データをイメージデータとして保管するシステム）を用いている企業が、電子帳簿保存法の要件（法第四条「一貫性」、規則第三条「検索機能」）などを満たしていないと判断され、電子帳簿保存に係る申請をあきらめた。（システム導入後に申請を取り下げるといった例もある。） ● 会計システムは、他のシステム（販売、仕入れ、経費等）とのデータのやり取りが行われるが、電子帳簿保存法の対象システムと判断されると、全てのデータ履歴を7年間保存する必要がある。社内全体のシステム見直しの制約になり、また相応のコスト・作業工数等が発生して対応が困難となりかねないことから、電子帳簿保存申請をあきらめた。 ● 会計システムは、他のシステム（販売、仕入れ、経

		費等)とのデータのやり取りが行われるが、法の要件(法第四条「一貫性」、規則第三条「相互関連性」)を満たしているかどうか、システム変更の都度、当局との確認を行っている。不備な場合には、相応のコスト・作業工数をかけ修正している。
担 当 府 省 か ら の 回 答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	(財務省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制改正については税制調査会において検討されることとなっている。 ・ 各税法における帳簿保存制度は、税務申告の基礎となり、税務調査等の対象となる重要なもので、帳簿書類を電子データにより保存する場合であっても、紙による保存と同程度の信憑性が確保されなければならないため、一定の要件を課すことは適正課税の観点から必要。そのため、電子帳簿保存法等により、真実性及び可視性等を担保することとしており、適正かつ公平な課税の実現のためには、安易な要件の緩和は困難。 ・ 領収書等の3万円という基準は、税務行政の根幹である適正・公平な課税を確保しつつ、電子化による企業のコスト削減を如何に図るかという観点から、一般的に保存されている領収書の過半が3万円未満の領収書であるという業界団体の調査等も参考としつつ、業界団体等とも意見交換した上で定めたものである。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	(財務省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 真実性及び可視性を担保するために必要な要件が現行の規定で適切か否かはシステムや電子計算機の技術の進展を踏まえて、詳細な検討が必要であると考えており、電子データによる帳簿書類の保存の実態や技術動向の把握を行うことについて、予算措置の手当ても含め検討したい。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
当該項目に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正かつ公平な課税の実現のためには、真実性及び可視性等を担保することは必要である。 ○ 電子帳簿保存について普及させるためには、紙による帳簿保存で求められる要件と同等であるべき。 ○ 電子領収書や情報通信技術を活用した電子帳簿保存 	

	等の新たな仕組みについて、検討を行うべき。
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務省は、電子データによる帳簿書類の保存の実態や技術動向の把握及び紙帳簿保存と電子帳簿保存の同等性を実現する技術的検討を速やかに行う。〈平成 23 年度中把握・検討〉 ・ 財務省は、領収書等のスキャナ保存について、社会のニーズを踏まえた金額までの拡大を検討する。〈平成 23 年度中検討〉

項目名	電子的な手法による労働条件の明示
規制の概要	<p>使用者が労働者に対して明示する賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、FAXまたは電子メールでの提示ができない。</p> <p><根拠規定>労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者の合意があれば、明示方法を書面の交付のみならず、FAXまたは電子メールでも可能とするべき。 ● 労働条件の明示に当たり、FAXや電子メールの利用が認められれば、手続きの簡素化、労働者に対する迅速な情報提供に資することが期待できる。
担当府省からの回答	<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書面以外のFAXや電子メールの方法では、FAXや電子メールを利用できなかったり、利用することを苦手としている方々が実質的に受信を強制されたりするなど、弱い立場の労働者が一層の負担を強いられる、労働条件を巡って労働者と使用者の認識が異なってしまうなど、トラブルの元となるおそれがある。 ・ 電子メール等の明示では受信証明や記録の保全が困難で労働条件の記載量によっては携帯電話に全て表示されない可能性がある。
	<p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p> <p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な労働条件の明示が適切になされていない事例が多数見られる中、まずは法令遵守の徹底を図ることが先決であり、電子メール等による労働条件明示については、慎重に検討することが必要。 ・ 検討の具体的なスケジュールについては未定である。また、労働者保護の観点から関係労使団体を交えた慎重な検討も必要であると考えます。 ・ 労働基準法施行規則の改正には、公労使三者構成の労働政策審議会労働条件分科会での議論が必要である。

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	
<p>当該項目に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者保護の観点から労働条件の明示は重要であり、電子的明示が紙面による明示と同等の役割を果たせることが求められる。 ○ テレワークや日雇い派遣など就労形態が多様化する中で、紙で受け取るよりも FAX や電子メールで受け取った方が確実な場合もあると考えられる。全ての労働者に対して紙で交付するのではなく、紙の書面による労働条件の明示を望む労働者に対しては紙で交付しても良い場合も想定される。 ○ 労使関係と同様、力関係に不均衡のある親事業者・下請事業者間の取引について、下請事業者を保護する趣旨の下請代金支払遅延等防止法第3条の書面交付義務については、電子的な手法が認められており（下請事業者の承諾が要件）、労働条件の明示についても同じように考えることは可能である。
<p>対処方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省は、労働者の保護・利便性に配慮した通知手段の選択を検討し、公労使三者構成の労働政策審議会労働条件分科会で議論・結論を得る。＜平成23年度中議論・結論＞

項目名	特定の商取引において義務付けられた書面交付の電子化
規制の概要	<p>特定商取引契約等の各種書面交付義務において、「書面を交付」との記載はあるが、電子メール等の電磁的記録による書面の交付が認められるか否かについては条文上明記されていないため、郵送による書面交付を行っている。</p> <p><根拠規定> 特定商取引に関する法律 第4条、第5条、第18条、第19条</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込者への速やかな通知による迅速な商取引や企業等におけるコスト削減（紙等消耗品費や郵送費等）に繋がることから、特定商取引契約等において電子メール等の電磁的記録による書面交付を認めるべき。
担当府省からの回答	<p>（消費者庁、経済産業省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引法は、事業者と消費者間の商取引にかかる立場及び情報の格差、不意打ちの勧誘による消費者の冷静な判断の欠如等から生じる特定の商取引でのトラブルを防止し、消費者の利益を保護するために意図的に上記弊害を是正している規定である。そのため、トラブルの生じやすい取引類型ごとに諸規定を設けている。ご指摘の電子的交付については、上記法の趣旨であるところの消費者保護を後退させるに過ぎず、事業者にとっても取引の安定性が害されることから、実施は困難。 ・ 特定商取引法に定める訪問販売や電話勧誘においては、不意打ちで勧誘を受けることによって、取引条件等が不明確なうちに契約を結んでしまい、その後トラブルとなってしまうことを未然に防ぐため、全ての消費者が自分の結んだ契約内容を確実に確認できるよう、取引条件を明らかにした書面を直ちに交付することを定めている。更に、消費者の注意を喚起するため、赤枠赤字で記載すべき事項を法文上定めており、書面の電子的交付ではこれらの要請が必ず満たされる保証がない。 ・ 事業者が訪問販売により、営業所等以外の場所で契約を締結したときには、法第5条の規定において「直

	<p>ちに」契約書面を交付することが義務付けられている。これは、購入者等の契約の申込み行為が完了した際に、その場で交付することを意味しており、書面を電子的に交付した場合は、消費者と事業者が対面している中、法の意図する交付をすることは困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話勧誘販売において事業者が電子メール等で書面を交付したとしても、消費者が電子メール等を受領していないと主張した場合、受領の有無をめぐる無用なトラブルが生じる恐れがある。消費者が受領していない場合、クーリング・オフの起算点は書面受領日まで延長されるため、取引の安定を害するおそれがある。
【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
当該項目に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書面交付が「直ちに」要求される訪問販売と、「遅滞なく」要求される電話勧誘販売、業務提供誘引販売を区別し、後者においてのみ電子的手法を認めることは可能ではないか。 ○ 電子的交付についての消費者の同意があった場合でも、一定期間内に限り消費者が改めて書面の交付を要求することができることにするとといった工夫をすることにより消費者の利益を確保することができる。 ○ 特定商取引法において事業者の書面交付義務が規定される取引類型においては、書面交付義務の他に、クーリングオフや再勧誘の禁止等によって消費者の保護が図られており、書面の電子化のみによって直ちに消費者保護に欠ける状態になるとは認めがたい。もっとも、これらの取引類型について、書面の電子化等による効率化の要請が実際にどの程度あるのか不明であり、まずはその点の検証がなされるべきである。
対処方針	—

項目名	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の電磁的交付
規制の概要	<p>保険契約の保険募集に際して解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法としては、現状、「書面の交付」のみに限定されている。</p> <p><根拠規定> 保険業法施行規則第53条第1項第3号、第2項</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子的交付により、事業者及び消費者の双方の合理化を図るため、省令改正等により電磁的方法による提供を可能とする。 ● 現行の規制は、消費者保護になっている面もあるが、国民の自由な選択を阻害し、過度にパターンリステックになっている面もある。一切禁止するのではなく、電磁的交付と濫用防止措置とセットで運用すべき。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>(金融庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無解約返戻金型保険商品については、保険契約者等の保護の観点から、その開示のあり方のみならず、商品設計を含む様々な論点について指摘がなされているところであり、こうした点を踏まえ、引き続き専門的な見地も交えながら検討を行っていきたい。 ・ 無解約返戻金型保険商品に関しては、保険募集等に係る規制のあり方に関する検討の一環として、金融審議会の場で検討が行われてきたところであり、引き続き専門的な見地から検討を行っていくこととしている。 ・ 一般的に、書面交付の方が、電磁的方法よりも、説明内容の伝達の確実性が高いと考えられ、書面の交付に代えて電磁的方法による提供を認めている場合であっても、相手方の承諾等を条件とする例が多いと承知している。 ・ 無解約返戻金型保険商品については、解約した場合に払い込んだ保険料が一切戻ってこない特殊な商品であり、金融審議会の場においても、商品設計のあり方や解約返戻金の開示のあり方等様々な点につい

		<p>て指摘がなされているところである。したがって、無解約返戻金型保険商品のあり方全体についての議論を抜きにして、保険募集の際の書面の交付に係る規制緩和のみを先行して行うことは困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件については、金融審議会において、商品設計のあり方等の他の論点と併せて引き続き検討していくことが必要とされている。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
当該項目に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年6月金融審議会金融分科会第二部会保険の基本問題に関するワーキング・グループ「中間論点整理報告書」で無・低解約返戻金型保険商品のあり方について問題提起されたが、現状では契約時の書面交付の是非について議論する段階に至っていない。 ○ まずは速やかに当該保険商品のあり方についての審議を行うべきで、現時点で本手続きについて電子化を進めるべきと判断する状況にはないと考えられる。審議の際は、消費者保護の観点に加え保険契約者の利便性、自由な選択という観点も配慮すべき。
対処方針		—

項目名	匿名化された個人の情報の活用
規制の概要	<p>個人情報保護法において個人情報とは当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものが「個人情報」（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）とされているが、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」の扱いがガイドライン上明確でない。</p> <p><根拠規定>個人情報保護法、各個人情報保護ガイドライン</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 匿名化された情報の活用が促進するため、従業者が匿名化情報にしかアクセスできない等の社内規程が整備されている場合は、当該匿名化情報については個人情報保護法が適用されないこと等について明記するよう、各種ガイドライン等を改正すべき。
担当府省からの回答	<p>（消費者庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「従業者が匿名化情報にしかアクセスできない等の社内規程が整備されている場合は、当該匿名化情報については個人情報保護法が適用されないこと等について明記する」ことについては、従業者が匿名化情報にしかアクセスできない場合でも、役員その他個人情報取扱事業者内の他の者等が個人データベースへのアクセスが可能であり、特定の個人を識別できるような場合等であれば、当該匿名化情報は、当該事業者が保有する「個人情報」に該当し、個人情報保護法が適用されることとなる。 ・ 一方、事業者内の誰もが個人データベースへのアクセスができない等、匿名化情報について、他の情報との照合が困難であり、特定の個人を識別できないのであれば、当該匿名化情報については個人情報保護法が適用されないこととなります。この場合、特定の個人を識別することができない匿名化情報については、本法の適用対象外であることは明白。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	
<p>当該項目に対する基本的考 え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該項目の消費者庁や各省からの回答において、「事業者内の誰もが個人データベースへのアクセスができない」という事業者内で保有する個人データベースにおいて想定し難い場合を、匿名化情報が活用できる例として示されている等、匿名化情報を具体的に活用できる場合が非常に分かりづらい。 ○ 匿名化された情報の活用が促進するため、匿名化情報に関する具体的で分かりやすい例示や規定を各府省の個人情報保護ガイドラインや事例集等に規定するべき。
<p>対処方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁は、標準ガイドラインにおいて、匿名化された情報の具体的な事例や規定等を記載し、各府省の個人情報保護ガイドラインに反映させる。＜平成23年度上半期中標準ガイドラインの整備、平成23年度中各府省の個人情報ガイドラインへの反映＞ ・ 各府省は、具体的な規定を盛り込むように個人情報保護ガイドラインや事例集等に規定する。＜平成23年度中措置＞

項目名	データセンターの国内立地環境整備	
規制の概要	<p>コンテナ型データセンターの設置に関して、以下の法令に関する解釈がはっきりしていないため国内立地が進んでいない。</p> <p><根拠規定> 建築基準法第2条第1号 消防法第17条第1項</p>	
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● コンテナ型データセンターの国内立地を促進するため、建築物に該当しないことを明示してほしい。 ● コンテナ型データセンターについて、建築物としての許認可に時間を要する、防火対象物としてスプリンクラーの設置が必要になる等の理由で国内立地が進んでいない。 ● 海外で普及しているコンテナ型データセンターの国内立地推進において、障害になっている建築基準法及び消防法の運用基準を明らかにしてほしい。 	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテナ型データセンターに係る建築基準法における取扱いの明確化については、「新成長戦略の実現に向けた3段構えの経済対策」の「5. 日本を元気にする規制改革100」において「その利用実態を踏まえて建築基準法の対象外とする措置を平成22年度中に講じる」旨記載されており、平成22年度中に取扱いを明確化し、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し周知徹底を図る。 <p>(消防庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法の運用の明確化については、既に第18次構造改革特区提案に対して、コンテナ型データセンターが建築物以外の工作物となる場合の消防法の取扱いについて、運用の指針を明確化し、平成22年度中に消防機関等に対し周知徹底を図る。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテナ型データセンターの設置について、無人運転が基本である等、その利用実態を踏まえ建築基準法上の建築物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。 <p>(消防庁)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 「建築物である防火対象物の消防用設備等の設置単位は、特段の規定のない限り、敷地単位でなく、棟単位であることは、「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付け消防安第26号）により既に示されている。消防法規制の対象となる「防火対象物」とは、消防法第2条第2項において、「山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物」とされており、建築物は工作物の代表例としていることから、建築物以外の工作物の消防用設備等の設置単位についても上記通知の考え方を踏まえるよう運用の指針を明確化し、平成22年度中に消防機関等について周知徹底を図る。
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
当該項目に対する基本的考え方	○ 担当府省による平成22年度中の対応についてフォローアップを行う。
対処方針	—

<参考>

構造改革特別区域推進本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>

項目名	プロバイダ責任制限法の対象拡大
規制の概要	<p>プロバイダ責任制限法第3条では、不特定のものに受信されることを目的とする電気通信の送信により、他人の権利が侵害された場合の特定電気通信役務提供者の民事上の責任を免責される範囲を明確化しているが、刑事上の責任については免責される範囲が明確化されていない。</p> <p><根拠規定>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● プロバイダが必要以上の責任を負わないようにするため、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を刑事法上も免責範囲を明確化すべき。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>(総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 プロバイダ責任制限法検証WG」(主査 東京大学長谷部恭男教授)において、プロバイダ責任制限法の検証を実施しているところであり、平成22年度中に結論を得る予定。 <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>
当該項目に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掲示板管理者等が第三者のアップロードした違法情報について責任を問われる範囲については、名誉毀損や著作権侵害などの損害賠償責任に関しては、プロバイダ責任制限法が違法情報の具体的認識を必要とする一方で、わいせつ物公然陳列や児童ポルノ公然陳列などの刑事責任については、同種の限定がなく、「未必の故意の法理」などにより後者の方が広く責任を認められるかのような事態を生じている。 ○ もっとも、実際の刑事事件において摘発されているのは、違法情報のアップロードを誘引するなど、悪質な掲示板管理者等に限られており、未だ一般の事

	<p>業者のイノベーションを阻害する要因になっているとまでは言い切れない。</p>
<p>対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省は、「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会 プロバイダ責任制限法検証WG」（主査 長谷部恭男東京大学教授）による検討結果を踏まえ、所要の措置を講じる。＜平成 23 年度中措置＞